

第百二十八回
国会

参議院政治改革に関する特別委員会会議録第七号

平成六年一月六日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

一月五日

辞任
永田 良雄君

一月六日

有働 正治君

辞任
糸久八重子君
西山登紀子君
下村 泰君

補欠選任
角田 義一君
藤澤 弘君
青島 幸男君

補欠選任
大木 浩君
西山登紀子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

本岡 昭次君

下村 耕吉君

関根 則之君

松浦 功君

一井 淳治君

上野 雄文君

白浜 一良君

平野 貞夫君

吉田 之久君

吉川 春子君

委員

大木 浩君

岡 利定君

鎌田 要人君

久世 公堯君

坂野 重信君

清水 達雄君

鈴木 貞敏君

国務大臣

内閣総理大臣

外務大臣

法務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

委員以外の議員

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

橋本 敦君

堀込 征雄君

岡田 克也君

三原 朝彦君

太田 昭宏君

川端 達夫君

細川 護熙君

羽田 孜君

三ヶ月 章君

藤井 裕久君

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第三部長

総務庁行政監察局長

防衛庁教育訓練局長

防衛庁人事局長

防衛施設庁事務部長

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

伊藤 茂君

神崎 武法君

坂口 力君

五十嵐広三君

佐藤 観樹君

武村 正義君

石田幸四郎君

上原 康助君

愛知 和男君

久保田真苗君

本日国会に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政党助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○委員長(本岡昭次君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を開会いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び政党助成法案(閣法第四号)

事務局側

常任委員会専門員

佐藤 勝君

経済企画庁調整局長

法務省民事局長

外務省経済局長

事務代理

外務省条約局長

大蔵省主計局次長

農林水産大臣官房長

自治大臣官房審議官

自治省行政局選挙部長

谷合 靖夫君

上野 博史君

竹島 一彦君

丹波 實君

朝海 和夫君

濱崎 恭生君

小林 惇君

小澤 毅君

(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)(いずれも橋本敦君発議)、以上六案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○関根則之君 新年明けましておめでとうございます。

昨日は、職権による委員会開会という多数の横暴とも思える挙動がございましたので、私どもとしては残念ながら審議に参加することができなかつたわけでございます。本日から審議を進めさせていただきますと思っておりますので、しっかりとした政府の答弁をお願い申し上げます。

この前、私の総括質疑におきまして、比例選挙におきまして名簿の提出資格につきまして衆議院と参議院で政党要件が違ふことにつきまして申し上げたところ、明確な答弁が得られなかつたわけでございますけれども、それに対する政府の統一見解が出ましたらひとつ御答弁いただきたいと思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 過日の先生の御質問に対して、今回の政府の提案、政党であるかどうかの判断基準として政策判断として御提案申し上げた、こうした趣旨の御答弁をさせていただいたわけですが、その中で、衆議院の三割、そして参議院の四割と、この観点について御質問をいただきました。改めてこの衆議院選挙得票率要件についてお答えをさせていただきます。

衆議院と参議院では定数、名簿届け出にかかわる候補者数要件等選挙制度の仕組みが違ふこともあり、選挙に際しての候補者名簿届け出にかかわる得票率要件について衆議院と参議院との間に相違が生じているものであります。

なお、参議院の選挙制度については政党要件も含め今後各党各会派において十分御議論賜りたい、以上のように考えているところでございます。

○関根則之君 私が質問をいたしました趣旨は、

参議院の選挙と衆議院の選挙と同時選挙というのはこれからもあり得るわけですよ、そういう同時選挙が行われるときに、全く同じ政党で例えば国会議員を五人以上有しているような一人前の政党が、衆議院の方には名簿が出せなくても自分の党の参議院の公認候補の名簿が出せない、そんなおかしいことがあつていいの、半人前の政党としての扱いが受けられないのか、それはおかしい。法律上におかしい。幾ら政策判断があろうと、まさかそんな政策判断が正しいと思つていられるわけじゃないでしょう。しかし、そういう政策判断の面からお答えをいただいておりますけれども、仮にそういう政策判断があるにしても、法律上まことにおかしいことになつていて、法律的な説明ができないではないか、こういうことを言っているんですから、それに対するしっかりした答弁が実はいただきたいわけでございます。しかし、まあこの問題はここで幾らやっても時間ばかりたつてしまふと思つたので、引き続きこういう問題については懸案として残しておきたいと思つております。

なぜそういう問題が起つてきたか私なりに考えてみますと、要するに今度の衆議院につきましても、選挙制度の改革の案をおつくりになるときに、時間が忙しかつたという点はあるでしょう、そういういろいろなほかにも事情はあると思つたけれども、いずれにいたしましても参議院のことを十分考えていなかった。十分考えていなかったために当然法律上平仄をとつて衆議院の案をこしらえるべきところが手抜かりになつてしまつた、私はそういうことではないかと思つております。

法制局長官にもこの間御意見を伺いましたけれども、これから参議院の方は直すからそれでいいんだというふうな感じの御答弁があつたわけですが、それと、そういうものじゃない。国の法律の体系の中で、一つの法律を直そうとしたら、それと関連の平仄の合わない事項がほかの法律にあれば、それを直していくというのがこれはもう当然の仕事ですよ。役人の皆さん、そういうことをい

つもやつていくでしょう。法律をつくるときに関連法の改正に関する法律というのを別途用意することもありますし、そういうことで整理をして、日本の国の法律体系の中ではこれで平仄が合つていますよ、間違ひありません、不適合ありませんというふうな形にして出すんですよ。

それをやらないといふのはやっぱり問題じゃないかといふことを指摘しているわけでございますから、もう一回重ねてちよつとお願いしたいんですが、この問題につきましても引き続き御検討をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 前回は前段お答えさせていただきましたとおり、参議院の四割といふところをにらんで衆議院の場合三割と政策判断した次第でございます。今御指摘の、いやこつちもこつちも整合性を全部整えるべきではないか、この点につきましては、今回の改正に当たりましては、参議院の選挙制度については、制度全体の改革についての議論が始まつているところでございます。

したがつて、基本的にはその問題について政府の提案としてはできる限り手を触れない、そこでの議論といふものを尊重しなければならぬ、こういう前提に立つていられるわけでありまして、そうした中で今回の改正に即してどうしてもやっぱり手をつけなければならぬところ、例えば戸別訪問の問題、あるいは選挙の通常のはがきの問題、ビラの配布の問題等々につきまして、どうしても関連して手をつけなければならぬ、こういう部分については今回その内容として提出させていただいたわけでありまして、制度の根幹に触れる部分その他につきましてはこれから議論といふものを待ちたい、こういう基本的な姿勢でございます。

○関根則之君 いみじくも答弁の中で、戸別訪問の問題とかそういうところは直したけれどもほかのところは直さなかつた、こういうことですか、これはやっぱり法律的にそこまで手が届かな

かつた。これはおかしいんですよ。おかしいことなんですよ。それを率直にやつぱり認めるべきだと思います。

いずれにしても、これは単に各党各会派でこれから議論をしていただいたらよろしいんだろうと、相も変わらず、私の方は知りません、あなたの方でやつてくださいといふような答弁、まことに不十分だと思つてまいりました。と同時に、政府の中でも、法律体系を自分たちで所管しているんですから当然検討をしていただきますように、これは要請をしておきたいと思つております。

この問題にばかりいつまでもかかつていくにいきません。ただ、一つだけ申し上げておきますと、これはやつぱり閣法、内閣提出の法律なんですから、少なくとも、そういう各会派と統合をとるのが難しいかもしれませんけれども、政府として政府案として法律を出す以上はほかの関連法律につきましてもきちつと整理をして出す、それが内閣の私は責任だろうと思つて、日本の長い議会制民主主義の歴史の中で、不肖私も及ばずながら公務員としてそういう仕事を長い間させていただきましたが、それが日本の役所の仕事の進め方だと、それが落ちていたからそれでも構わないんだといふことではこれはおかしくなるといふことだと思つたので、その点はしっかりと認識して対応していただきますようお願いを申し上げます。

問題を次に移しまして、法律の問題に入ります前に二、三最近の予算編成等につきましてお伺いをいたしたいと思います。

景気の低迷の状況といふのは大変なことでございます。私もそれは暮れから正月にかけまして選挙区へ参りまして、有権者の方々といろいろとお話をしてまいりました。大変深刻な状況をもつて、早くへ行つても聞かされるわけでございます。早く景気対策にしっかりと取り組んでもらいたい、そういう話を伺うわけでございます。特に、私の選挙区は、自動車関係の下請と申しますか部品生産工

場等が非常に多いところがございますけれども、そういうところへ行きますと、もう仕事が多くなると言います。どうするんだという点を真剣に訴えているわけでございます。そういう点を考えましても、早く予算をつくって景気対策をしっかりとやっていかなければいけないんじゃないかと思うわけでございます。

例年、年内編成というのは当然のこととしてやってきたわけでございますが、残念ながらことは、今回の場合には年内に編成ができなかった。一月中もちょっと無理なようだ、二月に入るとではないかということが心配されているわけでございますが、総理、現在の景気の状態の中で、本格的な新しい年度の予算を一体どう組んでいくのか、また、それはいつごろまでにつくらないければいけないのか、またつくりたいのか。予算編成がいづつになるのか、ちょっと教えてください。

○国務大臣(細川護国公) 現下の経済情勢につきましては、大変私も憂慮いたしております。一刻も早く不透明感が払拭できますように、曙光が差し込んでくるように全力を尽くしてやってまいりたいと考えております。

第三次補正予算による十五カ月間の切れ目のない当初予算と合わせた景気刺激型の予算を含みます総合的な経済対策というものを中甸をめぐって策定をするということにしております。できる限り早く当初予算も編成をしたいということで目下努力をしております。

○閣根則之君 大変何か他人事のような答弁のようには感じられるんですけども、

新聞紙上等では、二月の四日とかそういう数字が出ていて、十日が予算閣議だというようなことが出ておりますけれども、具体的な日程はどうなんでしょうか。具体的にお願いします。

○国務大臣(細川護国公) 具体的には今おっしゃったようなことはまだ全然検討しておりません。できる限り早くということを考えておりますが、極力圧縮をしてどの程度縮まるのか、その辺

の作業の手順につきましては大蔵大臣の方から御答弁いたします。

○閣根則之君 今の時点でまだ大体いつごろになるのか見当もつかないというようでは本心に心配なんです。二月の終わりと三月になって予算編成なんかやっていると、年度が経過して五月、六月、七月ぐらいいになっちゃうんじゃないですか。もう年度が半ば進行してから予算が成立するというようなことでは、本来景気が悪いときに国民経済を押し上げていくのが政府の経済政策、政府の仕事だと思ふんで、今のようない状態だったら国民経済の足を引っ張ってしまうんじゃないですか。

今、総理は第三次補正予算のお話をされましたけれども、もちろん補正予算も必要ですよ、しかし補正予算よりも何よりも、大もとになる通年予算というものがしっかりとできていまして、もう総理にそんなことを申し上げる必要は全くないと思うけれども、やっぱりこの当初予算というのがどうしても大事なんです。それが骨格、骨組みであって、それに足りないところを足していくのが補正予算、追加予算なんです。あくまでもその根っこがしっかりとしていなければどうにもならない。

政府にとつて、自動車に例えればカソリンのようなもの、それが予算だと私は思います。予算がなければどんなに経済政策を言っても、経済というのは現ナマで動いていくんです。金の手当てがつかなければ、公共事業にどれだけの金、生活保護費をどの程度上げていくのか、医療費をどう措置していくのか、そういうことがきちっと金目が出ていかなければ本場の経済というのは動かないわけですよ。かけ声だけではだめなんです。

そういう意味で、この当初予算というのは非常に重要なものであるというふうに考えますので、補正予算でこまかすというんじゃないで、当初予算をどうするかということに本が一日も早く決めて編成をしていただきたいと思ひます。

せっかくですから、大蔵大臣、どんな感覚でおいでになるのか、教えてください。

○国務大臣(藤井裕久君) 今の閣根委員のお話のとおりで、私は通常予算というのは国民生活全体を通じての細川内閣としての基本的姿勢を示す重要なものだと思ひます。したがって、全体を通じての通常予算、平成六年度予算は、きつぎ総理がお答えになりましたように、できるだけ早く取り組んでまいりたいと思ひますが、同時に補正の……

○閣根則之君 具体的に。

○国務大臣(藤井裕久君) これはできるだけ早くと言ふ以上には今お答えできる段階ではありませんけれども、第三次補正はまさに景気対策そのものの予算でございますから、国民生活全体というよりは景気に一番配慮したものであるということの意味において第三次補正というものは非常に意味のあるものである、このように御理解いただきたいと思ひます。

○閣根則之君 三次補正がいけないと言っているんじゃないんです。それも大事だけれども、やっぱり土台になるのは通常予算でしょう。それが土台になって組んでいく。十五カ月予算と言つたって、もうきようは一月六日です。ぐずぐずしていつまで編成の日程が決まっていけないのか、また十五カ月が十四カ月になり十三カ月になつていつてしまふんじゃないですか。しかも、当初予算の成立が五月いっぱい無理かもしれませぬ。六月、七月になつてしまつたら、もう大変なことになるじゃないですか。そういうことのないようにお願いしたい。

それから、国は国でいいでしょう、皆さんがやっているんですからね。だけど、三千三百の地方団体が本当に困っているんですよ。

私は仕事柄、今度も市町村長さんや議員さんたちと随分接をいたしました。その中で、みんな心配をしているんですよ。市町村や県は、自分なりにその地域の経済というものを考えたときに、自分のところの予算をどうするか、それによって

地域の景気の回復ということを実際に考えているわけですよ。そういう人たちが来年度の予算をどうやって組んだらいいかわからないわけですよ。この前もそういう質問を申し上げましたけれども、具体的に投資的経費をどの程度組んだらいいの、国庫補助金をどの程度見込んだらいいの、それに伴つて自分たちの持ち出しの地方負担額をどう組むべきなのかわからないわけですよ。自治大臣、それじゃ本当に困っちゃうでしょう。

それから、お年寄りに対する福祉行政とか何とかいって、現実に予算をきちんとして特別養護老人ホームを幾つくるんだ、そういう予算を手当てしないといけないわけでしょう。入所のための経費をどの程度にするんだとか。子供の学校だってそうですよ。高等学校の授業料をどうしていくか、上げるのか下げるのか、その辺のところだつて決めてやらなければ国民だって困っちゃうんですよ。福祉も学校教育も社会教育も、すべての面にわたつて予算の見通しが立たないと、市町村の行政が組めないと同時に、それによって影響を受ける国民の生活設計が立たなくなるわけですよ、自分たちがどうしていいの。

そういう非常に大きな影響を及ぼす問題ですから、早く国の予算をつくり、予算ができなかつた方針だけでも早く決めてもらつて、事業をどう組んでいくのか、規模をどうするのか、伸び率をどうするのか、そういうことを決めてもらつて、早く市町村へ、県へ連絡をしてやらなきゃいけないじゃないですか。

そういう段取りをどういうふうにするのか、ここでも一回御説明してください。

○国務大臣(佐藤誠樹君) 閣根委員が御心配いただきますように、私も、三千三百の地方自治体を指導する立場からいまして、御指摘のとおりだと思ひます。

したがって、閣議の中でも自治大臣という立場におきまして、一月末までに税制改正大綱、地方財政計画、これはぜひつくつて、そして地方自治体に示すことができる、知事査定等に極力迷

惑がかからないようにその基本だけはとにかく示さなきゃいかぬということを声を大にして言っておりますので、ぜひともそれは実現をさせていかなきゃならぬ、それが自治大臣としての責任だと思っております。

○閣根則之君 自治大臣が早くやるということに頼もしい御答弁でございますので、そのとおりやってもいいと思います。今おっしゃったことのアフターケアといいますが、それを我々もきちっと見させていただきたいと思っております。

ところで、来年の予算を組むということになりますと、税収の見通しがどうなるのか、これは大変なことになってくるんじゃないかと思うんですが、国税の最近の収入状況、途中で補正をやっておりますが、当初予算に対してどの程度落ち込みが出てきてしまっているのか。同じように、地方税につきましてもこの間都道府県税収が発表になって、何か平成四年度では七・六％の三角が立ってということ、昭和五十年以来です。十七年ぶりに実質的な絶対額での減少が起こったということでしょう、対前年度。これは大変な事態なんですよ。

昭和五十年、あのころ私は財政担当をさせていただいておりましたので本当に真剣になって走り回ったという経験を持っておりますけれども、こういう状態の中で、ことしの税収が当初の地方財政計画に見積もった額に対してどの程度になるのか、また予算で各都道府県、市町村が見込んでおりますけれども、そういうものに対する落ち込みの度合い、どの程度になるのか、ちよっと見通しをお聞かせください。大蔵大臣と両方。

○国務大臣(藤井裕久君) 御承知のように、第一次補正に対して第二次補正は五兆五千億を出したわけでございます。それに対して、現在、十一月末の数字が出ておりますが、大体その範囲でおさまるようである、十一月末ではこういうことは申し上げられると思っております。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 今年度は約一兆円の減収見込み、そして来年度についてはもちろんまだ

わかりませんが、いずれにいたしましても、景気の悪いときでありますから多少借金をしても地方財政計画あるいは地方自治体の運営そのものがいわば景気の下支えになっていくわけでございますから、私といたしましても、今八十八兆の借金を今年度で抱えるわけでございますけれども、この際やはり、地方自治体というのは北から南まで三千三百、そこで地域経済、地域社会を支えておるわけでございますから、そういった意味で地方自治体が運営に困ることのないよう景気の観点から十二分に配慮してやっていかなきゃならぬ、こう考えております。

○閣根則之君 十一月末現在では五兆五千億の落ち込みでとまっているということですが、これからは先、三月末といいますが、今年度収入が終わりますまでにまだ多分落ち込みが出てくるんじゃないかと思っております。

そういう状況の中で、総理、これから平成六年度の当初予算を組んでいく、そうなるかと減税を何かこの間の記者会見で総理は七兆円とかいう数字を出していらしたという報道がございまして、それでは政府・与党の中で御協議をいただいているところでございます。いましばらく時間をいただきたいと思います。

○国務大臣(細川護国君) そういう具体的な数字は申し上げたことにはございません。まだこの点につきましては政府・与党の中で御協議をいただいているところでございます。いましばらく時間をいただきたいと思います。

○閣根則之君 しかし、減税はおやりになるといふ基本的な方針はお持ちでございますか。

○国務大臣(細川護国君) そういう御期待が強いことを重く受けとめております。

と私は思いますよ。みんな思っていると思うんですよ。しかし、総理としては責任がおりになりませんから、それで多分なかなかそうはつきり言えないということだと思っておりますけれども、私は理解としては減税は多分やるというふうな受けとめます。

そうしますと、その減税の財源はどうするんですか。消費税の税率を上げていくんだと。一％上げれば大体二兆円ですか、もうちょっとあります。例えば六兆円減税をするということになれば三％消費税を上げればまあ財源としては見合うわけですよ。今、ある程度まとまった減税財源ということになれば、これは酒税をいじったって、地価税をいじることではないでしょうけれども、たばこをいじったってそんな大きなまとまった金なんて簡単に出てくるものじゃないんです。

総理は、直間比率を是正したいということ、八月の段階で本会議でお願いしましたね。直間比率は是正というのはどの程度おやりになるというおつもりなんですか。というのは、直間比率の是正というのはせいぜい一〇％ぐらい動かさなきゃは正というのにならないでしょう。今、大体国税で七〇・三〇ですか、三〇に足りないんですけれどもね。地方税で間接税というのは今一〇％しかないんですよ。九〇％が直接税ですよ。そういう状態の中で直間比率の是正をしていきます。なんという格好のいいことをおっしゃるけれども、直間比率の是正をするということになれば、私はせいぜい七対三を六対四にするとか、五対五にするとか、フランスのようにむしろ直接税の方を少なくしてしまおう、そういうような形に持っていくということではないかと思うんですよ。

そうすると、仮に一〇％動かすということになりますと五％で振れますから、五％分といったら七十兆円から幾らになりますか、五、七、三十五、三兆五千億から四兆円動かないといけません。すよ。四兆円とか五兆円とかいう単位の間接税をふやすといったらばかに税目がありますか。それは消費税しかないんですね。実際の問題としては

そうだと思うんですよ。

しかし、それを本当中におやりになるつもりがあるのかどうか、財源もなしに。しかも、それだけ大きな仕事をやる決意があるのかないのかあやふやな段階で、減税を何兆円もやりその財源としてこういうものを用意しています、そんなことがうかつに言えるんですかね。

その辺のところを、要するに消費税のアップを減税財源として本当中に考えているのかどうか、しっかりと見通し、自分の決意のほどをお聞かせください。

○国務大臣(細川護国君) 六年度の税制改正は税制改正として考えなければならぬことだと思っておりますが、いずれにしても、この元旦の日の私の年頭の所見でも申し上げたわけでございますが、これから本格的な高齢化社会を迎えていく中で、受益と負担の関係、あるべき姿というものをやはりしっかりと国民の皆様方に御認識をいただくということが何よりも重要なことだと思っております。

どうしてもやはり負担というものが高齢化社会が進んでいく中でふえていくことを得ないということは大方の皆様方が認識をいただいているところだと思っております。そうした中で、働き盛りの人たちの負担というものが過重にならないように、やる気を失うといったようなことがないように、資産、消費、所得のバランスというものを考えながら、直間比率の問題もそうでございます。うが、全体的な総合的な観点から税制のあるべき姿というものについても考えていく必要があるだろうと、そのことについて税調などの審議もお願いをしているところでございます。

この問題につきましてもできる限り早く方向を示していただきたい、こういうことで政府・与党の会議にも今お願いをしております。

○閣根則之君 示していただきたいと政府・与党の会議にお願いをしております、こういうことでは本当中に困るんですよ。いろいろ広く皆さんから御意見を伺う、そういう与党体制を固めなさる、これは必要でしょうけれども、しかしやっぱ

りそれらをリードして束ねていくのは総理なんですから、自分で方針をきちんと決めていただいて大いにリーダーシップを発揮していただきますように、それで国の経済、財政がよろうしないような形でやっていけるようにひとつお願いをしたいと思います。

ところで、もう一つだけちょっと総理に考え方を聞かせたいんですが、地方分権大綱を今年度じゅうにおつくりになりますか。

○国務大臣(細川護国) ぜひそうお願いをしたいと思います。そうしたいと思っております。

○関根則之君 総理は、持論としておっしゃっておりますが、地方分権重視、地方自治尊重の政治をこれからは打ち立てていかなければいけないと思いますので、さらに一層ひとつ御努力をいただきたいと思ひます。

ところが、そういう総理のお話とは実際の今の政治の動き方が違ふんじゃないか、そんな感じがしてならないんです。

というのを一つ例を申し上げますと、今度の法律だつてそうすけれども、例えば政党交付金なんかの組み方を見ても、地方政治家、市町村長だとか市町村の議員、県もそうすけれども、そういった政治家を政党交付金の積算基礎に入れるなんというところは全然考へてないわけですね。政党化がどんどん進むと無所属の議員さんたちをどうするのか、そういう問題もあるわけですね。

いろいろ例を挙げれば切りもありませんけれども、具体的なお話で、実は私の選挙区で一つ起こっている問題があるんです。細かい問題かもしれませんが、お聞きをいただきたいんです。

東京都東武東上線に新座市という、ベッドタウンが中心ですけれども相当の地産物もありましてこれからの町ですけれども、人口十四万あります。須田さんという大変若い新進気鋭な市長さんが新しく誕生いたしました、意欲的に町づくりを展開しております。そういう中で、埼玉県というのはど

うしても県民意識が低いんですよ。埼玉都民なんという言葉があるんです、残念だけれども。そういう状況の中で県民意識を高めたい、また東京との県境、都県境にありましては東京の影響を受けやすいものだから、そのところで自分の町の独自性を発揮して住民意識というものを高めていきたい、もう苦心をされているんですよ。

そういう中で電話帳の問題というのが起こりまして、今まで埼玉県の十四万の市ですから埼玉県の県南部という電話帳の中に新座市の電話番号が当然全部入っていたわけなんです。それをそっくり今度は武蔵野版に持っていくとちやうどいうんです。そういう計画が進んでおまして、準備が進みつつある。そういうところでこれは大変だと。自分たちが町の一体性を確保する上で一生懸命腐心をしている、それに水をぶっかけるようなことじやないかということ、市長さんも大慌てで、今はNTTだと思ひますけれども、NTTにかけ合つてお願いをしているんだけれども全然耳をかきないというんです。商売の上でこつちの方が有利だからあなたの方の言うとおりにはいかないんですよ、こういうことでなかなか言うことを聞いてくれないらしいんですよ。

これはおかしいんじゃないですか。商売の上では確かにそういう問題があるにしても、それならそれで武蔵野版にも載せるけれども、埼玉県の住民の地方分権なり一体性の確保なりそういうものを応援するような方向で手伝つていくようなやり方をとるべきではないかと思ふんですけれども、総理、こういう事例についてどういうふうにお感じになりますか。

○国務大臣(細川護国) 確かに、今二つの例を挙げてお話がいよいよ具体的な点になります。分権という観点から考えなければならぬ点はいろいろあると思ひます。

今度、先ほども申し上げましたように、分権大綱というものを年内につくつていきたいというのを申し上げているわけですが、本當に

意味のある分権というものが着実に進んでいきますように、この論議につきましては御専門である閣根委員はもう篤と長い経緯を御存じなわけですが、地方制度のあるべき姿から含めて本當にどういう形でこの意味のある分権についての進捗を図っていくことができるか、成果を上げていくことができるか。ただ訓示的な大綱をつくつてみても余り意味がないということもございまして、どこまで一体それを踏み込んだ意味のあるものにするか、これはぜひまたいろいろお知恵を拝借して、本當に意味のあるものにしていただきたいと考えているところでございます。

○関根則之君 郵政大臣、今の問題につきましてどういふお感じか。

それからまた、私の希望としては、やっぱりそういうものは、民間会社のことかもしれませぬけれども、第一電気通信事業者としてNTTは郵政省の認可をもらつて仕事をしています。これはこの前まで電電公社だったわけですよ。そういう公共的な性格も持っているわけですよ、依然として。そういうものに対して、ぜひひとつ地元市長さんや知事さんが一生懸命やっていることを手伝つような方向でやつてくれという要請をしていただけるかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(神崎武法君) NTTが電話帳の見直しを行つておりますことは承知をいたしておりましたけれども、具体的な地域あるいは見直しの内容につきましては承知をいたしておりません。

郵政省といたしましては、この電話帳の見直しに当たつては地元の声を十分聞いて、利用者混乱を招くことのないようにNTTとしては十分配慮をいただきたい、これを期待しているところでございます。

御指摘の点につきましては事情を聞いてみたいと考えております。

○関根則之君 郵政大臣、よろしくひとつお願いを申し上げます。

それでは、法案の内容に入らせていただきたいと思ひます。

政党の組織の問題につきまして御質問を申し上げます。政治資金規正法二十一条四項という規定がございまして、そこで政党の支部につきましては地域支部だけを認めている、こういう規定があるわけでございますけれども、地域支部というのはどういう支部なんですか。市町村の単位、また小選挙区の単位でつくれば政党の支部として認められると、そういうふうな理解をしてよろしいですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今、閣根委員が言われましたものに加えて、その連合体と申しましようか、極端な話、東京都には各市区町村があるわけでございますのでその連合体とか、そういったものも認められます。

○関根則之君 そうすると、市町村なりその連合体は認めるということですから、ある都道府県の中に百の市町村があると仮定をした場合に、幾つぐらいの政党の支部が認められることになりますか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 政党というのは本部があり支部があるわけでございます、その運営上、単なる企業、団体からの献金を得るためにそういった支部を続々とつくるかどうかということとは別でございますけれども、今、閣根委員が言われました百ということになれば、それはいろいろなケースがありますから、数はちやうど言ひ得ないが、そういう御質問でしたらあり得ると思ひますが、実態的に党という機関がそういうものをつくるかどうかはまた別だというふうな考えっております。

○関根則之君 それじゃ具体的に承りますけれども、百市町村がそれぞれ市町村に一つずつつくつて百つくることはできますか。それじゃ二つずつつくことはできますか、二つずつあわせてつくつて百つくることはできますか。

○国務大臣(佐藤観樹君) これは政治活動の自由がございまして、いわば結社の自由があるわけ

ございますので、しかし一方では、今申しましたように、お金の問題について明朗化をしようということでも企業・団体献金の禁止ということも前提にしながら政党しかいけな、こういうことになつてゐるわけでございますから、そういう意味で一つの市の中に、例えば地域を限つて東支部とか西支部というのは認められませんか、とも、第一支部とか第二支部という、つまり地域を限定するのではなくて、まあいろいろな人のつながりがございいますから、そういう意味でつくることは可能でございます。

○関根則之君 何か政治資金を得るといふ観点からばかり言つておられますが、これは政党の組織論にかかわる問題でございます。

二つずつつくるということになりますと四千九百五十個ぐらいできますよ、百市町村があれば、三つずつつくるということになると、どのくらいになりますか、十六万ぐらいになりますよ、三百万でできるわけですよ、これ、多分全部こんなことをやっていければ、順列組み合わせの話ですから、何百万でできるか何千万でできるか、幾らでもできるわけですよ。そういうものを政党の支部として法律上認められるわけでしょう。つくるかどうかは別ですよ。しかし、幾らでもそれはできるということですよ。それじゃ、それはそれでひとつおいておきましょう、それは共通な理解ですから。

市町村単位に、または二つの市町村ごとに、あるいは郡単位、昔からの郡がありますから郡単位に五市町村なり十市町村なり集まつて、そこである政党の青年部をつくることができるか、婦人部をつくることできるか、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) それはできます。

○関根則之君 政党の支部として、一人前の支部として法律上認められる、そういう意味でできるというふうなお答えですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 政治資金規正法上、企業からの献金を受け取つていいという意味におき

ます党の支部という位置づけとして認められるということでありまして、つくるかつくらないかはもう関根委員が言われましたようにこれは別の話でございましてけれども、政治資金規正法上、この法律で言つておられますところの支部として認められるということでございます。

○関根則之君 青年部それから婦人部というものができるといふことですね。

そうすると、例えばあるA町とB町、二つの町に地域支部としてA町、B町支部ができる、社会党なら社会党の、でいいですよ。それと同時に、A町、B町の婦人部という支部もきちつとできる。このごろは女性部というんですかね。女性部もできる、青年部もできる。しかも、その青年部も婦人部もきちつと政党として企業等からの献金も受けられる、こういう御答弁でありますから、確認をきちつとしていただきます。今の答弁間違いないかどうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 何々市に何々党の青年部というので、一市なら一市の中にそういう組織ができるということについて、これが政党の支部として企業・団体献金を受け入れるという立場において、これは支部として認められます。

○関根則之君 それは青年部、婦人部もきちつと寄附金を受けられる支部として認められる、こういう解釈のようでございますが、事務局、間違いないでしょうか。

○政府委員(佐野徹治君) 今回の政治資金規正法の改正法案でございますけれども、これにつきましては、政党の支部で、一以上の市区町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられる支部、これにつきましては政治資金規正法上いわゆる企業等の団体献金を受けられる支部と、こういう定義をいたしておるところでございます。

支部をどういふ形でつくる政治資金規正法上の届け出をするか、これにつきましては政治資金規正法上特段の制限規定がございません。支部をどういふ形でつくるかというのは、これはまさに政治活動の自由との関連で政治資金規正法上は届

け出をする、こういうことでそれぞれのしかるべき団体が受領することによって支部と認められるものでございます。

今まで議論がございまして、政治資金規正法の改正法案では、企業等の団体献金を受けられる支部、これにつきましては規定を明確化したものでございます。

○関根則之君 青年部、婦人部もその町の中に、具体的に言うとなんかいろいろ問題が起こるから、A党のB町支部というのができる、それとA党のB町青年部ができます、A党B町の婦人部もできます、そういうことで間違いないかどうか。しかも、そのできた支部というのは一人前の政党支部ですから、企業、団体からの献金が当然受けられる、そういう解釈が二二条四項の間違いない解釈であるかどうか、もう一回。というのは、今まで我々が聞いていたのとちよつと説明が違うものですから、間違いないかどうかと御答弁をいただきたい、三回目です。

○国務大臣(佐藤観樹君) これは御承知のように、支部をつくつた場合には、つきた後七日以内に県をまたがる場合には自治大臣に、それから県内の場合には県の選挙管理委員会に届け出てもらうということがございますので、今御質問のようないふことになるかどうか別といたしまして、法律論といたしましては、これは例えば党が分裂をした場合に、本家争いといふふうになつた場合に、おの支部を名のるわけですが、そうするとおの支部は、自治省なりあるいは選挙管理委員会という立場からどちらがいか悪いかというこの認定は、こういう問題でございまして、結社の自由等々からいいますとこれは認定できませんので、そういう意味では、私たちのこの法律は関根委員今御指摘のよう、A市のあるいはA町の青年支部あるいは女性支部というのは認めるといふことにはしておるわけでございます。

ただ、いけないのは企業支部、会社の中に支部をつくつてそのままそこにお金が入るといふような形態は、選挙部長が申しましたように、これは

そもそも企業・団体献金を禁止するという大原則に基づいてこの法律ができてゐるわけでございまして、企業支部は認めない、こういうことになつております。

○関根則之君 企業支部は認めない、それは、同業連合なり同じ職域を通じて、企業だけじゃないですよ、同じ系統の業者とか、そういうものを通じてつくることの方は、いわゆる職域支部といふのはいかがでございますか。

○政府委員(佐野徹治君) いわゆる職域支部でございまして、こういう支部を政党の支部としてつくるかどうか、これは先ほどお答え申し上げましたように、政治活動の自由との関連でこれにつきましては規制はございません。

ただ、今回の政治資金規正法の改正法案におきまして、企業等団体から寄附を受けることのできる政党の支部につきましては、先ほど申し上げましたように、「一以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部」、こういうように規定を明確化したところでございます。

○関根則之君 まことに何か法律解釈が先ほどから出てきてゐるんですよ。青年部、婦人部は一以上の地域を単位として政党の支部がきちつとできて、それは企業、団体から献金をいただけるんでしよう。ところが、職域支部とかそういうものは一切だめだ。それは、職域支部というのはもちろん一つの市町村ごとによつてもいいんですよ。それから二つ三つの市町村が合わさつてつくるでもいいんですよ。そういう原則は守るといふ前提ですよ。

それから、自治大臣がいろいろ心配をして、政党の離合集散、分裂とか合併とかそういうことがある難しいケースがありますが、私は余り頭がよくないからそんな難しいケースを想定してないんです。単純に市町村単位であるいは市町村の連合で、婦人部と青年部はいいけれども職域ではだめだ、そういうお話ですよ。それから企業単位

でもだめだ。企業単位といったって、同じような企業を市町村ごとにまとめるのか二つの市町村にまたがってまとめるのか、そうすれば私は解釈としては同じでいいんじゃないかというふうな感じがしますが、その辺のところがまことに分かれてしまふ。地域支部はだめだけれども、青年部、婦人部はいいんだと。それから、全くの職域支部はだめだ、青年部、婦人部はいいんだと、こういうお話でございますから、その辺のところが大変混乱をしている。

そもそんなことは法律のどこに書いてあるんですか。

○政府委員(佐野徹治君) 私、先ほど来お答えを申し上げておりますように、政治資金規正法の改正法案では、この企業等の団体献金を受けることのできる支部につきましては規定を明確化いたしておるわけでございます。

それは、先ほど来読み上げておりますように、「以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部」、これが企業等団体の献金の寄附を受けることのできる支部であるところ、こういうように先ほど来申し上げておるところでございます。

○閣根則之君 だから、一以上の市町村を単位としてつくればそれでいいんですよということ、さつきからずっとそのところを整理しているんですよ。

一般的に政党の支部、それはいいでしょう。一般的に政党の地域支部はいいと思うんです。通称呼ばれている地域支部というのはだれが入ってきたっていいんです。農家の人が入ってきたって、中小企業のおやじさんが入ってきたって、あるいは大会社の社長さんが入ってきたって、その市町村だけの政党の支部、地域支部というのは、それは企業献金を受けても何をして構わない、そういう一人前の政党支部として扱われるんでしよう。青年部もできる、婦人部もできる。ところが、職域支部はだめだ、企業支部もだめだ、こういうことでしょうか。そんな区別はどこ

に書いてあるんだということを聞いていますんですよ。

○政府委員(佐野徹治君) これは先ほど来お答えを申し上げておりますけれども、青年部なり女性部でございますか、こういった支部につきましては、青年部一般につきましても、女性部一般につきましても、企業等の団体献金の寄附を受けることのできる支部であるというように申し上げておらないわけでございます。

先ほど来私が申し上げておりますのは、あくまでも一以上の市区町村の区域、選挙区の単位、こういう支部を企業等の献金を受けることのできる支部というように申し上げておるところでございます。

○閣根則之君 これは先ほどから私はきちっと分けて質問をいたしておりますけれども、大臣は、青年部、婦人部がきちっと支部として認められて企業・団体献金を受けられますと、こういう答弁をしっかりとされているんですよ。それを私は三遍聞いているんですよ。後ろの方からいろいろ雑音がありましたけれども、きちんと詰めてあるはずですよ。

今、選挙部長さんは、それはできません、こういうふうにご答弁した。これは答弁に矛盾がありますので、しっかりと統一見解を出してもらわなきゃ困ります。

○委員長(本岡昭次君) 答弁をしてください。どうですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 閣根委員の御質問が青年部、婦人部の場合は一の市区町村の中にできるというお話で私は理解をいたしましたので、そこで一の市区町村の中だけでは認められなくて、そのことを申し上げているので、前提として当然法律の中には一の市区町村の中に認められるという法律になっておるわけでありまして、その中のお話でございますから、何ら選挙部長と私は矛盾を思いません。

○閣根則之君 承服することができません。一の市区町村と、二つ連合した市区町村の中で

婦人部、青年部ができますかという話をきちっと私はしておりますし、それから今の一の市区町村の中に青年部と婦人部と通常の地域支部というものを、例えば三つきちっとできて、それが企業献金を受けられる、そういうことを今答弁なさっているけれども、このことも今まで言ってきたことと全然違うんです。承服することができません。

○政府委員(佐野徹治君) 少し大臣の答弁を補足させていただきますが……

〔閣根則之君「補足じゃ済まないんじゃないの。今、大臣おかしいことを言ったんだよ」と述ぶ〕

○委員長(本岡昭次君) ちょっと答弁を聞いてください。

○政府委員(佐野徹治君) 企業等団体献金の寄附を受けることのできる支部、これにつきましては、何度も申し上げて恐縮でございますけれども、政治資金規正法の改正法案で一以上の市区町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられる支部、これは企業等団体献金の寄附を受けることのできる支部である、こういうように規定をされておるわけでございますので、この規定に該当するものであれば企業等の献金を受けることができるということでございます。

○閣根則之君 だから、そういう抽象論では一般国民にはわからないんですよ。これからいろいろと一般国民から寄附を受けてそれで政治活動をやっていく、そういうことによつて政治をきれいにしていこう、そのための政治改革でしよう。その政治改革をやっているときに、部長さんが今御説明なさったような、まあ役人としてはあいう説明しかできないんだと思うけれども、抽象論じゃだめなんですよ。

具体的に一つのA町というところへ、いわゆる通常の地域支部、だれが入ってもいいですよという地域支部と、婦人部という地域支部——婦人部じゃない、今は女性部だ。女性部という地域支部と、青年部という地域支部と三つきちっとできま

すかと言ったら、大臣は、できますよ、できてそれは企業献金も受けられますよ、こういう答弁でしょう。皆さん方そういうふうにご理解したでしょう。そういう理解をしているのが大臣の答弁。ところが、部長は法文を読んだだけで、一の市町村を単位とするものはできませんよ、企業献金も受けられませんよ、そういう答弁じゃないんですよ。

それじゃ具体的に、私は余り局長さんたちを、総理の方針もあるし、総理の方針は大変結構だと思つて、局長さんたちに答弁を求めるところとは、私もつらい思いをしたから余り求めたくないんだけれども、しょうがないからそこを、A町の町内に企業献金を受けられる女性部、青年部、それから通常の地域支部、何々町何々支部という通常の地域支部、この三つの政党支部がきちっとできて、しかもそれが企業・団体献金を受けられるのかどうか、きちんとそこを説明してください。私も法律は知っているんですよ、二十一条四項は。

○政府委員(佐野徹治君) 若干抽象的な答弁になつて恐縮でございますけれども、先ほどお話のございましたような支部につきましては政治資金規正法上の届け出、これは支部も届け出が必要でございますので、届け出がございまして、それから先ほど来申し上げておりますような政治資金規正法の改正法案の二十一条第四項の支部、定義規定のございまして支部に該当するようなものでございまして、これは企業等の団体献金の寄附を受けることができるわけでございます。

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(本岡昭次君) 速記を起してください。

○国務大臣(佐藤観樹君) 私たちは混乱がないと思つておるのでございますけれども、いろいろなケースの場合、実態の問題等がございますので、後ほど整理をして答へさせていただきますと存じます。

○関根則之君 後ほど整理をして答えていただくんじや、私はこれ以上前へ質問を進めることができないんですよ。そのところが基本の問題で、入り口のところでつかえちゃうわけですから、そんな基本的な、しかもこれは企業・団体献金という一つの重要な部分の入り口をどうするかということなんです。

総理、それじゃお尋ねしますが、今度の法律改正の中で、政治資金をどこからどういう形で調達するのか。個人優先で調達する、あるいは特殊な部門については企業・団体献金を認めていく、こういうことで、この分野というのは非常に重要なものだと思いますが、総理はどう認識されておられますか、こういう扱いの問題を。

○国務大臣(細川護国) ちょっと御質問の趣旨がよくわかりませんが、とにかく企業、団体等からの個人に対する献金というものは、これは今日の政治不信について大変大きな問題があるという観点から今度は抑制をしようという方向を決めたということでございます。

○関根則之君 もう一回お願いしたいんですが、だからこそ政党に限ってはしばらく企業・団体献金を認めていこうと。だから、その入り口はきちっとしていなきゃおかしいですよ。個人へほとんど企業への金が入っちゃいけないんですよ。そういう制度、これに別に私は反対していません。一つのこれからのやり方だと思えますよ。

だけれども、政党についてはきちんと政党という窓口を絞るとか規定をきちんとして、だれか自分で勝手に政党だと言ってきたんじや困るんですよ。そのためにいろいろ規制をしているんだと思う。その入り口の、政党はどういうのが政党なんだと、支部を含めて、その規定の話を私はしているんですよ。そこがいかげんだったら、企業・団体献金は原則として今後は禁止していきましょというところがきちやうじやないですか。ちよつと勝手なことを言つて、適当に支部ですよと言つて手を挙げたら、全部いいんですよ。

それもおかしいでしょう。

要するに、入り口をきちつと絞らなければ総理のおっしゃっているような整理がつかないんじやないんですかという意味で、この企業・団体献金が受けられる政党をどういう形で規定するか明確に規定しなければいけないと思つて、その規定の仕方というのはそう瑣末な小さな問題ではないというふうに私は認識してきつから時間を使つていられるんですけども、その問題は非常に軽易な問題で後へ送つてしまつても構わない、その場で答弁ができなくてもいいんだと、その程度の軽い問題だと思えますか。そこを聞いています。

○国務大臣(細川護国) おっしゃるとおりだと思います。極めて基本的な問題だと認識をしております。

○関根則之君 したがつて、総理も基本的な問題だと言つていらつしやるようなそういう問題について、私は通告してあるんですから、担当大臣がすべて事務当局ときちんと打ち合わせをして答弁できるようにしてくるのが当然ですよ。後で整理して答えますなんてそんなばかなことで審議が進められますか。これは総括審議なんですから、すぐに答弁をしていただきたいと思えます。もしすぐにできないんならば、時間をとつてよく打ち合わせをして、間違いない答弁をしてください。

○国務大臣(山花貞夫) まず第一に、今、関根委員御指摘のとおり、そこでの入り口の政党の概念をしっかりとするということが大変大事なことだと思つています。

第二番目に、今の自治大臣と選挙部長の答弁につきましても、私は矛盾がないものとして聞いておつた次第です。

以下、若干補足させていただきたいと思つておつた次第です。

けれども、先生が今御指摘のとおり、政党、一体それは何かということについて今回の法律の体系におきましては政党法をつくり、政党の本部、本部、支部、総支部、あるいは青年・婦人部、組織論については立ち入つておられないということであ

ります。

したがつて、それぞれの政党がどのような本部と支部の関係をつくるのか、あるいは普通の場合には本部あるいは本部・支部、その中に部局として青年部、婦人部というものがつくられているのではないかと思つています。そうした問題についてあつたらうというところについては触れていないのが今日の法律でございます。

今回はそれぞれの政治資金規正法、あるいは政党助成法もわかりでありますけれども、そこでの法律の趣旨に従つてそうした政党についての考え方をその法律の立場から示しているわけでありまして、それが政治資金規正法におきましては以上の市区町村の区域または選挙区の区域を単位、政治資金規正法はそうですよ、こういうことを示しているところでございます。

先生御質問の青年部、婦人部ということにつきましては、一つの地域支部にある青年部、婦人部、これがごく常識的な考え方だと思つてますから、そういうものにつきましても一区域における組織、政党のものにある部局ということになれば、これはこれには当てはまらない、こういうところで答えているわけでありまして、それはお二人の答えは違つておられます。

しかし、政党が組織論として、そうではない、一つの市町村における単位を持った青年地域組織というものをつくつた場合、それはこの法律に該当するならばこの政治資金規正法はこれに該当いたします、こういう答弁をしているわけでありまして、そのお二人の答弁については食い違ひはないものでございます。

なお、ここで、それぞれの法案につきましても、一体支部というのは何かということについて、政党法でがんにがらに政党の内部を規制しているものではないですね。したがつて、その政党によつていろんな支部のつくり方があるんじやないかと思つてます。それが外形上見て不明確な場合、おつしやつたところいいかげんなどの支部に企業・団体献金が入るじやないかと、そのことを

防ぐためにこうした形での地域の支部という明確な基準をつくつたわけでありまして、この条文に合致するということがなければ、これはこの政治資金規正法は企業・団体献金を受けることができる支部である、こういう解釈で法を説明しておる次第でございます。

大事な問題ですから、先生おつしやつたいかげんな支部ということについて、あつてはいけないと思つてますので若干つけ加えたいと思つては、けれども、企業・団体献金などにつきましても、政党に入る場合、あるいはその他の政治団体、議員個人に入る場合、二つのケースに大別することができると思つては、政党に入る場合には、昨年の届け出でも……

○関根則之君 そんなことは聞いていないんだ。

○国務大臣(山花貞夫) 大事な問題です。約九七%は透明です。しかし、個人に入つた、その他の政治団体の場合には、透明度は三%にすぎないわけです。

政党に入つた場合には九七%透明である、こういう形もあるわけでありまして、したがつて今回はこうした形で政党として明確にしたということでありまして、その意味におきましては、お二人の答弁について私は矛盾はないものと思つておられます。

整理する必要ということになれば、先ほど申し上げました一般的な従来の概念である本部、本部の中にある青年部、婦人部、こういったその下の組織というものを、これとの混同があつてはいけませんので、この点については、それはこうした地域における支部がこの法律上該当しますよということについては若干整理をする必要があるのではなからうかと思つた次第でございます。以上、私はお二人の答弁について矛盾はないものと思つております。

○関根則之君 私に与えられた時間は二十分です。貴重な時間なんです。それをべらべら、御答弁なさることは結構ですけども、余計なことまで言うことないんですよ。

私はさっきから繰り返しているんです。二
十一、四項に書いてあるように、一以上の市町村
の区域を単位としてできているという前提で物を
言っているんです。青年部だって婦人部だって全
部そうなんです。女性部だって。それはちゃん
と政治献金が受けられる支部と認めていいと大臣
は言っているんですよ。ところが事務当局は、そ
れは何かよくわからないと条文を繰り返して言っ
ているだけなんです。

それじゃ端的に聞きますが、一以上の市町村、
そういうものは当然の前提だとして言いますよ。
それはもう一回繰り返す必要はないんですよ。そ
れで、女性部と青年部と通常の地域支部と、もう
さっきから何遍も私言ったでしょう。例えばこの
三つをある特定の町村の中へつくる事ができる
か、その三つとも企業・団体献金を受けられるか
どうか、そこだけ端的にお答えください。

○国務大臣(山花貞夫君) その点については先ほ
どの大臣の答へも部長の答へも一致していると思
っています。この今回の法律の規定に従ってその
資格を持っているものであれば私はできると答
えているわけでありまして、そうだと思っております。

従来のような格好での青年部、婦人部ができる
ということとは違う意味で、政党が実体としてそ
ういうものをつくらうということではないなら
ば、それは要件に合致すればできるということで
ございます。それは政党の実体論、組織論であり
まして、各政党がどのような組織論をこれからつ
くっていくかということにかかるといふことによるも
のと思っています。

○閣根則之君 それでは重ねて確認をいたしてお
きますが、地域支部と言われているもの、ある職
域を横断的に一定の地域の市町村で、一つの市町
村の中に職域支部をつくるということではござい
ますね。もちろん企業・団体献金を受けられる政党の
支部としてですよ。

○国務大臣(山花貞夫君) 今の先生の御質問で
は、職域支部の実体というものの中身が特定され

ておらないで一般論として御指摘でございますの
で、若干その点を前提としなければならぬと思
いますが、この法律の要件に合致するものであれ
ばそれはできる、こういう回答でございます。

各政党がこれから本部の規約等を準備いたしま
して、どういふ組織論をつくるのか、それがどう
いふ組織の実体をつくるのか、一つの区域に何
百、何千の支部をつくるのか、そんなことができ
るのかできないのか、そうした政党の実体論とい
うものを今度の法律に沿って私はそれぞれの政党
が研究するという事になると思ひます。

結論としては、この法律の要件に合致した組織で
あるならば、政治資金規正法の限りにおきまして
は企業・団体献金を受けることができると、こう
いう仕組みでございます。

○閣根則之君 職域支部はできるといふ前提、そ
れは承りました。

それでは、ある非常に大きな企業、全国的な企
業があるといふことです。その企業の工場がある特
定の市の中に二つ三つあつて、その二つ三つの企
業の工場といふんですか、それをまとめて、その市
町村の中の工場、ある特定の会社の工場だけで支
部をつくるということもできますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今の御質問も、前提の
実体ということについてもう少し明らかにしませ
んと結論は正確でないかもしれせんけれども、
私も申し上げておるのは、従来から、企業・団
体献金の趣旨からいって、企業の中に企業支部を
つくる、こういうものはだめなんですと、こう
言つてきているんです。しかし、それぞれの政党
の組織論として一つの地域に一つの何らかの形の
支部をこの法律に合致するようにつくるといふこ
とになれば、その支部とすればこの政治資金規正
法上の支部には該当する、こういう見解でござい
ます。

○閣根則之君 職域支部もできる、それから一以
上の市町村の区域を単位として、そういう条件
をきつと満たして、政党の支部としてある特定
の企業の工場をその市町村の中で集めて政党支部

をつくるということもできる、しかもその支部に
対しては企業献金が認められる、それが今回の政
党に対する企業・団体献金の制度である。こうい
うふうに明確に理解をしたいと思ひますけれど
も、それでよろしいかどうか、念のためにもう一
回御答弁をいただきます。

○国務大臣(山花貞夫君) 私が申し上げましたの
は、政党の組織論については介入していいとい
うことでありまして、したがって先生の、職域支
部とか地域支部とか職能支部とか、青年部とか婦
人部とか、従来のような形であると思ひます。そ
れは今の要件は私は備わつておらないと思ひますか
ら、できないということだと思ひます。したがつ
て、組織論として今の要件に合うようなものであ
ればできるといふことでございまして、この点は
先ほどから一貫しておりまして、矛盾のあること
はないと思つております。

○閣根則之君 いや、だから私は、さっきからき
ちつと前提を詰めて何遍も質問をしているつもり
なんです。それを今はどういふ答弁をしてきた
かという、青年部も婦人部も一市町村以上の区
域を単位としてつくる場合にはできまして、結
構ですよ、政党支部として企業・団体献金も受け入
れられますよ、こう言つておきながら今は、今ま
でのような青年部や婦人部だったらだめでしょ
う、こう言つておられるんですよ。何を言つてい
るか分からないわけですよ。そんな答弁では、私は
これ以上質問を続けることはできません。

○国務大臣(山花貞夫君) 私が申し上げました
のは、今までのような青年部 婦人部というもの
は地域に恐らく各政党ともできていないのじゃな
いでしょうか。それは各支部の一つの部局になつ
ていふんじゃないでしょうか。本部の中に青年部
がある、女性部がある、婦人部がある、こういう
組織になつていふかというのが私は現在の政党の
組織論の実体だと思つております。

したがって、各県本あるいは総支部における青
年部、婦人部、あるいは労組部とかいろいろな部

そういうものについては私は、その地域における
支部が一つの支部であつて、その中の部局という
ものであるならばこの法律の要件については合致
していません、こういうふうに答えているわけで
ありまして、その点については一貫しておりま
す。

したがって、政党が組織論として新しいこうし
た支部を幾つづくるのか、どういふ支部をつくる
のか、その場合に地域の支部としてこの法律に合
致するものをつくらう場合には、私はさまざま
形での地域支部はあり得る、この法律上禁止して
いるところではないのだ、こういうふうにお答え
しているわけでありまして、先生のような御疑
問はないと思つております。

○閣根則之君 それでは、もう一回明確に答えて
もらいたい。できるのかできないのかよくわか
らない、山花大臣の答弁では。
一つの市町村に、ある一つの政党の支部が一以
上できるということですか、できないということ
ですか。

○国務大臣(山花貞夫君) この法律の要件に合致
すれば一つ以上ということができる、こう繰り返
し答えているところでございます。

○閣根則之君 それは、二以上ということでは
ね。二つできる、三つできる、四つでも構わな
いということですね。

○国務大臣(山花貞夫君) 政党の今後の組織論を
前提といたしまして、しかしそれを横においてこ
の法律の限りでお答えするならば、この法律の要
件に合致すればそれはできる、こういう答弁で
ございます。

三つでもできるんですよ、こういう変な答弁になつてゐる。しかし、そのことは、法律の要件を満たさないから結局一つなんですよということを言っているんじゃないか。私にはそういうふうには理解できるんです。

そのところが明確でありませんから、そのところを明確に答弁してください。

○国務大臣(山花貞夫君) 私は明確に答弁してゐるつもりですが、この法律の要件に合致すればできる、合致していなければできないということでありまして、今後その点について、この法律の要件に合致するようなそのような支部をつくるかどうかは政党の組織論によつてゐるところと、こう思つております。

○関根則之君 そのところが、法律の要件を満たしていれば、そんなことは当然のことなんです。しかし、法律の要件というのは何かといつたら、一以上の市町村を単位として、こう書いてあるだけなんです。だから、そんな前提は私はもう満たしているものという前提で物を言つてゐるわけですよ。二十一条四項を読んでみましようか。あなた方がさつきから何遍も読んでいますけれども、そんな難しいことが書いてあるわけじゃないんですよ。一以上の市町村の区域を単位として書いてあるんですよ。

だから、それは満たしているという前提で、一以上の市町村の区域を単位として女性部の支部ができる。今まではないかもしれないけれども、そういうものをつくつた。組織論として言つてゐるんですよ。そういう女性部もできる、婦人部もできたとき、地域支部と婦人部と青年部と三つ、それから職域支部もできますよ、企業でもできますよとさつきから答弁があるんだけれども、それは本当にできるんですか。ただ口先の上でできるという、法律の要件を満たしていないから結果的にできませんということを意図してゐるんですか。どっちなんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 既にお答えしたとおりでございます。この法律に書いてある一つの市区町村あるいはその連合体、選挙区単位でその要件を満たしておればできる、こうお答えをしてゐるところでございます。先生おっしゃるような、実体論としてそういう支部が一つの市に幾つもあるとできるというふうなことが政党の組織論として出てくるかどうか私は疑問に思いますけれども、そういう問題は横におきまして、法律論としてはできる、こう申し上げてゐるところでございます。

要は、この法律は政治資金規正法上、企業・団体献金に一步踏み出すために透明度の高い政党、政治資金団体だけに認めよう、じゃそういう場合の政党が明確でなくては困る、その基準として、その限度でこう書いたわけでありまして、この法律上は、措置というものは、党員がどうなつていなくやいかぬとか、そういうことについては内部に干渉しておらないと、こういう構造でございます。

○関根則之君 言葉ばかりは多いんですけれども、本質的な答弁がなされてゐないと私は断ぜざるを得ません。

先ほど答弁の中で、自治大臣は、企業を中心とした一以上の市町村の中のそういう支部は認めません、こういうことを言つてゐるんです。ところが今の御答弁では、いろんな支部ができますよ、こういうことを言つてゐる。その間の矛盾がありますので、その辺をさつきとしていただかなければ、これ以上私は質問を続けることはできません。きちつとそこを言つてくだされう。

○委員長(本岡昭次君) 関根委員、質問を続けてください。よくわかつてゐるじゃないですか。今の山花大臣の答弁で整理ができたでしょう。

○関根則之君 答弁の内容が説得的でない、合理的でない、合つてないということを私は言つてゐるわけですよ。

○委員長(本岡昭次君) だから、繰り返し山花大臣が答弁したでしょう。

○関根則之君 もう何遍も何遍もやつてゐるんですから。

○委員長(本岡昭次君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(本岡昭次君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(山花貞夫君) お答えいたします。若干補足させていただきたいと思つております。

先ほど来、私は政党の組織論、実体論と今回の法律の趣旨というものを意識して少し区別しながら御説明させていただいたましたが、具体的な話の方がわかりやすいかもしれません。

各政党の規約、これはいろいろ届け出られるものですけれども、例えば自由民主党の場合には八十八条に「郡市区町村その他一定の地域又は職域を単位として、本党の支部を置く」、こうなつております。すなわち地域支部と職域支部を区別してゐるわけでありまして、今回の法律で言つておるものはその地域支部を言つてゐるわけでありまして、職域支部については違つた、こうした考え方はなかなかどうかと私はこの規約を読むと理解をいたします。例えば日本社会党の場合には、現在のものですけれども、十四条で「党の基本組織は中央本部、都道府県本部(以下県本部)、総支部、支部であり、基礎組織は支部である」、こういう支部の形を決めたほか、もう一つ、例えば「職場で党員十名を基準として支部を組織する」、職場支部というものをつくつております。

こうした形で、従来の政党の規約によりまして、職域を単位とした支部につきましては地域を単位とした支部とは違つた形で規定してゐるのではないかと、こういうふうに政党の規約の解釈では、私は自民党と社会党だけ言つたわけですが、私も、そうした従来の政党の組織論あるいは規約上の地域支部と職場支部のものを考えるならば、今回の法律でわかりにくくなくできるだけ一つの明確な基準ということから地域というものを基準として打ち出したわけでありまして、従来の政党における職場支部、地域支部、今の規定に出てこなかった青年部、婦人部といったものはその支部の中の部局ということになると思ひますか。

ら、それはこの法律における地域における支部には当たらないと思ひます、こういうふうに答弁をしておつた次第でございます。

したがつて、今回こうした法律を前提として政党が規約を改正するその他のことで、それは例えば政党がそういう規約をつくるかどうかということはその政党の自主的な判断だと思つておられますけれども、今回の法律に合致するような地域における支部というものができるといふことになればこの政治資金規正法上の政党には当たる、こういう答弁でございまして、この点につきましては、自治大臣も選挙部長の答弁もそういう中で一貫しておると思ひます。

通常、政党としては、一つの地域には一つの支部をつくるというのがこれはもう従来からの常識だったんじゃないかと思つてゐます、地域支部としては、それを前提として考へてゐるわけでありまして、この法律で管掌してゐない政党の判断によつてそういう規約をつくらう、そうした条件に合致するような地域の支部をつくるということに将来なつた場合には、それはこの法律上の要件に合致するだろう、こういうふうにお答えをしてゐるところでございます。

○関根則之君 切り口が二つあるんですよ。今度の二十一条の四項というのは、一以上の市町村の区域を単位としてつくりなさいという切り口だけを決めてゐるわけですよ。だからそこには、その要件さえ満たしさえすれば総合支部であらうと、総合支部といふのはだれが入つても結構ですよ、どこの会社の人でも構わない、どういふ職業の人でも構わない、金持ちであらうと金のない人であらうと構いませんよと、すべての人をひくくめることができる総合的な地域支部、これが通常の今までの政党の支部ですよ。

その切り口、地域、市町村単位ですよという切り口のほかに、市町村単位ですよという切り口は守るけれども、もう一つ、青年だけしか入れません、うちは青年の活動を活発にしようために

総合的な地域支部のほかに青年組織の地域支部をつくるんです、そういう政党が出てきたって構わないでしょう。そのときに、地域を限定しますよという二十一、四項の要件を満たしておれば、前提をそこで変えちゃだめですが、そういう意味の青年の組織する支部も、女性の支部もあるいは職域的な支部も全部できると、そういう答弁と理解してよろしいんですね。そこだけ言ってくださ

○国務大臣(山花貞夫君) 政党が本部その他の規約を全部改正してそういう組織論をとれば、そういうことは可能であるということだと思っております。

○関根則之君 よくわかりました。極めて明快です。だから地域の、一以上の市町村の単位さえ、そこさえ守ればいろんな切り口で何百何千、組織論としてやるかどうかは別ですが、法律上はそれは可能であると、こういうふうな理解をいたします。

その答弁は衆議院における答弁と全然答弁が食い違っていると思いますので、その辺のところをしっかりと調べた上で御答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(山花貞夫君) さっき私は自民党と社会党の規約を例に挙げましたけれども、一つの地域において政党の実態としては一つというのが従来の政党の考え方ではなかったでしょうか。したがって、それは一つですよ、こういう言い方をしておいてまいりました。したがって、私はその意味ではそういう趣旨で一貫して答弁してきていると思っております。

御指摘の点については全体をもう一遍精査させていたただきたいと思いますが、きょうお答えしたことはそういうことで矛盾のない答弁としてお受けとめいただきたい、こういうふうに思っているところでございます。

○関根則之君 全体として後で整理して答弁をするということですが、私どもが衆議院の審議を議事録で拝見し、今までずっと聞いておりま

した考え方と政府側の答弁の基本的なところが違うというふうな私には受け取れるわけでございませう。そういう意味で今の御答弁は納得できませんので、衆議院の議事録をきちんと調べた上で引き続きこれは私どもの方としても問題提起をさせていただきます。

それでは、この問題はそういうことでしばらくおくといたしまして、次に政党助成の問題に入っていきたいと思っております。

政党助成の法律の規定の仕方といたしまして、人口に二百五十円を乗じた金額を基準とするというふうな書き方をいたしておりますね。二百五十円を人口に掛けるといふのはどういう意味ですか。どうしてこんな規定の仕方をしなければならぬのか教えていただきたいと思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 今回、衆議院におきまして与野党の議論をもとにして修正をされた部分でございます。

基本的考え方につきましては、今回の提案に当たりまして、原則として平成三年における政府案の算出方法に準拠しながら算定のための基礎について新しい数値を置きかえるなどして、原案としては四百十四億円と、こうしておったところでござい

ます。この点につきましては、衆議院におきまして熱心な御議論が行われました。また、さまざまな形での世論あるいは公聴会における御意見等を踏まえまして、与党において総額についてどうするかをさらに検討した結果、最終的には自民党提案の三百九十九億円、国民一人当たり二百五十円とする、こうしたことで政府案に修正が加えられたところでござい

ます。そうした院における議論の結論というものを尊重しているところでございます。

○関根則之君 自民党案にもあつたじゃないかというお話で、援軍を頼んできたような感じがしますが、私は参議院における審議というのはこれはもう原点にきちんと返って、やっぱり実体においてもまた法律的な表現においてもちよつと恥ずかしいようなそういう条文は必要があればきちんと直

していく、そういうところをきちんと点検していくというのが良識の府としての参議院の審議ではないでしょうか、そんなふうにも考えております。

二百五十円というのはコピー一杯分程度だ、大したことないんだからひとつ頼んだらいいじゃないか、国民に負担を願ったらいけないじゃないか、何かそういう耳ざわりのいいとか、のみ込みやすいといひますか、そういう感じの表現を用いることによって何かを物にしようという魂胆が見え見えになっている、そんな感じを受けてしょうがないんです。

これは法律上こういう書き方をしなければいけないのか、法制局長官、申しわけございませんが、ほかに例がありますか。こんな二百五十円を基準として、正確には「人口に二百五十円を乗じて得た額を基準として」、こう書いてありますけれども、こんな書き方をしなければいけないと思

いますか。

○政府委員(大出敏郎君) 七条の規定でありますけれども、これは政党交付金の総額をここであらわしておると、その基準として人口というものをとつたということで、こういう表現の仕方というものには特に問題はないと私は理解をいたしております。

○関根則之君 いろいろ法制局の立場もありますから、散文的なことを聞いてもしようがないのかも知れませんが、今の答弁は答弁として承っております。

ところで、人口というのは日本は今少しづつではありますけれども、人口がふえる必要があるわけですか。それだけの財政需要といひますか、助成金を増額する理由が増加してくるのか。逆に、今度は一定のピークを過ぎますと、人口推計ができておられますけれども、二〇〇〇年代に入りまして日本の人口はだんだん減っていきま

す。その段階ではだんだん減っていく。政党助成金もそれで減っていく、減るべきだ、そういう物の考え方ですか。基準とするんですから

ね。お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 今回の法律の運用ということですが、先生御指摘のとおりになると思ひ

ます。

ただ、法案にありますとおり、五年後の見直しということになっております。今回、金額を決めるに当たつても初めての制度でありますからさまざまな議論を踏まえてやつたわけであります。五年後の見直しには個人献金の状況がどうなるかなどを含めて総合的にまた判断するということとして、今の人口との計算のことにつきましては先生御指摘のとおりがこの法案の趣旨でござい

ます。

○関根則之君 もとは国民の税金なんです。大変な金なんです。一人二百五十円だからいいじゃないかといひたつて、とんでもない話なんです。オギャーと生まれた赤ん坊だつて一人当たり二百五十円出さなきゃいけないということなんです。こういうやり方はわかりやすくいいじゃないかという話がありましたけれども、私はちよつとやり方としては、余りよくわからない人た

ちをうまくこつちへ向けさせるための一つの技術といひますか、余り品のいい規定じゃないという感じがしてしょうがない。

それがただ感覚的な問題ならいいんですけれども、そうじゃなくて、大蔵当局に伺ひますけれども、財政需要というものの、政党の経費がふえていくかどうか、人口を基準にしますと、人口がふえればこの政党助成金がふえなければならぬ必然的な理由があるのかどうか、人口が減つていったら下がる、そういう必然的な理由があるのかどうか、財政当局としてお教をいただきたいと思ひます。

でしょうが、しかし、基本のレベル、基本の制度というのは何かといったら、人口に比例して、人口がふえれば政党助成金もふえる理由がある、減れば政党助成金も減っていくんだ、そういうシステムでしょう。そういう制度ができていくわけでしょう。大臣がお答えになった五年ごとに変え直すというのはまた全然別な観点なんですよ。制度としてで上がった以上、その制度の持っている正当性というものをどういうふうの説明をなさるのか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま御審議をいただいております政党助成法、いろいろ御意見があるのは承知いたしておりますが、これが成立すれば、その法律の規定に従って予算に計上すべきものと私どもは理解しております。

○関根則之君 まことに明快な御答弁をいただきました。

私は、これは押し問答になりますからいつまでも続けるつもりはありませんけれども、少なくとも国民の税金なんですから、こういう規定はやっぱり規定の仕方としてはおかしい。だって、政党の助成金の所要額が人口とびつたり比例するなんというところはあり得ないんだから、それを基準としてなんという規定は、これはもう本当に民心を惑わす規定ですよ。そういうふうには私は理解をしております。ぜひひとつ大蔵省、いい法律をつくっていただきますようにお願いをいたします。

それから次に、「基準として予算で定める。」というところでございますが、これはどの程度の変動が許されるんですか、予算編成権をまさか侵すとは思いませんけれども。

例えば今は何か二百五十円だと言っている。それを掛けると幾らになるんですか、三百九億円で、そういうことになるかも知れないけれども、財政状況が今非常に苦しいんですよ、先ほどお尋ねしましたように。一年間で当初予算を五兆五千億も割り込むような税収の状況であるというときに、予算査定の段階で、私どもも大分いじめられましたけれども、大臣、地方財政が非常に苦

しいときに、恨みを晴らすわけじゃありませんけれども、やっぱりそうでなきゃいけないと思いませんか、大蔵の査定というのは。一國の財政を預かっているんですから、それは厳密に査定をしなければいけないと思うんですよ。そういう非常に財政が苦しいというときに、どこまで切り込むことが認められるというふうにお考えですか。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいまお答えいたしましたように、法律が両院で御了解のもとに成立するならば、誠実にそれを計上するのが私どもの立場だと考えております。

○関根則之君 私の方も忌憚のないといいますが、率直に御質問申し上げているんだから、余り紋切り型の答弁はやめてください。

例えば、それは財政状況によって、一応三百九億という計算はできるけれども百億にとにかく査定をする、主計官がそう言ったら大臣はどうなさいますか。

○国務大臣(藤井裕久君) 法律に二百五十円と書いてあるんだから、それはいけないということを申します。そのような主計官の考えは間違っているとして申し上げたいと思います。

○関根則之君 百億はだめだと。それじゃ例えば二百五十億だったらどうですか。

○国務大臣(藤井裕久君) 冒頭申し上げましたように、法律の規定に従って誠実に予算を計上すべきものと考えております。

○委員長(本岡昭次君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時二分開会

○委員長(本岡昭次君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、六案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

上げましたけれども、今回の政党助成金は地方の市長さんとか知事さんとか議員さんたちに対する配慮が大変欠けているんじゃないか、そんな感じがするわけじゃないですか。

そもそも積算の基礎には入っておりませんし、政党助成金が受けられるのは国会議員を一定数持っていないきやならないわけですから、どうしても国会議員が中心になってしまふ。その政党補助金を通じて、地方の議員さんたちは無所属が多いわけ

でございますけれども、それが政党化される、組織化される、政党を中心とした組織化が進む、そんな感じがする。しかも、国会議員中心でございまして、地方の政治家の皆さんを中心としたものがやや軽視をされてくるという傾向が出てくるのではないかと。

この地方に対する配慮が不足しておるといこうことにつきまして、総理はどういうお考えをお持ちでありますか、お尋ねします。

○国務大臣(細川護国君) 確かにいろいろ御議論がこの点についてはあるところだと思えます。地方制度の問題もございまして、それからまた地方議員の選挙制度の問題もございまして、それからまた、地方政治と国政との、政治全体との、かわり合いの問題というものもございまして、さまたざまな観点からなお慎重な議論が必要なお問題点ではあるというふうには認識をいたしております。

○関根則之君 そこで問題は、国会議員に對しまして、国会議員を中心として組織される政党に對してはこの政党助成金がなされるんですけれども、そういうものじゃなくて、地方議員だけで政党ができていいと思うんですよ。大いにこれから地域地域の政治をしっかりとしましたものにしていただく、そのために地方の政治家の皆さんに頑張ってもらわなきゃいけないわけですから、その財政的な基礎も必要ですよ。

国会議員についての政治活動を活性化させるだけの財政的な基礎をしっかりとさせるために政党助

成というものが必要だといふのですから、その論理は地方を重視する総理からいっても、地方の議員や市長さんたち、いわゆる地方の政治家の皆様にも当然そういう手だて、財政的な基盤を強化するための措置をとる必要があるんじゃないかと考えられるんですけれども、それに對して総理は、今回の政党助成法に基づく政党交付金はそれほど地方には行かないけれども、地方には地方としてこういうやり方をしますよという何か案がございいますか。

○国務大臣(細川護国君) 今回の選挙制度改革法におきましては、改めて申し上げるまでもなく、衆議院の選挙制度について政党本位という観点から考え方が出されているわけでございまして、その辺につきまして今地方だけの視点というものを特に取り上げて何か具体的な提案があるかと言われまして、その点については確かに少し配慮が足りないというところはあるかもしれませんが、もっと大きく、繰り返しになって恐縮ですが、政党本位という観点からこのことを申し上げているわけで、並立制という趣旨の中から比例制度の中でそれぞれの政党においてお考えになることでございまして、その辺についても十分配慮をする余地があるというふうには思っております。

○関根則之君 私としてみると、総理から地方に對して何か冷たい御返事しか得られないで残念なんですけれども、私は政党というものは、政党本位でございまして、私は政党というものは、国会議員が中心になって組織する政党だけが政党じゃないと思えますよ。地域地域の政党というのがあっていいんじゃないかと思えます。現に沖縄にはありませんよ、国会議員もいらつしやるのかもしれないけれども、沖縄だけじゃなくて、ほかの地域地域でその政治家が、知事なりあるいは県議員なり市町村長なり議員さんたちなり、そういう人たちが中心になる、たまたま何人か国会議員はいらるかも知れぬけれども、中心は地方の政治家の皆さんであると、そういう政党ができたって悪いことではないと思うんです。そういう人たちに對し

て、そういうものをつくり育てていく、政治的なそういう人たちがまた金権腐敗に走ってはいけ
ないわけですが、清潔な政治をやってもらいたい、
そのための財政的な基盤をしっかりと支えてやる
ための制度というのが私は必要だと思つてす
よ。

しかし、それを逆に、だからといって地方にど
うぞ御勝手につくってくださいなんという話をし
出すと、これはまたそのこと自身が非常に難しい
いろんな問題を起す。そう言つては失礼だけれ
ども、中にはお手盛りの地方政党助成金という
のができないとも限らない。だから、そういうもの
のをいつも制度の裏側として考えながら制度を仕
組んでいかなきゃいけない。そういうものが必要
だけれども、その組み立て方というのは非常に難
しいと思ひます。どうかひとつ、地方のこともぜ
ひ、検討の対象といひますか、これからの問題で
ございましょうが、考えながらおやりいただきた
い、これはお願いをしておきたいと思ひます。

ところで、政党助成金、政党交付金が各政党に
ずつと渡つていくわけですが、これは、何
ですか、補助率のような物の考え方はしてない
んですか。わずかしが政党経費は必要でないとい
う政党に対しては人数割でどんとまとまった経費
が自動的に行く、そういうことになるわけでは
か。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、先生の補助率とい
う御質問の趣旨をちよつと正確に受けとめていな
いかもしれませんけれども、ただ後段の御質問に
つきましては、どのような配分基準というものが
公平で客観的であるか、こうした観点から議員の
数、得票率ということで全体を配分する仕組みに
しております。マクロの計算方法ということにな
つておりますので、その意味では相対的に少な
い支出で相対的に多い得票を得た政党もあるで
はないか、こういう御指摘も受けるところでありま
すけれども、それは全体の公平ということの中で
それぞれの政党が新しい体制に対してどのような
資金を使い、そして党の体制を整備し、そして国

政における国民の意見集約のための役割を果たし
得るか。こうしたことで、客観的な基準というこ
とになりますとやはり議員の数、パーセンテージ
以外はなかなか難しいのではなからうかと思つて
おります。

なお、これは第八次選挙制度審議会におきまし
ても、配分についてはやっぱりこうではなからう
か、こういう御提言をいただいたところでご
ざいます。

○閣根則之君 私が補助率という言葉を使つたか
ら極めて奇異な感じで大変はお受けとめになつた
んじゃないかと思ひますけれども、政党交付金と
いうのはあくまでも一種の補助金であることは間
違ひない。反対給付なしに国の財源を移転する、
支出をしていくわけですから、一種の補助金であ
ることは間違ひない。ただ、補助金適正化法の適
用があるのかどうか、それはいかがですか。

○政府委員(佐野徹治君) 補助金適正化法の適用は
ないのではないかと考えております。

○閣根則之君 しかし、政令で指定すればこれは
対象にはなり得るんじゃないか。

○政府委員(佐野徹治君) 制度といたしましては
そういうものでございませう。

○閣根則之君 制度的にはなり得るけれども、今
の政府は補助金としての適正化法の適用を受ける補
助金としては指定をしない、政令を書かない、こ
ういうことですね。それは確認をいたしておきま
す。

経費を非常に節約して効率的な運営をなさつて
いる政党もあるかもしれない。そのときに、どん
と大きな、自分の本当にかかる経費をはるかに上
回るような補助金が行くというふうな事態もある
わけですから、私は、少なくともこれは実態として
一定の線は引いておかなきゃおかしいんじゃない
か。

もとが国民の税金ですから、一人一人納めてい
ただく国民の税金なんですから一定の、それは普
通の補助金みたいな厳密にやるわけにいきませ
ん。しかし、例えば三分の一なら三分の一程度の

ものを、基準といひますか、考え方のもとに置き
て、自己資金が三分の一ですか、それから政党補
助金が三分の一、それから個人献金なりそういう
たもので三分の一というふうな考え方が示された
こともございませう。それならそれでそういうもの
を基準にして、何らかの形でそれをきちんとした
補助率にするというのには難しいにしても、一つの
めどを置いておく必要があるんじゃないか、これ
は私の意見として申し上げておきます。

ただ問題は、いただいた政党交付金が余つてし
まつたらどうするんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) これは、もし政党でそ
のような事態が生じた場合には、基金をつくりそ
こに積み立てるということになると思ひますし、
不要の場合にはこれは返還するということになる
と思ひます。

○閣根則之君 わりかしどんと一括渡すような形
でお渡しする、補助金適正化法の適用もない、補助
率もないというふうな形、しかも余つたらどん
どん積み立てておいたらいいじゃないか。相当お
ろかな国の資金の運用になるんじゃないかと思ひま
す。

ところで、たまたま少し当座使い道がないとい
うことで積み立てた、あるいは自分のところに保
管する資金が相当ふんだんになった、そのときの
保管とか運用はどういうことになりますか。法律
上、何か規定がございませうかということですね。例
えば銀行に預けなさいとか、そういうふうなこと
がなされていくかということですね。

○政府委員(佐野徹治君) 政党の自主性にお任せ
をするというところで、法律では特段の規定はござ
いませぬ。

○閣根則之君 これはおよそ公金とかそういうもの
の、非常に公的な性格の強いものだと思います。
総理、いかがですか。政党というのは非常に公
共的な性格を持つていくからこそ国民の税金を余
り結社の自由を束縛するようないやうに渡すん
じやなくて、結社の自由を束縛しないやうにおお
らかな形で渡していこう、こういうことですよ

ね。しかし、そこにそういう公共的な目的がある
からこそ出てくる政党助成金でしょう。そういう
ものをもらった以上、私は、政党はその資金をき
ちんと管理をし、多少資金的に余裕のあるものは
きちんと保管をしなさいと思ひます。泥棒さんが
来て持っていかなかったらどうするよ。
そんな管理をしてはいけないと思ひますよ。

公的な性格の強い資金については、そういう保
管の規制が全部あるんですよ。そのくらいのも
は少なくとも規定をしておかなきゃおかしいんじ
やないですか。例えば、この余剰金を不動産投機
に使つていいんですか。株の投機に使つて構わな
いんですか。いかがですか。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) お金の性格は、閣根委
員言われましたように、国民の皆さんの貴重な税
金で成り立つております政党交付金でございます
から、運用あるいは預かりのあり方等については
政党に任せますけれども、しかし閣根委員今言
われましたお金の性格からいって、それは適正にさ
れるのは当然なのでありまして、基金についても
当然のことながら報告をいたしますし、各年の報
告につきましても公認会計士によるところの監査
もするということできちんとやるわけでありまし
て、それ自身が政党の行動として問われていると
いう性格のものであると考えております。

○閣根則之君 適正に使用しなければいけないと
かいふ規定はあるんです。すべて政党任せなんだ
すよね。しかし、政党のことをとやかく言うつも
りはありませんけれども、もとは公金ですから、
一人一人の国民の税金ですから、こういうものは
もう少し神経を使つてきちんとしてやらなきゃおか
しいと思ひますよ。

今私が質問したことに答えてないじゃないです
か。不動産投機に使えんんですか。使つても法律
上違反という問題は起こらないのかどうか。株の
投機に使つていいのかどうか。仕手戦に使つてい
いのかどうか。そんなことをやったらよくない
というの一般的には言えるかもしれないけれど
も、法律上そういうものはおかしいよ、違法です

よということが書いてあるのかどうか。いかがですか。

○政府委員(佐野徹治君) 政党助成法につきましては先ほどお答えを申し上げたところでございまして、政治資金規正法八条の三という規定がございまして、一昨年の十二月の緊急改革で改正をされたものでございまして、この規定では、政治団体がその有する金銭等につきましては一定の方法の運用でないといけないという規定がございまして、ここで限定されておりますのは、銀行その他の金融機関への預金、貯金、郵便貯金、それからいわゆる国債証券とか地方債証券とかそういう債券の取得、それから信託業務を営む銀行、信託会社への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの、こういうものに金銭等の運用は限定されておるところでございまして。

○閣根則之君 政党助成金の運用管理について格段の規定はありませんという答弁をしておいて、今の答弁ではおかしいんじゃないですか。そのために前段の質問を私はしているんですからね。政府委員に答えさせないで大臣が答えてくださいよ、きょうは総括質問なんです。基本的な問題ですよ、こういう問題は、そんな細かい問題じゃないんですよ。

○国務大臣(佐藤観樹君) 当然のことながら、選挙部長から言いましたように、政治資金規正法の上に乗ってこの資金は使われるわけでございまして、あるいは運用についても、支出について五万円以上のものにつきましてはこれは支出を明らかにするということになっているわけでございまして、それは政治資金規正法の網を当然のことながらかかっているわけでありますから、その上にそれではこの政党助成法について特別のものがあるかといえそれはないということをお願いしたのと同じことにつきまして、政治資金規正法の今読み上げましたことにつきましては当然網がかかっているという前提で選挙部長はお答えをしたわけでござい

○閣根則之君 政党助成金は、これは政党という

のは政治団体のうちの一定のものが政党として助成対象になるわけですから、当然その政党の使う政治資金というのは政治資金規正法の適用を受ける。政治資金規正法の定めに従う補充規定、これがかかってくるということで、その範囲内で管理しなければいけない、こういうふうな理解できるということですね。その解釈はきちっと承っております。

それで、基本的な問題につきましてお尋ねをいたしますけれども、そもそも政党交付金というのは何のために交付するんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 抜本的な政治改革として出しました四法と一体のものでございまして。今の先生の御質問に端的にお答えさせていただきますと、政治改革の原点である腐敗の根絶、そしてそのことのために一番求められている企業・団体献金の禁止へ一歩大きく踏み出すということの中で政治家個人などに対するものを禁止したということから、全体として政党の財政基盤というものが大変厳しくなるということに配慮したものでございまして。

立法例としては、外国におきましても企業・団体献金を禁止する代償に公的助成について増額する、こういう形が行われているということも承知しているところでございまして。

○閣根則之君 大臣は、政党の政治活動をきちんと支えるためのものだ、そのために交付するんだと。したがって、そういうものに要する経費に充てるということでしょう。

そういうことがどこに書いてあるんですか。この政党助成法はそういう条文を持っていますか。

○国務大臣(山花貞夫君) そこで私は四法一体として抜本的な政治改革と申し上げた次第でございまして、さらに説明させていただくならば、例えば選挙制度の関係でも政党中心の選挙にしてい

るでございまして。

○閣根則之君 法律の立て方の問題を私は重要なことだと考えているんですよ。四法一体としてそこから交付目的が出てきますなんていうような答弁で、納得するわけにはいかないですね。

○国務大臣(山花貞夫君) 実は提案理由の説明におきまして、今御指摘の、ストレートには政党助成法の第一条「目的」というところで全般的、総合的に書いてございまして、それを私は具体論としてちよつと説明させていただいた次第でござい

ます。「この法律は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定める」、そして「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。」と。

この文章では抽象的ですので、企業・団体献金の関係を含め説明をさせていただいたところでござい

○閣根則之君 総理、この政党助成金というのは今度の政治改革の中の本物の柱、大変重要な柱でしよう。それで、しかも国民の税金を一人当たり二百五十円だなんていうて出すわけですから、二

百五十円だなんていうて出すわけですから、二

百五十円だなんていうて出すわけですから、二

のぐらいいのことは明確に法律の中に書いてなければおかしいんじゃないですか。

さつき、不動産投機に使ったって違法ではないということでしょう。総理、よく考えてくださいよ。それから、株の投機に使ったって構わないんですよ。仕事に使ったって構わないんですよ。それはいいんですよ。余剰金がここにあらるときにその管理のために銀行だとか郵便局だとか書いてありますけれども、あれはそうじゃないんですよ。目的として使う場合には構わないんですよ。そういうものを制限するために、これは政治活動に要する資金として交付をしますよと、そういうことが書いてなきやおかしいじゃないですか、法律として。

たびたび申し上げていませぬけれども、大出法制局長官、いかがですか。これ、法律の立て方としておかしいんじゃないんですか。

○政府委員(大出峻郎君) 先ほど政党助成法の第一条の規定についての紹介があったわけでありま

すけれども、そこで、政党の政治活動の健全な発達の促進あるいは公明公正の確保を図る、こういう目的のもので……

○閣根則之君 法律の目的だよ。

○政府委員(大出峻郎君) 法律の目的であるわけでありまして、この四条のところではさらに「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならない。」と。これは、条件や使途の制限はいいじゃないということでありま

す。○閣根則之君 当然の前提じゃ困るんですよ。さつきから言っているように、私が何のための交付金ですかと言ったら、回り回って提案理由まで持ち出してきてやつと何とか説明がついているでしよう。そんな政党交付金じゃ困る。それに大蔵大臣、三百九億も出して本当に財政が締まります

か。これはまことにおかしいんですよ。そんなことを言うのなら、もういろんな交付金、こんなのは切りがありませんよ。大蔵省は、いろんな助成金だとか交付金だとか、そういうものについては大変厳しく縛っているんですよ。それは国民の税金を預かっているんだから当然ですよ。

義務教育費国庫負担法を読んで「あらなさいよ。きちっと書いてありますよ。その第一条に、公立の小学校及び中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に要する経費のうち、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を国が負担するんだと。そのためにきちんと負担法ができていますよ。」

まだこんな例は幾らでもありますよ。私が言うことないでしょう。生活保護法では「国は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならぬ。」、「一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三」ときちんと書いて、何々の目的のためにどういう活動に要する経費に充てるためにこの資金を国庫から出しますよということを法律できちんと決めてあるんですよ。

これだけの大きな政党助成法だったら、少なくともそういう目的規定をきちんと置いてやらなければね。法制局長官、わかりますよ。前提としてそんなくすくすであるなんて、四条を持ち出してあなたは説明しますよ。それは苦しいからわかる。法制局長官として一応で上がった法律を説明しなきゃいけないから説明しているんだらうと思うけれども、心情においてどうですか。まあいいですよ。そういう聞き方をすると失礼だから余り聞きませんけれども。

総理、これはおかしいですよ。要するに法律論を離れて私の言っていることをどう思いますか。感想だけでいいですか。ちよっと言ってくださいよ。当然のことだ、当たり前のことだと、提案理由説明まで持ってきて説明しなければならぬようにそんなことが、そういう法律の仕組みが、それが当たり前のことだと考えますか。

○国務大臣(細川護国) いや、おっしゃることもよくわかりますが、しかし、大臣、法制局長官から今御答弁申し上げた趣旨はそれとおりだといふふうに私は思っております。提案理由にそれだけ明確に書いてあるわけですから、それはだめだ、こうおっしゃるのもわからないことはいくらでもありますが、私はこれで十分なのではないかという感じがいたします。

○閣根則之君 これで十分だと思いますという答弁を聞いて、本当に私は実感があつた以上、これは納得するわけにいきませんよ。法律の立て方として全くおかしい。

これだけの資金を出して日本で新たにこういう制度をつくるのは初めてでしょう。しかも、この金額は一億や二億の金じゃないんですよ。総理、これから人口がふえていけばどんどんふえていくんでしょ。日本の人口というのは頭打ちがあると言われているんですから、まあ一定の限界はありますよ。あるけれども、さっき山花大臣が言われたように五年ごとに見直しをやっていく、ふえるかもしれないよ。大きなものになっていく可能性もあるわけですよ。しかも今度の政治改革、総理が政治生命をかけているというこの政治改革の中で重要な一本の柱ですよ。それを始めるときに、その柱の目的規定、何のために出すのかということがきちんと書いてない、そんな法律を我々は審議できないですよ。

これ以上明確な答弁がなければ私はもう質問続ければいい。○国務大臣(山花貞夫君) くだいようですけれども、提案理由の説明、法文の中にきちんと書いてあるわけでありまして、そうした問題につきましては、例えば政党がこの問題に対して、税金であることに特に留意してその責任を自覚しなさいとかぬということも明記してあるところがございます。政党のお金の使途についてあれこれと内部に手をつたさないというのが全体の法律体系の中身でございます。

なお、提案理由につきましては、冒頭申し上げましたとおり、これは施行期日などをこらになつていただいてもおわかりのとおり、四法一体としていっていることについては提案理由の中に書いていっているところでございます。法律全体の提案のつかみとしては私はこれで十分御納得いただける内容になっていると確信をしております。

○閣根則之君 ある制度を見るときに、そんな提案理由までさかのぼって一般国民は読むわけじゃないんですよ。政党助成法というものは何だろ、例えば高等学校あたりの社会科の勉強で読むときだって、提案理由まではなかなかない。

法律ぐらゐはたまには見るかもしれない。そのときに政党助成金というのはこれこれこういうために、まあ一言で言えば私は政治活動のために使うことだと思ひますが、政治活動資金として使うんだ、そのためにそういう経費を補助するんだというのを、ほかの立法例だって全部書いてあるじゃないですか、どうしてそれを書かないんですか。そのくらいなものをきちんと書いておかなければいけない。

書かないからこそ、さっきから申し上げているように、これだけ大量の資金が仮に不動産投機に回っても、不動産をどんどん買ってあさる資金にこれになるわけですよ。ゴルフ場をつくる資金になるかもしれない。それでも構わないんです。違法じゃないんです。法律のどこに違反していますか。違反してないんです。それは違反してないという答弁がさっきから出てこないんですよ。こんな法律はおかしい。それは国民が見てからいいんだなんて、そんなことはおかしいですよ。納得できません。(「四条二項」と呼ぶ者あり)

○国務大臣(山花貞夫君) 今、四条二項という声もかかりましたけれども、先生が立法例と比較して、こういう御質問の趣旨でございます。立法例ということですが、他の法律についてのものもあればこの政党助成金についての立法例も先例がございます。海部内閣のときに出しました

法律の提案の構成もほぼ同じでございます。そういう意味におきましては、そうした従来の立法例ということ踏まえて今回出しているところでございます。不足はない、こういうふうに考えているところでございます。

○閣根則之君 そのときは案は法律にならなかつたんですよ。参議院で審議していれば私がきつたとそういう議論をしたはずなんです。だから、間違いない、いい、参議院の審議を通じて本當にどこから見ても立派な法律になつた、そういう法律をつくるために、総理、我々は審議しているんですよ。その意味を理解してください。

そんな提案理由の説明までさかのぼって説明をしなければ、何のための経費として政党助成金を出すんですかと子供たちに質問されたときに、先生は答えられないんですか。これからつくる法律ですから、そんなばかな法律はやめてください。これからつくる法律ですよ。まさに今の不動産投機をやる、株の仕手戦に参加する資金に使つたって、ゴルフ場を造るところにつくる金に使つたって、全然構わないんですよ。これ。違法じゃないんですよ。

四条がある四条があるさっきから後ろの方から言われたことを早速利用しておっしゃいますけれども、四条は違ふんですよ。「適切に使用しなければならぬ」と書いてあるんですよ。「適切」というのは何だ。「適切」という解釈を導き出すための親条文が必要なんですよ。そうでしょ。これは裸で「適切」なんですよ。適切に使わなければならないというのには裸で出てきているんですよ。これは多分社会通念でしょう。何に基づいて適切であるか適切でないかを判断しろと言つたら、社会通念なんですよ。そこまで言っちゃいけないんですよ。法律というのはそんなものじゃないですよ。きちんと目的条項、対象とする経費をきちっと書いて、そのために交付するんですよ。

だから、その目的に照らして、補助対象経費というものがあんだから、その補助対象経費に照

らしてみてもおかしいかおかしくないか、その交付目的に照らして適切であるかないかを判断するということでも初めてこの四条というのは生きてくるんですよ。こんな一般の社会通念に戻るとなると、画期的なこれから日本の政治を左右するような法律なんと言われたって、我々は納得することはできませんよ。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、社会通念にもとると、こういう御意見でしたけれども、「国民の信頼にもとることのないように」ということは社会通念に反するものではないと思っております。

○関根則之君 もとるではない。戻ると言ったんです、私は。

○国務大臣(山花貞夫君) 同時に、その適切な使用の中につきましては、税金その他の貴重な財源であるということも明記いたしまして、このことに留意し各政党は責任を自覚しなければいけないと、こう書いてあるわけでありまして。

そして、先ほど自治大臣お答えのとおり、支出については五万円以上はすべて明らかにする、そして国民の皆さんの批判を仰ぐということになっておりますし、監査についても公認会計士を含め監査を受けるということまで書いて、あとはそれぞれの政党の責任であると、これがこの法律の建前だと思っております。

○関根則之君 今までの答弁では、これはもう全く納得することができません。したがって答弁を了解するわけではありませんが、私の時間も予定の時間が大体参りました。

これは自民党の中での使用時間でございますので、多少の余裕はいただいております。しかし、それにしても時間でございますので私はきょうのところはこの質問は終わりますけれども、総理にひとつお願いしたいのは、総理、せっかく総理の名において総理のときにこれだけの改正をしようというんですから、我々が提起したような問題を素直にひとつ聞いていただいて、おかしければしかるべきときにしかるべき対応をする、余り修正

だとか何とかいうとまたすぐひつかかるから申し上げませんけれども、そういうことをやる、修正のチャンスがあるならきちんと修正してもらいたい、ひとつそこだけお願いをし、それに対する総理の感想といいますが、お答えをいただきまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(細川護熙君) 御意見はよく承りました。貴重な御意見として承っております。

○関根則之君 終わります。(拍手)

○大木浩君 関根議員に続きまして、自民党の立場から質疑をさせていただきます。

昨日はいろいろと理由がございまして私どもはこの委員会への出席をあえて差し控えていたのだいたいでございますけれども、いずれにいたしましても、私は現在、この政治改革諸法案が参議院に持ってこられたその経緯、あるいは現在どういう法案としてあるかということについて、どうも政府側と私どもの間に基本的な食い違いがあるんじゃないかという感じを持っております。

昨日、たしかあれは平野委員のお話だったと思っておりますけれども、衆議院の方で、いわゆるこれは国会用語でしようか、荷崩れなく参議院の方へこの法案を持ってきたんだからひとつ速やかに審議を進めろというふうなお話でございましてけれども、その荷崩れなく、あるいは総理がよくお使いになります整々肅々という形で参議院に持ってこられたと、総理は果たしてそういうふうな理解をしておられますか。

○国務大臣(細川護熙君) 随分長時間かけて衆議院におきまして相当掘り下げた御議論がなされたというふうな理解をいたしております。百何時間ございまして、とにかくそれだけの時間をかけて、またそれなりに掘り下げた議論であったというふうには私は感じているところでございます。

○大木浩君 衆議院の方でかなりの時間をかけられたということはおわかりです。しかし、果たして総理がおっしゃる通りに本当に掘り下げた議論であったかということになりますと、実は非常に不備な点が多かつたんじゃないか。そのまま参議

院の方へ持ち込んでこられたということは、先ほどの議論を聞いていまして不明な点がいっぱいあるわけでございます。荷崩れはなかったのかもしれないけれども、その荷物の中身をあけてみたらいろいろと崩れておるといのが現在の政治改革法案じゃないかというふうに思っています。

しかも、いや、もうこれ随分時間をつぶしたんだから早く参議院でやろうというやうなことを与党の代表の方があちこちで言っておられるわけでございますが、これは新聞記事ですから正確かどうかはわかりませんが、一応こういう趣旨のことを言っておられると思っております。

ここで読ませていただきますけれども、きのうも政府の首脳会議を開かれて、この中で与党代表者会議の座長である社会党の久保さんが「連立与党側が自民党委員欠席のまま五日、参院政治改革特別委員会での審議再開を強行したことについて「今後は自民党の意向にかかわらず特別委を整合と開いていく」と述べ、国会内の法案成立に向け、「云々と、こういうことを言っておられる。また、久保さんは、参議院の法案審議時間につきましても、「衆院では百二十時間やった。しかし、参院では自民党案がないので、衆院の半分がいい」と述べ、参院では約六十時間の審議で十分だ」と、こういうことも言っておられます。これは新聞記事ですから正確かどうかはわかりませんが、少なくともこういう趣旨のことを言われたんだろと思っておりますが、総理は参議院の審議は六十時間ぐらいだと思っておりますか。

○国務大臣(細川護熙君) 問題は、さっき私も百何時間と申しましたが、時間ではなくて、いかにそこで実りのある議論がなされるかということの方が重要なことであるというのが私の基本的な認識でございます。

○大木浩君 意味のある審議ということをおっしゃったけれども、私、総理の御答弁をずっと、もう随分、もうこれで四カ月になります、聞いておりますと、総理のお答えというのは大体二つの

パターンがございまして、一つは、いろいろな御意見もあるけれども、おれたちの方でみんな相談して一番いいと思うのを持ってきたんだからおまえたちはそれをひとつ早く審議しろ、なるべく直さずに審議しろ、こういうお話。それから、あと一つは、非常に一般的に、おっしゃることはよくわかりますけれども、今もおっしゃいました。すよね、意見としては承っております、意見としては承っておりますけれども、実際の行動としては反映されない、こういうような感じがあるわけでございます。これは非常に残念なんです。

せっかくこの参議院で、実は本当に同じこの法案を二回目をやっておるわけですから、これは一体どういふことかというわけでありまして、先ほどから関根委員の質問でもおわかりのように、参議院は参議院でやっぱいろいろな専門家をそろえてその立場からの議論をしているわけですから、一般論じゃなくて、できるだけ国民に、私どもが納得するだけでなくてやっぱ国民が理解しなければだめでございますから、どうぞひとつそういう趣旨で御答弁をできるだけ具体的にお願いをしたいと思っております。

そこで、きのう、これもまた平野さんのお話で憲法五十九条云々の話が出ております。憲法五十九条につきましては総理にお聞きする前にちょっと一つ、むしろ法律的にお聞きした方がいいかと思っておりますけれども、法制局長官、この五十九条というのはどういふときに用いられるものだというふうにお考えですか。

○政府委員(大出峻郎君) 憲法五十九条でございますけれども、これは先生御承知のように、法律の成立の手続を定めた規定であるわけでありまして、第一項におきましては、法律案は両議院の議決によって成立する、こういうことを原則とする旨が書かれておるわけでありまして、特別の場合には衆議院の意思のみで成立することもあるということを二項で定めておるわけでありまして、ただいま先生の御質問の御趣旨は、憲法五十九

条の四項に関連してのことかと思いますが、この憲法五十九条四項の規定といふのは、法律案について、参議院が衆議院の送付案に対して可決も否決もせずに会期満了に至り、その結果、五十九条の二項の先ほど申し上げましたいわゆる衆議院の特別多数議決といふものが、再議決と言われおりますが、の衆議院の優越が機能し得ないといふような事態になるのを防止しようとする規定であるといふふうに一般に解されているところでありま。

つまり、法律案について、参議院が衆議院の送付案を受け取った後六十日以内に何らの議決もしないときは、衆議院は参議院が否決したものとみなす旨の議決を行い、五十九条二項のいわゆる再議決の方法をとることができるという規定でございます。

○大木浩君 今の長官のお話は要するに条文をほとんどそのまま読みになっただけで余りよくわからないうえ、ただ、特別の場合にということをおっしゃいましたね。特別の場合に使う条項である。

どういふときが特別であるとお考えになりますか。

○政府委員(大出峻郎君) 私が特別な場合ということをおっしゃったのは、五十九条の二項の規定について申し上げたものでございませうけれども、その条文をちよと読んでみますと、五十九条の二項は、「衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。」、こいふ特別な規定が置かれておる、こいふことでございます。

そこで、先ほど先生の御質問の御趣旨は、この五十九条の四項に関連してのお話であつたと思ひますが、四項の方は、「参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。」、こいふ規定になつておるわけ

であります。一定の場合、つまり六十日以内に参議院が議決をしないときには衆議院は参議院がその法律案を否決したものとなす旨の衆議院の議決をして、そして、先ほど申し上げました五十九条の二項なりあるいはもう一つ三項の両院協議会を求める旨の規定があるわけでありまが、そのどちらかの手続を進めることが憲法上は可能である、こいふ憲法上の制度的な仕組みになつていゝといふことでありま。

○大木浩君 どうも先ほど同じような御趣旨の御説明でありますけれども、私が特別なこいふことの御質問をしたのは、やはり私は、これは非常に政治的にいひまが、特殊な状況でどういふも早く結論を出さなければ国民のためにないかといふふうなときに発動されるものじやないかといふふうな考へるからなんです。ですから、こいふ立法の趣旨といふものはどういふところにあるんだらうといふことをお伺ひしておるわけでございます。

抽象論を繰り返してもしょうがないんですが、この五十九条の中には二つのチャンネルがありまして、一つは両院協議会、一つは衆議院の三分の二で再可決する。二つありますね。その二つまず並んでおるといふことについて、それぞれについてどういふときにどういふふうに使われるべきだ、立法の趣旨といふのはどういふことだらうといふことについて、もし御説明をいただけるならばお願いしたいと思ひます。

○政府委員(大出峻郎君) 憲法五十九条の二項の規定といひまが、いわゆる衆議院の参議院に対する優越の規定でございます。こいふ趣旨のものであります。それで、こいふ場合、こいふ五十九条の二項なり、あるいは先ほどの五十九条の三項、両院協議会を開くことを求める手続にするのかといふことにつきましては、これは国会の運営の問題でございまして、私の立場といたしましては憲法の規定の制度がこいふ形になつておるといふことを申し上げるにとどめさせていたきたいと思ひます。

○大木浩君 法制局長官としてそれ以上踏み込んだ御説明ができないといふことでございますけれども、あえて私の方から言わせていただければ、やはりこれは、先ほどから申し上げておりますように、例えば非常に緊急に何か結論を出さないういふかぬといふようなときに、改めてまた時間のかかるような手続をするよりは、こいふことである緊急的な措置ができるという道をあえて例外的に開いておるのだらうといふふうに私は理解をしておるわけでございます。

ところが、今この政治改革法案が参議院に來たばかりの時点で既に五十九条云々といふことを言つておられますけれども、これは総理、こいふこれからの選挙制度全般、あるいはそれがひいては議院の運営にもかかわるような基本的な問題を、しかも今議論を始めたところで、五十九条で何でもとにかくやつてしまふんだといふようなことは少しおかしいんじやないかといふふうに私も思ひます。

きのうも総理は、こいふ条文があるといふことは重く受けとめるとおっしゃいましたけれども、重く受けとめるといふのは、それじや必要があつたらやると、こいふことですか。今のこいふ状況で、まだ審議が始まつたばかりで今からこいふことを言われるのは、これは非常におかしんじやないですか。

○國務大臣(細川護熙君) 実りのある御議論がなされるのが当然の前提であるといふことをきのうも申し上げました。こいふことがなされるといふことがぜひ望まれるところでございませう、それを大いに期待をしておるところでございませう、一方で憲法にこいふような規定があることも、これは憲法でございませうからそれに重く受けとめさせていたでいる、こいふ申し上げたところでございませう。

○大木浩君 それは少し逆な議論だと思ふんですよ。私は、今この政治改革法案といふものが出てきたばかりで、こいふ時点でこいふものが五十九条云々といふことが、それはこいふのが細川総

理の政治姿勢の反映であるかどうかといふことをお伺ひしておるわけでありま。

○國務大臣(細川護熙君) とにかく政府としてはしっかりと御議論を本院においてもいただくといふことが何よりも期待をいたしてゐることだ、こいふこいふに申し上げておるわけでございます。

「衆議院が決めることだよ」と呼ぶ者あり」
○大木浩君 今、後ろの方からこれは衆議院が決めることだとおっしゃいましたけれども、こいふこと、これは衆議院の人が決めることですか。今のやじは非常に重大です。これは参議院にも重大にかかわつてくるし、後でまたお聞きいたしましけれども、二院制といふことを考えれば、衆議院の制度をいろいろと手直しをすれば、それじや参議院の方はどうなるかといふ関連の問題も当然出てくるわけでございます。

これは参議院は参議院として、先ほどから十分に自主的に。私も審議を拒否しておるわけじやないんです。ただ、年末にいろいろとほか、例えば景気対策あるいは予算といふものもあるから、こいふこともをむしろ優先したらどうかといふことは申し上げました。それからまた、今まで参議院の中でいろいろ了解して大体六日ごろから始めようといふことも話がありました。六日とか七日とか。こいふ辺はいろいろ小さな話かもしれないけれども、とにかくこいふことので大体の日程を決めてやろうといふところが、こいふではない、何かよそで決めたことが参議院の方にはね返つてくる。これは非常に不愉快なわけでございます。

もう一遍お伺ひいたしますけれども、総理は参議院でじっくりと意味のある審議が行われるといふことを期待しておられるのかどうか、お答えをいたできたいと思ひます。

○國務大臣(細川護熙君) 参議院に送られましてからもう既に五十日ほど経過をしておるわけでございますし、もちろんその間に補正予算の審議とかいろいろございまして、しかし、これだけの時日がたつてゐることは一面で事実でございます

から、できる限り実りのある審議を速やかにお願いを申し上げたい、このように期待をいたしております。

○大木浩君 何か参議院で何十日もたつたとおっしゃいますけれども、我々がこの法案の審議をとめたために時間がたつたわけじゃありません。

それは先ほどから申し上げておりますように、今国民の要望ということを考えればほかにもやることがあるじゃないかということですから、これは御存じのとおりにそのためにせっかく国会法も修正いたしました一月からの国会ということになったわけですから、年末には一応予算とかあるいは景気対策ということに集中して、そして一月になってからも一遍しかりとこの政治改革法案をやつたらいいじゃないかと、こういうことを申し上げておたわけでありまして、五十日たつたというのが何かまるで自民党、野党の責任などと言われるようなことでは私は全く理解できません。

もう一遍今のことにつきまして御説明をいたしたい。

○国務大臣(細川護熙君) 先ほど申し上げたことの繰り返しになるかと思いますが、私は繰り返し本委員会におきましても論議が深められていくことを願っているということを申し上げているわけでございます。またぜひ参議院特有の、参議院固有の考え方というものもあってございまして、うからということも、これもまた再々申し上げてきたところでございまして、ぜひひとつそうした御論議を積み上げていただいて、速やかに本法案が成立することを期待いたしております。

○大木浩君 我々も、慎重にしかもある審議をするということについては、さつきから言っておるとおり、一生懸命やりましようと言っておるわけですから、何か自民党がためにおるかというふうな前提でお話しをされる、あるいは何月何日までにはやらなきゃ国がつぶれるというふうな話、これはおかしいと思うんですよ。審議をした結果、もっと細かいことについても詰めなきゃいか

ぬというふうなことがあつたならば、それは当然それに必要な時間をとるといふのが正しい態度じゃないか、そう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川護熙君) これも衆議院でも参議院でも何回も申し上げてきたことですが、政府の提案したものが百点満点だと思つておられるわけではございません。ベストだと思つて出させていただいておられるわけですが、それぞれいろいろな観点からの御論議もございまして、また一般論として合格点主義というふうなことも再々申し上げてきていることも御記憶をいただいているかと思いますが、ぜひそうした観点から論議を深めていただきたいと、こう思つておられるわけでございます。

○大木浩君 この政治改革法案ばかりじゃありませんけれども、政府がいろいろとたくさん重大な問題を抱えておられる。しかし、先ほどの予算の話をつとりましてなかなか結論が出てまいりません。やっぱりこれは私は総理がリーダーシップを發揮されなければ、何といつても連立与党です。八党ですか、なかなかいろいろと議論があつて、それを今おっしゃるとおり時間もある程度限られた中でどんと結論を出していくというところであれば、総理がもっとリーダーシップをとられないともの動かないと思つておられます。

例えば先ほどの予算につきましても、なぜ年末に仕事が進まなかつたのか。これは総理にお聞きしてもしょうがないかもしれませんけれども、大蔵大臣、なぜ仕事ができないうんですか。我々は、どうぞひとつ時間を使つて、せっかく官僚の方々にも時間を差し上げて大いに予算なり景気対策なりをやつてくださいますと申し上げていたんですけれども、どうもさつきよりそこら辺のところは動きがないようございしますが、大蔵大臣、どういふふうにご考えておられますか。

○国務大臣(藤井裕久君) 先ほど来、総理も言われておりますように、景気対策というのは非常に重要なものだと考えておりますし、現に総理から、経済企画庁長官を中心に我々は景気対策を今月の中旬ごろまでにまとめるようにという御指示もいただいております。

そういう方向で現在進めておりますが、同時にその中で、第三次補正予算として平成六年度本予算を編成する一つの方針を固めてこの二つの予算の編成に取りかかつてまいり、こういう段取りで進めておられるということを御理解いただきたいと思います。

○大木浩君 なかなかものが動かないわけですが、参議院でございしますから少し視点を変えまして、今度の政治改革法案、先ほど後ろの方では衆議院でやらせればよいというふうなばかなことをおっしゃる方もありましたけれども、これはやはり参議院にも大きくかわる法案でありますから当然参議院としてのいろいろな視点があると思ひます。

総理にお聞きいたしますが、総理も十二年ですが十二年半ぐらいですか参議院におられましたけれども、現在の参議院というのはその機能を十分に果たしているかと総理はお考えになりますか。

○国務大臣(細川護熙君) それなりの役割を果たしていただいているというふうに思ひますが、私は参議院におつた者といひまして、もっと大きなやはり役割を果たしていただきたいという期待は持つております。

○大木浩君 もっと大きなというのがよくわかりませんが、少なくとも院の構成等々を考えれば、あるいは選挙法を考えれば、衆議院の先生方というのは比較的小きな地域、今度小選挙区制が導入されればもっと小さな地域になるかもしれせんけれども、とにかく一つ一つの地域を代表するという性格が衆議院の場合には非常に強いと思ひます。もちろん、それは国会議員ですから国全体のことをするわけですが、同時にその地域の代表という色彩が非常に強いと思ひます。それに比べて参議院の場合は、例えば選挙区議員であつても都道府県というふうなもう少し大きなところを代表しているから、そういう意味では

大きなということかもしれせんけれども、現実にはそういった機能が發揮されてないんじゃないか。

例えば、これは憲法上の問題でもありますが、今すぐに手直しできないかもしれせんけれども、御存じのとおりに予算と条約については衆議院の優越性というのが非常につきり書いてございします。しかしよく考えてみると、予算は今も申し上げましたように地域代表の衆議院というものが優越性を持つておられるのはいろんな国の例を見ましても比較的そういうところが多いと思ひますけれども、条約についてはむしろ逆といひます。例えばアメリカのように、まあ日本と同じには論ぜられないけれども、むしろ州、これは州です。それから日本の都道府県とは違ひますから、それなりの限定的な主権的なものを持つていますからそれは別でしようけれども、しかし上院の方がむしろ外交とか防衛についてはいろいろと勉強もするし発言権も持つし、あるいは権限も持つ、こういう体制になつておられるわけですか。

そういうことについても私は、これは今すぐ問題じゃないにしても、これからいろいろ選挙制度も変えよう、あるいは両院の関係もいろいろ勉強しよう、こういうときですから、そういうことも考える必要があるんじゃないかと思ひますが、これは総理、どうお考えになりますか。

○国務大臣(細川護熙君) よく言われますように、抑制とか均衡、補完とか言われますように、参議院の機能もいろいろあるわけございまして、うが、今お話に出ましたような条約の問題にしても、大きな観点からの、財政の問題にしても年度ごとの予算の問題ということではなくて、もっと大きな財政の問題とか、大所高所からの良識の府としての御論議というものが参議院において衆議院とは違つた角度から、観点からなされるということとは、大変これは国民が期待をしておられるところじゃないかな、こういうふうには私は思つております。

○大木浩君 実は、総理も御存じだと思ひますけ

れども、参議院の中で現行法のもとでどうやったら参議院の独自性というものを發揮できるかというようなことで、例えば長期的に一つの問題を議論する、勉強するということのような調査会というようなものをつくりましたけれども、現実には実際の法案とかそういうものと結びつかないとやっぱり本當の意味での機能というものは發揮したいというようなことで、必ずしも所期どおりの目的を果たしておるかどうかわからないというような状況であります。

そういうことで、これは今すぐになかなか究極的なお答えがいただけないかもしれせんけれども、今いろいろと選挙制度を議論する過程において同時に二院制というものをどうしようかということも当然議論されていると思いますので、これはぜひひとつ今後勉強していただきたいと思いますが、山花大臣、ひとつ担当大臣としてコメントしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 御指摘のことは大変大事なテーマだと思つております。十分受けとめてこれから努力したい、こう思つております。

なお、一言だけつけ加えますと、これまで幾度か御指摘をいただきまして、全体の経過の中で、まず参議院の選挙制度の問題を中心とした今度の改革、そして同時に、既に与野党におきまして御議論いただいていた経過もございします。そういうことを十分伺つて政府としても今の御意見を生かしていきたい、こういうふうに思つてゐる次第でございします。

○大木浩君 参議院というのが非常に問題なわけでありまして。

先ほどから申し上げておりますように、この政党助成法とかあるいは政治資金の規制だとかいろいろ法案がありまして、これは何も参議院だけというわけじゃないんですよ。これは当然参議院にもかかわってくる。ですから私は、これは既に同僚議員も何回も御質問いたしましたけれども、参議院については一体どういう考えを持てゐるかということが、やっぱりこれは政府・与党とし

ては少なくとも方向だけでもお持ちにならないと、私どもとしてはこれは本當に意味のある議論というのはいかならないかというふうに感ずるわけでございします。山花大臣、どうですか。

○国務大臣(山花貞夫君) やっぱり立法府の問題ですから、立法府で決めるというのが本来の考え方であらうと思つております。

今回、参議院の制度改革につきましても、スタートのところは政府提案にするかあるいは議員の提案にしたいかということについてはかなり議論をした上で、政権の性格づけということから政府提案という形にした次第でございまして、参議院の問題につきましても、既に参議院で議論が先行しているという経過もございします。参議院の皆様の御議論というものを十分受けとめながら政府としても方向を打ち出さなければいけない、こういうふうに考えているところでございします。

○大木浩君 参議院の方で議論が先行しているとおっしゃいましたけれども、参議院のことにつきましては、御存じのとおり、自民党は既に一つの案を出してあります。それが完全に十分なものであるかどうかは別として、基本的な考え方ということを出しているわけですが、政府・与野党の方からは今のところ何も出てきていないわけでありまして、そういった一つの大きな空白というものがあつたまま、いや、とにかく参議院の法案だからまずそれをやれとおっしゃいますけれども、それはおかしいんじゃないか。むしろ私は、今四つの法案が出ておりますけれども、それをそれぞれについてこれは参議院とは一体どういう絡みがあるんだということを一つずつ分析して、進められるものは進める、進められぬものは進めない、こういうのが本當の正しいアプローチだと思ひます。どうなんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 先ほど答弁で若干省略させていたところでもございしますけれども、今回の選挙制度改革は、全体の流れの中で直結しているのは八次審の答申、そしてかつての海部内閣の提案、そして今回に引き継がれている、こういう全体の経過だと思ひます。

八次審の答申におきましても、まず参議院の制度についてこのようにしたかどうか、こういう提案がありまして、参議院につきましても幾つかその問題点の整理ということを行った中で、参議院の制度について固まったならばこちらに、第二段階に進むべきではなかつたか、全体としてはそういう流れではなかつたかと承知をしているところもございします。また、前回の政府の提案につきましても、全体をそうした考え方に沿つて行われたものと私は理解しているところでございします。

そして今回の提案、さきの総選挙の結果を受けてのものでありますから、何年も議論するということではなく、細川政権の、総理のかたい決意に示されたところ、この問題についてはまず四法案を出して、これは決して参議院の問題だけではございせん、御指摘のとおり院の關係、そのうちの一案の問題でありまして、衆参にかかわるテーマとして参議院の法案について提出させていただきます。また、この決意に、これからこの決着の仕方といひますか、そのことによつて、また参議院についてもこれまで進んできた議論にどのような議論が加わるかということもあるのではなからうかと思つております。

午前中もお答えいたしましたけれども、参議院の制度につきましても、これからまた改めて院を中心として本格的な議論があるとするならば、戸別訪問の問題、ピラ、ボスターの問題等、必要な限りで今回法案として四法の中に加えていただいておりますけれども、根幹に触れるような部分につきましてもは今回触れていないところでございまして、そういう問題についてはこれから参議院の議論というものを最大限尊重する中でこの方向についても進みたいと思ひます。これが全体としてのこれまでの考え方でもございします。

○大木浩君 今のお話の言葉じりをとらえるつもりじゃないんですけれども、根幹に触れるものは直さない、議論しない、こういうことですか。

○国務大臣(山花貞夫君) さわつていないと申しましようか、触れていないということでもございします。

これは、どこが根幹かということになりますと議論があるかもしれせんけれども、今回の野党の皆さんの、自民党の提案にもそうした根幹部分に触れた仕組みというものを提案されているということであると承知をしておりますし、そうした部分についてはこれまでも与野党の中で議論があつた、そして、全体としての改革なのかあるいは現実的なまず第一段階の改革なのかということを含めていろいろ御議論があつたと受けとめております。

全体の数の問題とかあるいは選挙の制度の問題等々、根幹の部分については今回は触れておらない、こういうことでございします。

○大木浩君 根幹に触れていないというのは参議院の根幹に触れていないという意味かどうかかわかりませんけれども、しかし、この法案を通せば根幹に触れてくる可能性はあるわけですよ。

先ほど御指摘なされて持つてこられたというお話がありましてけれども、私どもの方ではこんなものが来るとは思ひなかつた。つまり、注文したものと違ふ品物が届いたと私どもは思つておるわけですから、先ほどから海部内閣のときにどうかとを第八次審議会がどうかというふうに、人に責任を押しつけてください。

我々としては考えてみたら今出てきたものが非常に根幹に触れる、参議院の話だということで参議院は後でということではとても議論ができません、こういうふうに思つてからこそいろいろと御質問しておるわけでもございまして、せめて参議院のことについてどういふふうに考えていくんだと。それから、いろいろと技術的な問題もございしますけれども、まさに今の参議院をどういふふうにするかというところについて全く政府・与野党は考えなしと、これで審議をしろということじゃ、これは審議できないじゃないですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、私申し上げました

のは、根幹に触れていないというのは、衆議院の制度ができた場合に、じや参議院は二院制の趣旨を生かすために参議院としての自主性を生かすために一体どうするかという議論は、まずは参議院の皆様の御議論というものを最大限尊重しなければいけない、こういう立場で申し上げたわけでございます。したがって、今回の法案では、いわば必要最小限度の部分について盛り込んでいくということでございます。参議院の制度の根幹についてはもちろん今回の制度では組み入れたものにはなっていない、こういう趣旨でお話しをさせていただいたところでございます。

決して参議院のことを考えないということではなく、そうした議論というものは当然これから院の中で活発に行われることになると思ひますし、そのものについては十分尊重して対応すべきであるということにつきましては、総理初め私どもも繰り返しお答えしてきたとおりでございます。

○大木浩君 どうも今の根幹云々というところがよくわからないんですが、先ほどから申し上げておりますように、数年前からずっとこの政治改革の議論はおこなわれておられますけれども、最近出てきたものは衆議院だけの話であって、とてもじやないけれども参議院は後でゆくりやればというようにな形になっていないということを申し上げるわけです。

それじや、今のこの政治改革特別委員会の中でそういった根幹についても私どもいろいろこれから質問いたしますけれども、そういった問題については十分に審議をされ、必要ならば修正される御用意がありますか。

まず山花大臣。

○国務大臣(山花貞夫君) 今回提案させていただいた抜本的な政治改革のための四法、このことについて御議論をお願いしているわけでございます。まして、まずは何よりもこの法案を中心として与野党の議論を詰めていただきたい、こう思っているところでございます。

しかし、それは御質問の立場でこうあるべきか

という議論が出てくることについては当然あり得ることと思ひますし、そうした御意見については十分拝聴しなければいけない、こう思っております。

○大木浩君 最高責任者の総理にもやっぱり御確認をいただきたいと思うんですが、この政治改革委員会の中でこれから私どもいろいろと質問を続けます。その中で、参議院の言うことを聞けばこれは衆議院と共通の問題であつても手直しをしないか、あるいは衆議院の今の選挙法についても参議院と二つ並べるとどうも非常に不合理なことが出てくる、そういうことについては謙虚に検討していただける、こういうふうに理解してもよろしいと思ひますか。

○国務大臣(細川護国君) 与野党の御協議で着詰まったものが出来れば、それは政府としても尊重をさせていただくというところは当然のことだと思ひます。

○大木浩君 与野党の協議というより、むしろ私どもはここで質疑をしておるわけですから、その中で与野党というよりはむしろ自民党としての意見を申し上げなさい、時間がないわけですから、今からゆくりと与野党協議してまとまったものだけ持ってきていこうというんじやこれは少しおかしいと思ひます。

要するに、自民党としても具体的ないろいろな御質問を申し上げ、あるいは修正案といひますか、既に案は出しておりますけれども、今までの議論を踏まえてさらにいろいろな修正的な意見を述べたならば、それについては十分時間をとって御検討いただけるかどうかということをお聞きしておるわけでありませう。

○国務大臣(細川護国君) それは委員会での御議論というものを尊重することは当然でございます。くみ上げられるべきものがあるかどうか、それは政府として判断をさせていただきますが、この御議論はよく承らなければならぬ、これは当然のことだと思ひます。

○大木浩君 私どももむやみに時間を延ばすつも

りはありませんけれども、やはり審議をしてみても必要だということについては十分に時間をとっていろいろと質疑をさせていただきたいということをお申し上げておきます。

ちよつと視点を変えまして、総理は今回の政治改革法案の提出あるいはその前から、一つのお考えとして健康な多党制ということを時々というかしばしば言っておられるようでございますが、まずこの健康な多党制というのは現時点におきましても総理の基本的なお考えかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(細川護国君) 冷戦構造というのが崩壊をして五五年体制というものが変わってきた状況の中で、今までの資本主義的な体制が社会主義的な体制か、そういう二者択一の時代状況というものが変わってきているのではないかと、こういうふうに思ひます。そういう状況の中で、私の見通しとしては幾つかの健康な多党制というものに変わっていくのではないかなというのを申し上げたところでございます。

○大木浩君 今、総理は社会主義とか資本主義ではなくて何か第三の道とか中間とかいうのかというふうなものが出てくるというふうなお話でございましたけれども、日本の中ばかりではなくて、むしろ今世界がポスト冷戦時代ということになつておるわけですね。そういう一つの大きな流れがある。そのポスト冷戦時代、要するに冷戦状態というものがなくなったというのは、これは一体どうしてなくなったのか。

山花大臣、社会党の幹部として、この冷戦時代が終えんしておるといふことはどうしてそういうことになつたんだというふうに理解しておられますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 冷戦の終えん後の新しい時代、こう言われておりますけれども、何が終わらせたとはいへば、それは歴史が終わらせたといいことだと思ひます。それそれの国の民主主義を求める国民の声というものがこれまでの冷戦構造

造に対して民主主義を求めて立ち上がったというところが力になつておる、私はこういうふうに考えているところでございます。

我が国におきましても、そうした中で時代的な対応をしなければならぬ、そういう時期を迎えている、こう理解しているところでございます。

○大木浩君 社会主義とか資本主義とか余り経済的な言葉だけで使うのはどうかと思ひますけれども、少なくとも私は、東西冷戦時代というのは、自由民主主義諸国、いわゆる自由諸国と、共産圏といひますか社会主義諸国といひますか、そういった二つのブロックがあつて、簡単に言えば東側の社会主義ブロックの方が崩壊したというふうには私は理解しております。そうじやないんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私は、視点を變えて、それぞれの国の大衆が民主主義を選んだと、こうした格好で申し上げたわけでありませうけれども、単純にどちらかの体制が勝利したということだけでは説明がつくものではない、こういうふうには思ひます。

○大木浩君 物は言ひようといひますけれども、やっぱり国際社会ではソ連、東欧を中心とする、あるいはアジアにもありますけれども、社会主義諸国といひますか、あるいは統制経済の独裁政権が相次いで崩れたというのが私は現在の姿じやないかと思ひます。

それでは、ちよつと国内に視点を變えて、先ほども総理でしたか山花大臣でしたか、五五年体制が行き詰まった、だから今新しい体制を考えなさいかぬとおっしゃいましたけれども、五五年体制が行き詰まったというの、これはどういふふう、山花大臣ばかりにお尋ねして恐縮ですけれども、私は五五年体制が行き詰まった大きな一つの理由というのは、失礼ながら社会党を中心とする革新勢力が国民に理解されるような現実的な政策を、内外の政策についてありませうけれども、特に外交についてそういった政策をとられなかつたということがやっぱり自民党がずっと政権の座

にあった一つの大きな理由であつたんじゃないかというふうに思いますが、それは間違いないです。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、総理が五五年体制が行き詰まったということについて触れたところでございますけれども、私も総理の考え方と同じ立場でこの現状について考えております。

ただ、五五年体制とは一体何であるか、また議論は幅広くなるかもしれませんが、冷戦という世界の体制のもとにおいてできなかった日本の国内の政治の体制であつたと、一般的にはこう理解して間違いないのではないかと考えております。

じや、一体その五五年体制というものがどのようなものであつたかということにつきましては、自社二党の二元的な政治体制ということもあつたと思ひますし、そうした中で自社の体制から自社公民共という多党化へ進んできたということも含めてのものと思つております。そうした体制の中で、三十八年間続いた一党の体制のもとにおけるそれぞれの対決型姿勢というのに対して既成政党批判という形で新しい有権者の意識というのが選挙に反映した。こうした形で行き詰まりと、そして新しい体制ということをとらえるべきではなからうか、こういうふうに考えているところでございます。

行き詰まりということにつきましては、そうした中で国民の政治不信ということがもう極限まで達するほど高まつた、そこに行き詰まりが象徴されておつたということだと理解をしております。

○大木浩君 多少意地悪い解釈かもしれませんが、けれども、今の山花大臣のお話を聞いておりますと、社会党は今までは野党第一党として大いに任務を果たすべきであつたけれどもなかなか社会党だけではうまくいかなかつた、だから今後は、この新しいポスト五五年体制の中で、社会党という看板はおろして、ほかの党と一緒にやって、とにかく数をふやして、そして何か一緒にやることが、こういうことですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 御質問のようなことを安易な気持ちで考えたわけではございません。

私は、先ほど若干言葉を選んで、既成政党に対する国民の政治不信の高まり、こういう言い方をいたしましたけれども、既成政党に対する国民の政治不信の高まりというものは、やっぱりそれを代表する自民党と社会党、社会党も野党第一党としての地位にありながら政治全体が批判を受けるということの中で大きな責任を負つたということ

を自覚しているところでございますが、そうした政治体制を変えていかなければならない。そのことについては政党よりも国民の皆さんの意識が先行して過日の選挙の結果にあらわれた、こういうように受けとめたところでございます。

もちろん、社会党が野党第一党としての役目を十分果たし切つていなかつたところにこれだけの政治不信を招いた、政治の腐敗があつたということについての責任を私は政治全体の不信の中で十分自覚している、こういうつもりでございます。

○大木浩君 社会党が十分に野党第一党としての任務を果たさなかつたということをおっしゃいます。その結果として、自民党も長い間、一党独裁とは言いませんけれども、一党で政権を独占しておつたという結果になつたわけですから、そこから生ずるいろいろな問題というのは私も十分に理解をしておるわけでございます。

ただ、これからの将来に向かつて、今これから新しい体制をつくつていこうということですから、先ほどの、内政外交両面にわたるけれども、特に外交についてはやっぱり国の政策というものがきちつと一体化してないとなかなか外に向かつて十分な力が発揮できないんじゃないかと

いうことからいいますと、私は現在の連立政権を見ておりまして、細川総理が言われているように、穏健な多党制というものから出発されておられますけれども、これはやはりもう少し、ただ穏健と云つておつても、多党制というものが、仮に多党制であっても基本的な政策について一致しておるならいいんですけれども、そうでない政

党が寄り集まつたただ数だけ合わせるということでは、これは本当の意味での力強い政治もできないし外交もできないんじゃないかという感じがするわけでございます。

総理、この辺につきまして、随分この間うちからいろいろとお米の問題を初め苦労しておられますけれども、これから八党を率いてどういう外交を進めていこうと思われるのか、あるいは先ほどの穏健な多党制ということについてはむしろ、これから二大政党だか三大政党だかわかりませんが、もう少し集約した姿にする方が望ましいと思つておられるのか、どうでしょうか。

○国務大臣(細川護国君) 見通しとして幾つかの政党、幾つかの政治グループに分かれていくのではないかとこのことを申し上げていくわけではございません。それはそういうものが現実のものになつてこないとなかなかそれが先のことはわからないわけでございますが、今、確かにおっしゃる通りに、連立八党の中で、それぞれ生まれも育ちも違つたわけでございますからいろいろな御議論があることは確かでございます。しかし、幅広い国民の意思のあるところを吸収しながらできる限

りの確に对应していこうということでも努力をしております。米の問題でも何でも大変手間取つていふやうな御趣旨のお話もございましたが、確かにそうかもしれません。しかし、幅広い御議論を吸収しながら最終的にそれを取りまとめていくというのが私は大事なプロセスでもあると思つております。

そういう意味で、今、国民の御期待をいただけているのであろうというふうに思つていくわけではございません。今後とも八党の中での議論というものをよく取りまとめて、各党で取りまとめて、しっかりと対応をしてまいりたい、そのように考えているわけでございます。

○大木浩君 将来はということではなくて、現実にはいろいろと具体的な問題が出てきておるわけですから、それについてどういふふうにされるのかということが出てくると思ひます。

その一つ二つを例示的に申し上げますと、まず現在、朝鮮半島に二つの政府という国がありまして、これからこれらの国々とういふ外交を進めていくかということですが、先般、外務大臣、あれは記者クラブですか、何か北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国ですか、簡単に北朝鮮と言つていただきますが、北朝鮮との外交を再開するとういふようなことを言われた。しかも、その基本として、「植民地謝罪デモに再開」と、これは新聞の見出しですからそういうふうになつたのかどうか知りませんが、そういうことを言われたのかどうか。

○国務大臣(羽田孜君) 今のお言葉でいきますと、そういう言い方をしているわけじゃないとせん。私も、やっぱり北朝鮮というのはいさぐ隣国であるということ、この国と対話ができないというのは大変不幸な状況であるということ、そしてその国が孤立化していきつたことはいさぐなもの情報についても閉ざされてしまつたということ、中で非常に危険な問題を起す可能性というものもあるだろう、その意味でやっぱり我々としても率直な話し合いができる環境というものを望みたいという意味のことを実はお話ししております。

それから、話はすつと長く、これは講演の中でたしかしたんだと思ひますけれども、記者クラブの講演の中で実は話した話でありますけれども、そういう中であつて、私もいさぐとしましては、いさぐと心にも痛みあるいは体に傷、いろんなものを負わしてしまつた、こういふことについて総理が言われた謝罪というの、これは単にアジアというだけではない、これを非常に幅広い中で言われたわけでありまして、そういう中の中北朝鮮そのものだってやっぱり入つていふんだということをおっしゃつたことは事実であります。

いさぐにいたしましても、私たちは、核の問題等が今ありますけれども、やっぱり本當の話し合いがないとんでもないことを起こしてしまう

きつかけになっていくであろう、その意味で、いろんなルートを通じて話しかけたいというものはしていく必要があるという思いで言っておるわけであります。

○大木浩君 私の質問時間が大分少なくなっていますけれども、自民党の中で多少調整させていただきますのでよろしくお願いしたいと思えます。

今、外務大臣おっしゃったように、北朝鮮も朝鮮半島でかつては日本の、植民地という言葉がいかに別として、要するに植民地的性格のあれでいろいろと苦勞されたということはあれです。それは、その北朝鮮の人々に、何と申しますか、それなりの我々の感情を表明するということとは決して不思議なことじゃないわけでありますけれども、ただ、これから外交交渉、いつから始められるか知りませんが、始められるのに、とにかく謝罪だ、悪かった、アイム・ソーリーということから交渉を始めるというのは、これは私は外交交渉の始め方として非常におかしいと思います。

もちろん植民地時代のいろんな問題というのはあります。それを忘れるということじゃありませんけれども、御存じのとおり、北朝鮮とは向こうの事情もあって今まで国交が回復されていないということ、これはもう北朝鮮と大変に仲よくしておられました社会党の皆様方が十分御存じなわけでございます。

先般、これは予算委員会でもお聞きしましたけれども、山花委員長時代に韓国に行かれたですね。言葉が悪いんですけども、韓国とは、この間訪問されて、今まではつき合ひなかつたけれども今度は和解をされた、こういうことでございませうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私が委員長でありました当時、それまで委員長として韓国を訪問し相互の交流の機会ということをつくることができておらなかったものですから、その意味におきまして、党を代表して訪韓をし、将来の日韓の關係に

ついて友好關係を築いていく、そのスタートを切る、こういうつもりで訪韓をしたところでございませう。

○大木浩君 非常に残念なことには、いわゆる北朝鮮が、少なくとも国際社会ではそういう解釈になっていると思えますけれども、解釈だけでなく理解だと思えますけれども、北が南に侵入をしたということと朝鮮戦争が起こったというふうな私どもは理解しておるわけです。その後の社会党さんの北と南に対するおつき合ひの仕方というのは、南とは交渉しない、政府として認めないとおっしゃったかどうかは忘れましてけれども、とにかく現実にはつき合ひない、北とは仲よくしようということとでずつとやってこられましたけれども、これはどういいう御判断で北とだけつき合つてこられたのか、御説明をいただきたいと思えます。

○国務大臣(山花貞夫君) 一つには朝鮮半島全体、朝鮮民主主義人民共和国とも韓国とも対等均衡に交流をすべきであるということについては最近の党の方針として長く掲げてきたところでございませう。残念ながら、それ以前の段階におきまして、政府は韓国の政府と、そして社会党は朝鮮民主主義人民共和国の政府と、こつたそれぞれ偏った交流をしておったということについては歴史的事実でございます。

確かにかつての社会党は軍事政権の時代にはそういう意味におきまして韓国との交流ということについてなかなか実現しがたかつたというところもありましたけれども、そうした体制がそれぞれの中で改善されてくる中で、とりわけ今回三十二年ぶりに文民政権が誕生したことをきっかけに私たちとしても交流としてのスタートを切った次第でございまして、そうした朝鮮半島全体に対する我が国の変わり方ということを考えれば、朝鮮半島全体に対して私たちは今後とも友好關係というものを求めていくというのが当然の姿勢ではなからうかと基本的にそう考えております。

○大木浩君 どうも社会党さんが北とつき合われ

たということ、自民党というか政府が南とだけしか正式な国交は結び得なかつたということを二つ並べて同列に論じておられますけれども、私はそれはおかしいと思ふんです。

日本といましては、自由民主主義陣営ということで日米安保体制を基本にいたしました自由民主主義国との、いわゆる西側自由圏との協力というのを軸にして外交を展開しておつた。その枠の中では北側とは、向こう側の事情がいろいろあつたということとでなかなか交渉できなかった。それでは、なぜ社会党さんは南と接触することができなかったのか。

今、何か軍事政権とおっしゃいましたけれども、それでは南も北もずつと長い間、臨戦状態というか、あるいは準臨戦状態と申しますか、そういう状態の中で軍人が非常な発言権を持ったということはあると思ひますけれども、しかし世界のはほとんど多くの国が南の政府と交渉を持っておつた、国交も持っておつたというときに、何か社会党さんだけはなかなか南との交渉をされなかつた。最近になって何か急においでになつたということ、私はどうもその辺のところが理解できないのでございませう。

○国務大臣(山花貞夫君) 政治改革のテーマでなかつたものですから、私は若干簡略化してお話をさせていたこともあつたかもしれません。

私は、一衣帯水の隣国である韓国とも朝鮮民主主義人民共和国とも、国家として、政府として、そして国民の間でも友好關係を築いていくということはアジアの平和にとつても大変大切なことであると思つております。それは朝鮮半島の皆様の問題だけではなく、我が国の利益にも合することである、こういうふうに考えているところでございませう。

残念ながら、朝鮮民主主義人民共和国とはいまだ国交が正常化されておられません。戦後残されたテーマの大きな一つであると、こう考えております。ということであるとすれば、その国交正常化の問題、一日も早くということをお願いなが

ら、私たちは朝鮮半島の平和的統一、そして平和な朝鮮半島全体と日本との關係、そういうことを模索しながらできる限りの努力をできるところからしてきた、これがこれまでの経過でございませう。

今日の韓国の体制というものは、先ほど申し上げましたとおり、選挙によりまして権力の正統性というものを確立された金泳三大統領が誕生した、こういうことをきっかけにして、私たちとしても従来の党の方針ということにつきましては必ずしも十分ではなかつたということを反省しながら、新しい将来の關係というものをより上つた、こういう気持ちで新しい關係をつくる努力をスタートさせたわけでありまして、そうした歴史の進展の中における政党的政策の判断ということでございます。

○大木浩君 いろいろと言葉は多いんですけども、巧言令色少しや仁という言葉もありますけれども、どうも私は先ほどから非常に具體的なことをお聞きしておるんですけども、要するに世の中がかわつたからおれたちも変えたいということ、私ははつきり言えば、やっぱり自分たちが間違つておつたということをおしやりたくないでしようけれども、私の方はそう理解しております。山花大臣にお聞きしても、どうもおれは外務大臣じゃないから、あるいは社会党の委員長じゃないからというふうなお話でございませうけれども、しかし、やっぱりつい最近まで委員長をやっておられて、その当時はやはり社会党の外交も責任者としてやっておられたから私はお聞きするわけでありませう。

例えばこの間もありませんけれども、自衛隊についてはこういう考えだ、しかし社会党としてはこういう違う考えだ。何かその立場立場によつて赤くなつたり青くなつたり、まあ言葉は悪いけれどもカメレオンのように変わられるというのは、やっぱり私は一人の立派な政治家としてはそういうのは成り立たないんじゃないかと思ひますけれども、これはコメントですから私はこれ以上

のことは申し上げません。

最後に一つ、細川総理、二月十一日でございますが、アメリカへ行かれてクリントン大統領と、これはもう決まっておりますね。今いろいろと国内の大変な問題も抱えておられますし、いろいろ物が決まっていなくて、それだけでも、そういった状況の中で、一体何を話しに行かれるのか、ひとつ御説明を願いたいと思います。

○国務大臣(細川護国) 懸案となっており、日米包括協定というテーマがございます。確かに困難なテーマで、中身が必ずしも詰まっていなくても、恐らく二月十日の首脳会談というのは、優先分野を初めとするこの包括協定にかかわる問題について確認をする、そういう会談になるんだらうというところでございます。今後それぞれの分野につきましても、限りの詰めてまいりたいと思っております。

○大木浩君 私は個人的には、何の準備もなく、とにかくアメリカへ行くんだという外交というものは非常にまずいんじゃないかと思っております。あえてそれは、これ以上御質問しても余りお答えが出てこないでございまして、また同僚議員の時間を余りともあれですから、そろそろ終わりにさせていただきます。

私は先ほどからの話を聞いておりまして、この政治改革法案、まず第一には、本当に非常にこれは大事だと思っておりますけれども、じや何を實現するのかわからないことについての目的がどうも明確じゃないんじゃないか。

それから第二に、非常に時間のことを心配して、あえて言えば非常に中身についてまだまだ問題があるにもかかわらず拙速主義だということ、やっておられますけれども、私は先ほどから申し上げておることに、特に参議院の立場からいいますと、もともと十分に議論しないうやらない問題が非常に多い。現行の制度というものの、二院制というものをどういうふうにかえておるかということにつきましては、全く配慮ができていない。

ていない。

それから第三に、今、連立八党がこの法案を通してこれから政権を担っていくかといううで、すけれども、現実にはどのような政策がとられていくのか、重要な問題について全然はつきりしたことがないというところでございまして、やはり私どもは、これからの政治が本当に国民にはつきりわかるようにするためにも、これからもうちょっとこの政治改革委員会におきましてこの政治改革法案というものを今言ったような観点から十分に審議をさせていただきます。

それはもちろんやたらに時間をとるということではございせんけれども、必要ならばそれに必要な時間は十分にとるということで議論をしていただきたいというところを最後にお願いいたします。それについて総理から何かコメントがあればお答えをいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(細川護国) おっしゃったことはよく承っております。先ほど申し上げたとおり、参議院における真摯な御議論というものを期待いたしております。

○大木浩君 終わります。(拍手)

○鎌田要人君 私に与えられた時間の冒頭を割きまして、細川総理に若干お伺いをいたしたいことがございまして。

それは、まず第一にこの政治改革関連法案でございまして、大きく分けまして三つに分けられると思っております。

第一のまず公選法の改正についてであります。これにつきましては二院制のもとの参議院のあり方からいたしまして、特に全国一単位での比例代表制を抱えていること、からいたしまして、参議院の論議が大変大事であると思っております。また第二の政治資金規正法の問題、あるいは第三の公費助成の問題、これは当然参議院にも適用があることとございまして、これまた当然のこととございまして、したがって、この政治改革関連法案が参議院に付託されてまだ日が浅いわけ

けでございまして、十二分に審議を尽くすべきことをまず最初に申し上げたいのであります。

細川内閣は、政治改革を實現することをまずその第一義として高く掲げておられます。でございまして、まず最初に総理のこの点につきましても、の所信をお伺いしたいのでございまして。

○国務大臣(細川護国) 何回も申し上げていることとございまして、政治改革をやり遂げること、これは国民の強い期待であると思っております。また、すべての今日の日本が抱えております困難な問題というものを真正面からとらえて構造的な改革というものを大胆に進めてまいります。ために、一番基本的なフレームワークである政治の状況というものを何とか改めていかなければならないという思いを強く持っているわけでございます。この政治改革ができなければ本当に思い切った経済改革もできないだらうし、また行政の改革もできないだらう、そのように私は認識をしております。

したがって、今回四法案一括で提案をさせていただいているわけでございますが、ぜひその基本的なフレームワークとしての政治的な改革というものにつきまして、本院におきましても実りのある御議論をいただいで、少しでも早く成立をさせていただきたい、そのように強く願っている次第でございまして。

○鎌田要人君 最初に私がこれをお伺いいたしましたのは、この政治改革問題について総理はどのような御認識と御決意を抱いておられるかということ、を改めて伺いたったからであります。

ところが、現実の行政あるいは政治、あるいはそういったものの動きの前に、私は今日のこの景気の動向というものが大変大きな、何といいますが、我々にとりましては一つのネックになっておるということを感じておる次第でございまして、それだけに、今の総理の政治改革にかけられる熱意はまことに壮なるものとしてその意気はたえなから、当面の問題の経済の問題、この問題が私には実質的には一番大事なことだと思っております。

ありますから、自民党が、政治改革の問題も大事だけれども目の前の経済の問題をどうしようかと、この問題に一生懸命になっておることも御理解をいただきたい。後ろの方で伺っておりますと、何か自民党が政治改革の邪魔をしていると言わんばかりのお話を伺うのであります。そうじゃない。そうじゃなくて、その前に今の目の前の経済の問題というのを何とかせよいかぬじゃないかと。

一、二の指標でお話を申し上げます。まず第一がこの平成不況。これはことしの一月で三十三カ月目に入りました。この景気回復への期待は大きいのでありますが、現実には第二次オイルショック後の不況の三十六カ月を上回って戦後最長となる配給が濃厚だと言われております。そこで、経済成長率であります。政府は経済成長率をお出しになりません。お出しにならないのは、予算とこれが連動するから、その予算が年を越したということ、経済成長率をお出しになりませんが、民間の調査機関、金融機関十七機関の平均で〇・五％の成長率ということを見込んでおります。〇・五％ということとは実質的にはほとんど成長はないということですね。

九四年度の企業収益の悪化は景気回復の足を引っ張り続ける、こういう予想が専らでございまして、低空飛行を続けようと言われている。また、完全失業率も昨年十一月に二・八％まで上昇いたしました。戦後の失業率のピークでございまして、四九年の八・七％、五月、この三・一％の水準に迫りようと言われているわけでございます。また一方、長らくふえ続けておる貿易収支の黒字も、九四年度は前年度より百億ドル程度減りようということとございまして。

加えるに、一九九三年は未曾有とも言われる災害の当たり年とございました。私の郷里の鹿児島に総理がさうとうとおいでいた。本当に県民も奮い立ったことは事実でございます。北は北海道から南は大分あるいは鹿児島、長崎と、こういったまさに災害列島ということに相なりまし

て、私も非常に心を痛めておるわけでござい
ます。

このような景気の状態をもとに戻してま
いりますためには、総理としてどのような認
識を持っておられ、どのような手を打とうとし
ておられるのか、それをお伺いしたいのであり
ます。

○国務大臣(細川護国公) 今いろいろな指標を挙
げてのお話でございましたが、今日の景気の状態、
経済の状況につきましては、大変厳しいもので
あるという認識を持っております。

幾たびかの経済対策を講じてきたわけでござ
いますし、それが着実に浸透していくことを心がけ
ているわけでございますが、第三次補正予算、そ
れからまた景気というものに十分重点を置いた当
初予算の編成、こうしたものを十五カ月間切れ目
なく組んでいくということによりまして、何とか
景気に明るい兆しが見えてくるようにということ
を考えているわけでございます。

一月中旬には総合的な経済対策を策定するとい
うことにはいたしておりますが、今の経済の状況に
つきましては、構造的な要因もございまして、
あるいは循環的な要因もございまして、さまざま
な要因が絡み合っているものだと思いますが、
総合的な観点から考えまして、最大限効果のある
ような張り詰めのきいた予算というものを組むこ
とによりまして、またその他の対策を可能な限り
発動することによりまして、何とか今の低迷感と
いうものを払拭してまいるように最善の努力をし
てまいりたいと思っております。

○鎌田要人君 私、この委員会のみならず、あ
らゆる機会に総理の御発言を伺っておりまして、
非常に総論はいいんですが、各論が何ら見当たら
ないんです。その間にどんどん景気は悪くなって
いく、この状況を非常に心配しておるわけであ
る。

私は、総理は経済が苦手だ、こういうことを聞
くたびに、いや、そんなことはないよ、私が鹿児島
島の知事で総理が熊本県の知事なのに、鹿児島で

熊本を見ておって熊本がうらやましかったよ、そ
ういうことを言ったものですよね。ところが、世
間一般の常識は総理は経済が苦手だと、こういう
私にとつてみれば同僚の、総理をかつての同僚の
知事と言つては申しわけないけれども、その観念
からすると非常に寂しい思いがします。私はあな
たが経済が弱いのか強いのかというのを聞くほ
どやばやないから、一応この点はおききますが
ね。

そこで、以上を要約しまして、私が細川内閣の
姿勢について重大な疑問を感じておることがあり
ます。それは、細川内閣がこれほど重大な予算の
編成を何でことに譲られたかということなんです。
私は、細川内閣が一期期待をされた最大の課
題は予算の年内編成だったと思いますよ。それを
どうして予算を、しかもこれだけ国民が塗炭の苦
しみの中に陥つておるときに予算の年内編成をあきら
められたのか。十五カ月予算編成ということをし
ささおっしゃいましたね。あれは昔よく我々が
使った言葉ですよ。ところが、十五カ月予算編
成にはなりませんよ、今のあなたの状態だと。第
三次補正まで組むとおっしゃっておられるん
でしょう。そうしますと、予算編成は下手しますと
年度を越しますよ。

そういうことで、実際経済の運営というのは、
目の前にあるこの不況の克服というのが細川内閣
の手によつてできるのか、これは本当に私も与
党、野党の立場を超えて真剣に心配しております。
その点につきまして、あなたの忌憚のない御
意見を伺いたいと思います。大蔵省が邪魔を
して予算の年内編成ができなかったんだとお
っしゃるのならそれをおっしゃってください。そ
うしましたら今度は藤井さんに質問をいたします。

○国務大臣(細川護国公) 大蔵大臣の出番がある
必要はないと思っております。大蔵省が別に何か
言つたわけではございませんで、物理的に、全力
でとにかく年内編成をしようということでも私も
としても努力をいたしましたが、残念ながら具体的
な編成の作業までたどり着くことができなかった。

また、ある意味で先ほど十五カ月予算といつて
もそれは手おくれになるんじゃないかという趣旨
のお話もございましたが、私もやはり逆の面に十
五カ月の予算というものが景気刺激の面でも
より効果があるのではないかと、そのような判断
もいたしたところでございます。

必ずこれを早く上げていただくことによつて景
気に対する国民の皆様方が持つておられる不安と
いうものを一刻も早く解消していくことが私ども
の責務である、このように思っております。

○鎌田要人君 今の総理のおっしゃった最後の
点、国民の不安を払拭すること、これが私どもの
仕事でありますとおっしゃるその点は全くそのと
おりです。ただ、そのとおりにあなたの今の態度
ではならないだろうということを感じているから
申し上げているわけですね。「予算委員会をやろ
う」と呼ぶ者ありでありますから、今、後ろの
方で予算委員会をやるという話があるのは無理
もないんです。それは私は、これをやるから予算
委員会は後回しだとかそういうことはなくて、並
行してやられたらいいだろうと思つてます。それ
を言っているんです。

そこで、私は細川内閣にもう一つお伺いした
い。
あなたは何でも政府関係の諮問委員会任せです
ね。制度改正を何か伺いますと、それはこの委員
会の意見を聞きました、これはこの委員会の意見
を聞きました、そういうことは私は憤りを感じた
きた。

(委員長退席、理事上野雄文君着席)

総理というものは一國で一番偉いんですから、
あなたが右へ行くとおっしゃればみんな右へ行
くんです。あなたが諮問委員会の意見を聞いてと
おっしゃるのは、あなたの自信のなさを国民が鋭
敏に受け取るんです。そういう意味で、あなた
は、おれはこう行く、こういうことをおっしゃ
つてほしいんですよ。それが私は、この委員会
で皆さんがあなたに質問をされてもがっかりされ

理由だと思つてすよね。あなたが、私はこうや
りたい、こうおっしゃることがもう少しあつてい
ないんじゃないか。それを私は痛感いたしますの
で、特に諮問委員会任せで御自身の発言が、非常
にあなたは遠慮深いか御発言にならないのかも
しれません。その点で、今のようないくつかの
代です。あなたは日本丸の船長ですよ。あなた
は日本丸の船長ですから、右を向き左を向いて
いろいろ配慮をされることは必要ですが、右を向
いて右の意見にぐらつ、左を向いてぐらつ、これじ
やあなたのためですよということを特に申し上げたい
のであります。

そこで最後に、総論的なお尋ねをいたしまし
て、細川総理、あなたは一院制論者ではないん
でしようね。それを最後にひとつ総論的な部分とし
てお伺いしたいんです。

といいますのは、あなたは参議院議員であられ
たです。それから衆議院に行かれたわけですね。そ
れで、あなたの今度出されたこの法案の提案理由
の御説明を伺いまして、あなたは一院制論者じゃ
ないのかなという感じが私はしてならないん
です。この点をひとつ総論的なお尋ねの中で、最後
の締めくくりの問題といたしましてお伺いいたし
ます。

○国務大臣(細川護国公) 初めの前段の部分のお
話につきましては、先輩の大変適切なアドバイス
としてよく拳々服膺させていただきたいと思つて
おります。

一院制云々ということにつきましては、私は、
参議院が良識の府として、これも何回か本委員会
でも申し上げたことだと思つていますが、かつての
風会のような存在感のあるものであつてほしいな
と常々願つておるところでございます。そのよう
な観点から、私は二院制の存在の意味というもの
につきまして十分認識をしております。

○鎌田要人君 今、かつての緑風会のごとく
おっしゃいましたね。私も緑風会というのは非常
に立派な党派だと思つてます。ところが、緑

風会が何でボシヤったかと、ボシヤったというのは速記録ではちよつとはばかれるような言葉ですが、基本的に申しますと、緑風会が減るべき運命にあったんです。といふのは、要するにこれは金権政治のもとで緑風会というのが抗し切れなかったということが端的に言つて緑風会の存在し得なかつた理由だと私は思ひます。

そこで、緑風会的なものを参議院で求めたいという気持ちは、皆さん方、与野党を通じていふばいあると思ひます。しかし、現実にはこの問題は私は非常に難しいと思ひます。難しいといふのは、世の中全体が、口では金銭に反対しますけれども、腹の中は金が欲しいという人たちがいっぱいいます。そういうことでありますから、緑風会といふのは結局あの間のあだ花だったのかなという気持ちを私は持つんですが、その点どうお考えでありますか。その点だけひとつ参考までにお伺ひいたします。

○国務大臣(細川護国) 緑風会が衰退をしていったその理由といふのはいろいろあると思ひます。今おっしゃつたようなこともございまして、あるいはまた政党化が進んでいったといふようなこともあるだろうと思ひます。しかし私は、現行の制度の中におきまして、これは制度とか仕組みとかの問題とは切り離して、参議院に所属しておられます皆様方の御努力によつてそれは相当程度実現できるものではないかなというのが私の認識でございます。

○鎌田要人君 そこで、いよいよ本題の政治改革関連法案の質疑に入ります。

まず政府案であります。これはたゞいま申しましたように、衆議院の選挙制度について小選挙区制並びに比例代表制の並立制を導入することとしておられます。

そこで、この政府案なるものは、現政府の成立につながりました今般の総選挙では、これを公約として掲げた政党は与野党を通じてあります。したがうか。その点をお伺ひしたいのであります。

○国務大臣(山花貞夫君) 選挙の公約で小選挙区

比例並立を掲げた政党はなかつた、こういうようにに承知しております。一部政党を除いてほとんどが基本的な政治改革というテーマで選挙を戦つたのではなかつたかと承知しております。

○鎌田要人君 そのとおりであります。

そこで、どの政党も言わなかつたものがどうしてこの政治改革として出てきたのか、その経過を、もしお許しただければ、総理、お話しただきたいのであります。

○国務大臣(細川護国) 今、山花大臣からお話のございましたように、選挙時の公約におきまして、私もよく各党のことは存じませんが、多分間違ひがないと思ひますけれども、公約の中で政治改革といふこととそれからまた基本的な選挙制度改革といふことをほとんどの党が訴えていたと思ひますが、その後の議論の中で、今日提案をしておりますような法案の形に、つまり並立制という形に議論が収れんをしていった、一言で申し上げるならばそういうことではなかつたかというふうに思つております。

○鎌田要人君 総理、あなたは総理になられる前は参議院の議員でした。そのときに日本新党という政党を率いておられました。その日本新党の公約は何だったのでしょうか。

○国務大臣(細川護国) 政治腐敗の防止あるいは連座制の強化とか罰則の強化とか、そうしたものを含めた政治改革といふものにつきては、当然掲げておりました。また、選挙制度の改革につきては日本新党は割に柔軟な立場をとつておりました。実際問題としてこれは与野党の妥協の産物以外成り立たないものであるという観点から現実的な対応をすべきであらうということ、この点については当初は中選挙区の連記制といふようなことを言つていたこともございまして、それも例えはというようにございまして、あるいは併用制とか並立制とかといったようなことを言つていたときもございまして、

いろいろ例えはということであらうございまして、

とを挙げておりましたが、いずれにしてもこの問題につきては、他のどの党よりも恐らく柔軟に考えてきたのではないかと一ふうに思ひます。

(理事上野雄文君退席、委員長着席)

○鎌田要人君 それでは次に、与党第一党の社会党さんにお伺ひします。

社会党ではこの並立制は憲法違反だと思ひました。選挙前は憲法違反だといふことをおっしゃいました。そこまでおっしゃつたんです。それが一変して、社会党を含む政府提案という形で今登場してきておられますが、この理由は那邊にあつたのかお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) かねてから、かつて自民党が提出した単純小選挙区制に対して厳しい批判を突きつけておりました。関連して、その単純小選挙区制と小選挙区比例並立制、並立制が入つても小選挙区部分についてはやはり認めがたいのではなからうか、こういう主張をしておつたことは事実でございます。

先ほどの総理の答弁と関連をいたしますけれども、そうした中で解散前の国会、五月の段階におきまして五党派が集まり、連用制を軸として選挙制度の改革をしていこう、こうした合意をして、社会党は当時公明党の皆さんとともに併用制を主張してまいりましたけれども、併用制から連用制、そして衆議院の議論の現場におきましては修正連用制あるいはその他並立制とかかわるような幾つかの案について、漸進みという状態だったかもしれませんけれども、議論をしてきたというのが解散前の状況でございます。

選挙におきましては、そうした経過も踏まえて、たしか選挙の公約では非自民の連立政権をつくり、政権交代を実現して政治改革の第一歩をつくり上げようといふことを主張しながら、選挙制度の問題といたしましては、比例代表を中心とした基本的な選挙制度の改革ということを腐敗防止策とともに主張しておつたところでござい

先ほどの総理のお話にもございましたけれども、そうした選挙が終わり、国民の審判を受けとめた中で、新党、さきがけの方から政治改革政権をつくり、こういう提唱が出てきたところでございまして。これが六月の二十七日だったと思ひますけれども、要点は三つの柱、一つは二百五十、二百五十の並立制、第二番目の問題は腐敗防止、連座制の拡大と罰則の強化、第三番目は政治資金の透明化を図り、税額控除制度及び政党に対する公的助成を導入することによって企業・団体献金の廃止に踏み出そう、この三つの提案に同意したものと連立政権をつくる、こうした呼びかけにこたえて私たちはこれに賛同したところでござい

私たちは選挙の審判、私たちはというのは当時の立場でございますので、当時の社会党はということが正確でございますが、そうした中で国民の審判を受けて、非自民の連立政権を掲げて選挙を戦つた責任と、政権交代を求め政治改革の実現を要求する国民の皆さんの声を大義として、私たちは従来の方針を変更してこれに同調をし、連立政権樹立に決断をしたところでござい

○鎌田要人君 こういうことを申し上げるのは非常に言いにくいんですが、あなたあるいはあなたのほかの社会党籍を有せられる国務大臣の皆さん方に接するたびに私が思うことはこの点なんです。

といふのは、皆さん方は小選挙区には絶対反対だったはずなんです。それから、比例代表でもこの並立制じゃなくて併用制の方に皆さん方は重点を置いておられたはずなんです。私が伺つた範囲では、社会党の皆さんは今日のような選挙制度としましては、地球の表と裏ぐらいの径庭のある選挙制度を推しておられたはずなんです。私はあえて嫌がらせと受け取られたかもしれませんが、それでこのことをだめを押したんです。これは私は、社会党の皆さんにとつてみれば国民に対する重大な背信行為だと思ひますよ。どうですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 選挙の公約の最大のテーマは、腐敗した政治を変えるべきである、こうした国民の政権交代を求める声であったと受けとめておりました。そしてその国民の声を大義として私たちは選択をしたところでございます。

なお、私が申し上げました経過のすべてにつきましては、きちんと党の大会を招集し、党の大会に諮り、従来は連用制あるいは連用修正というところまで議論をしたけれども、政権交代を行って、今回は、私たちの気持ちからするならばなおちゅうちょはもろんあつたわけですけども、政権交代を実現するために小選挙区比例並立、新党さきがけの提案をのんで、これから新しい連合の時代、連立の時代に私たちの存在価値というものをはかりに示していこうかということ運動方針として出しまして、そのことについて大会決定も行ったところでございます。

そうした民主的な議論を踏まえて政策の変更を政改として行ってきたところでございまして、全体は国民の声というものに重きを置いて政改がそのことを大義としたというのが経過でございまして、背信ということとは当たらない、私はこう考えております。

○鎌田要人君 どう理屈をつけられても背信であることは間違いない。私も国民の一人でありますから申し上げます。それは、あなたはおかしいですよ。まあ、この程度にとどめておきましょう。

その次の問題として、特にこれは総理にお伺いしたいのでありますが、比例代表制についてはその選挙単位が全国一本となっておりまして、こうなりますと、現行参議院の比例代表制と全く同一の単位となるのでありますが、この点についての御説明をお伺いしたいのであります。

○国務大臣(細川護国君) 比例制度という趣旨を徹底するために全国単位ということにしているわけでございますが、重複立候補のこともそうでございますし、名簿の登載者のこともそうでございますし、幾つかの点で現行の参議院の制度とは異なっているというふうに考えております。(発言

する者あり)

○鎌田要人君 今こちらの方から声が出ておりますが、全国区の比例代表制、どう強弁をされましても参議院と同じ制度なんですよ。本質的には同じ制度なんです。それをどうして、立法制度としてある、参議院の制度があるのを見ながら衆議院についてこれを入れようとするのか、そのところを納得のいく説明をお伺いしたいんです。

○国務大臣(山花貞夫君) 若干総理の前に法案提出者の立場として答弁させていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、さきの通常国会におきましてはそれぞれ野党が法案を出しましたけれども、残念ながらあれだけ大きな世論を背景として廃案となりました。そうした中で、何としても実現可能な提案をしなければならぬ。こうしたことを前提として、先ほど御報告した経過を踏まえて小選挙区比例並立。当時は二百五十、二百五十という選択でありましたけれども、二つの主張、一方における比例代表、一方における党議決定された単純小選挙区、その双方をにらんだ中で歩み寄った結論が比例代表二百五十、そして小選挙区二百五十、こうした結論だったと私は振り返りまして思っています。

そうなると、比例代表の選挙のシステムをどうするか。それぞれがそれぞれの特徴を生かし相補うものでなければならぬと考えた場合、比例代表は民意を反映する、そのことに最も重点を置いて仕組みを考えなければならぬのではなからうかと思ひますし、そう考えました。

そうして、その選挙区の範囲につきましては、都道府県案ありブロックあり、そして全国一本ありましたけれども、一方において小選挙区制をとりいわゆる民意の集約という言葉に代表される選挙のシステムであるとするならば、一方においては民意の反映を一番よくすることができるとだれもが考えることができるこの全国比例単位というところを選択した次第でございまして、その意味

におきましては、そうした選挙制度全体の構造の中から比例部分につきましては全国でお願いをして民意を反映したい、このような経過でございします。

○鎌田要人君 衆議院の選挙制度の改正としてあなたが比例代表を全国一本で入れました。その趣旨はわかるんです。問題は、その前に実定法の制度として参議院に比例選挙制がありますよ。いろいろ細かいことをおっしゃっておられますが、未梢的な議論でありますからそれはおきます。本質的な議論は比例代表制であることは間違いない。

そこで、参議院というものが二院制のもとで、どうしてあなたの方が衆議院についてだけ、何か衆議院一院制、あなた一院制論者ですか、私はあなたの今の話を聞いておりますと、細川さんと同じようにあなたも一院制論者じゃないかと私には印象づけられました。そのところを聞いています。衆議院がどうだということとはどうでもいいんです。どうでもいいと言っているじゃないが、参議院の実定制度を前に置いてこれがいんだとおっしゃるその理由をあなたに伺いたいです。参議院を配慮して、参議院のことも視野に置いてあなたのお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○国務大臣(山花貞夫君) もちろん、憲法の二院制ということをご最大限尊重する、こういう立場でございまして、そのことを念頭に置いて今回も法案提出の作業に携わったつもりでございします。

御指摘のとおり、比例選挙という部分、その部分だけをとりえまして同じではないかという御指摘になるかもしれませんが、全体の構成というものは異なる制度の仕組みになっている、こういうふうに理解をしております。

先ほど総理が答弁いたしましたとおり、今回の選挙制度改革の部分の最大のポイントは、個人本位の選挙から政権を争う政党間の政策の選択を求める政党中心の選挙である、これが今度の抜本的

な改革の焦点となつていて、ところでございまして、その意味におきまして、政党の裁量権を認め、重複立候補の制度、あるいは政党が名簿登載者という形で候補を出す制度等はもちろんのこと、従来からありました参議院の制度における任期の問題、解散権の問題、半数改選の問題等を全体としてとらえ直していただければ、制度として異なった制度ということについては明らかだと思つていて、ところでございします。

そして同時に、そのこととの関係で、では一体参議院が憲法の想定するよりよき二院制ということを実現するためには、あるいは二院制の趣旨をより以上生かすためにはどうかということにつきましては当然議論が出てくるものと、こう承知をしていて、ところでございまして、まずはこうした意味におきまして政治改革の全体の経過、一言で全体の経過と申し上げましたけれども、振り返る中で衆議院の制度についてこうした提案をさせていたでいて、個人本位の選挙から腐敗防止の施策をも含めた四法一体とした新しい制度をつくり、そしてそういう制度をつくることを前提としながら、また参議院におきましてそのことを生かす新しい制度について御検討いただこうというのが全体の流れであると、こういうふうに理解をしてきているところでございます。

○鎌田要人君 私は今あなたの御答弁を聞いておりまして、本当にかわいそうだと思いますよ。参議院に今ある制度との差をどうして浮き立たせて答えるのかということであんなに苦勞しておられます。だけれども、どんなに苦勞されても、参議院の制度に今あるこの比例選挙というものと衆議院選挙の比例選挙と本質的に同じなんです。全く同じですよ、全く同じです。

違うということをおあなたはおっしゃりたいのなら、具体的におっしゃってください。お願いいたします。

○国務大臣(山花貞夫君) 全く同じだとは考えておりません。違う点につきましては先ほど申し上げたとおりでございまして、重複いたしますか

ら省略したいと思いますが。

○鎌田要人君 今違ふところを具体的に申し上げましたと言われるんですが、どこが違ふのか、それじゃもう一遍おっしゃってください。

○国務大臣(山花貞夫君) 重複になりますけれども、もう一遍お答えさせていただきます。

制度が全く同じという御指摘でございますけれども、そうではないということで先ほど挙げましたのは、今回は衆議院の制度を政策本位の選挙制度に改めるということを中心として、政党の裁量権を認め重複立候補を認めること、また、参議院の場合には今までは確認団体その他という格好で候補を出しておりましたけれども、政党所属の者について政党が名簿登載者を決定するという点、これも参議院とは違っております。(同じじゃないか、参議院のと同じじゃないか)と呼ぶ者あり)いや、参議院の場合には政党に所属していない方につきましても名簿登載者とする事ができるわけであります……

○委員長(本岡昭次君) 大臣、不規則発言には構わないでください。

○国務大臣(山花貞夫君) はい、失礼いたしました。

また、従来からの根本的な違いは、任期六年制ということ、三年ごとの改選ということだと思えます。解散権がございませぬ。したがって、これは、国民の民意をどう反映するかということにつきましても、参議院の場合には三年ごとに確実に民意反映のための選挙が行われるということでございますが、衆議院におきましては解散権の行使ということから、その点について全くそういうこととは違った格好になっているわけでございます。そうした任期の関係その他から考えれば、制度としては私は違っている、こういうふうに考えているところでございます。

確かに、全国区比例ということだけをとりえれば同じではないかということについては御指摘の部分もあるかもしれませんが、しかし、そうした今度の選挙を通じて、両院制について参議院

院が一体これからよりよき方向についてどうするかということにつきましては十分これから議論をしていくべきテーマだと、こういうふうに考えているところでございます。

○鎌田要人君 何遍伺いましてもあるあなたのおっしゃる理屈は——ここで聞いている人たちがみんなぶうぶう言っているんですよ。これは故意に言っているんじゃないんですよ。あなたのおっしゃっていることはむしろちゃんとしたことをおっしゃっているんですよ。私は、あなたの理由づけというのは全然……(「党利党略だ」と呼ぶ者あり)「党利党略じゃない。党利党略じゃないんです。(「日本のためだ」と呼ぶ者あり)日本のために、そのとおりだよ。

でありますから、あなたのおっしゃる、特に解散が一方はある、一方はないからねということなんか理屈のりの字にもならないですよ。これはあなたとは弁護士さんで選挙法にお詳しいかもしれませんが、選挙法のイロハの常識を私は疑いますね。違いますよ。この比例代表が衆議院と参議院とに全国区があるというこの矛盾をあなたは明らかにしているという強引に覆い隠そうとしておられる、その理由しか私は理解ができません。

○委員長(本岡昭次君) それではどうなんですか。

○鎌田要人君 それはおかしいよ。おかしいよ。

○委員長(本岡昭次君) いやいや、おかしいと言ったって、すれ違いです。質問をしてください。質問をしてください。

○鎌田要人君 いや、質問はできないですよ。質問はできない。

○委員長(本岡昭次君) 質問をしてください。座られたらだめじゃないですか。質問をしてください。

○鎌田要人君 おかしいよ。

○委員長(本岡昭次君) 質問をしてください。

○鎌田要人君 おかしい。

○国務大臣(山花貞夫君) わからぬとおっしゃいますけれども、やっぱり一言で言ってみれば、その意味におきまして法案提案理由以来一貫して以上のようにお答えしてきているところでございます。そのことについて確かに見解の違いということはあるかもしれませんが。

今回の自民党、野党がまとめられた参議院の選挙制度についても勉強させていただいておられますけれども、これは衆議院の制度との関連においていろいろ御検討されているところがあるに違いない、こういうように考えております。その部分ではやっぱりお互いに見解の違いという点はあるんじゃないかならうかと思っております。そういう点を議論として聞かせる中でよりよき制度を求めていくというのが本来求められる姿勢ではなからうかと思っております。

○鎌田要人君 それではお伺いしますが、重複立候補の問題がどうしてここで出てくるのかということなんです。

これは、総理にこの前伺いましたときも総理がそれをおっしゃりかけたから、私は、ああこれは総理は御存じないからこういうことをおっしゃるんだらうと思つて、それ以上は追及しなかつたんです。ところが、あなたは今所管大臣として重複立候補の問題をここで出してこられるが、重複立候補の問題が比例代表制の問題とどう関係するんですか。そこが私はどうしてもわからない。比例代表制があるから、それで一方は重複立候補があるから、それで両立できるんだ、この理屈がどうしてもわからないんです。

そこをおっしゃってください。それをお願いいたします。

○国務大臣(山花貞夫君) 比例代表につきましては、参議院におきましても従来から政党が名簿登載者を決めるという意味におきまして政党の裁量権というものが認められてまいりました。

今、衆議院の制度につきましても、先ほど来申し上げておりますとおり、政策中心の政党本位の選挙を行うという意味におきまして四法全体そういう仕組みになっておるわけでありますけれども、政党中心の選挙のシステム、政党助成もそのとおりだと思っております。そういう中で、政党の裁量権を認めるということから、それぞれの政党が重複立候補を認めることによって政党の裁量の中で議院に送り出したいという人に順位をつけましてこれを立候補させる、こういうシステムでございます。

これは、今、いろんな制度が振り返ればあると思います。例えば、かつて社会党が公明党とともに法案を提出いたしました小選挙区の併用制の場合にも比例区の場合と選挙区の場合、やっぱりそういう意味におきましては重複的な形をとっておたわけであります。政党の裁量権ということになれば、この重複立候補の問題については当然、当然といえますが、認められるべき問題ではなからうかと思つておられるところでございます。

○鎌田要人君 重複立候補の問題というのは、そういう理屈で行われるべき問題ではないんです。重複立候補の問題は、それがあから衆議院の全国区と参議院の全国区とあつていいんだというそんなめちやな理屈がありますか。(「それはおかしい」と呼ぶ者あり)それはおかしいという意見がこの辺であります。それは全くおかしいんです。(「おかしくない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)おかしいんだよ。

不規則発言には応じませんが、その点をもう一遍答えてください。

○国務大臣(山花貞夫君) 一言で申しますと、繰り返し重複いたしますけれども、政党の裁量権を認め、そしてよりよい候補を出すことができるためにということで重複立候補の制度を設けているところでございます。これがけしからぬというのとは、やっぱり見解の違いということ以外にないんじゃないかならうかと思っております。

いいんだという暴論をあなたがされるから、おかしいと言っているんです。それを私は言っているわけで、もう一遍御回答をお願いします。

○国務大臣(山花貞夫君) 両制度の違いを数え上げてみると、こういう御指摘であったものですから、違いの一つとして申し上げたところでございます。

○鎌田要人君 私にはあなたにひきよめようとは思いません。あなたはひきよめようだ。(発言する者多し)いや、黙って聞け、黙って聞け。私は重複立候補の問題を……(ひきよめようというのはいくつかない)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)じや、それは取り消す、それは取り消すが、(発言する者多し)静かにして。重複立候補の問題を……

ことで衆議院の比例代表制が全国であつてもいいんだとおっしゃるから、それはおかしいんじゃないですかというのを申し上げておられるわけですね。

○国務大臣(山花貞夫君) 重複立候補の制度があるから衆議院に全国比例代表をとるのはよろしいんだと、もしそういう私の答弁だとお受けとめたいだいたとするならば私が舌足らずであつたと思ひますけれども、そういう意味で言っているわけではございません。

両方の制度の違いが幾つかあるかということの中で、例えばこれが例えばこれがということの一つとして重複立候補の問題を取り上げたわけでありまして、比例代表を全国を単位として並立制、比例の部分についてこれを行うということについてはまたほかの理由があることはもちろんでございます。それは幅広く民意を反映するためにベストの選挙の仕組みである、こういうふうに考えて衆議院に比例代表を採用したわけでありまして、御質問にありましたとおり、重複立候補をやるから比例は全国にしたということでは決まらないうことについてもし説明不足でしたら、改めてお答えさせていただきます次第です。

○鎌田要人君 両方の制度が違うという、比例代表制が両院にあつていいという理由の一つに重複立候補をおっしゃることは間違ひですと、このことを私は口をきわめて言っているわけなんです。そこをどうしてもあなたはわかりにならない。わかろうとされない。わかろうとされないのは、あなたはこの提案をしておられるから何で両院を通さなきゃいかぬと、その使命感に燃えておっしゃっておられるんだらうと私は善意に解釈いたします。しかしながら、この点は絶対におかしいと私は思ひます。

○鎌田要人君 私が言いたいのは、選挙制度というのはいみじくもあなたが申し上げたように、両院制をとってありますときは衆議院と参議院と選挙制度が違わなければおかしいと私は思ひます。でなければ、よく言われるように、両院制というのはいみじくも、そうでなければ必要かということになるわけですからね。

○国務大臣(山花貞夫君) 今おかしと御指摘でしたけれども、私はおかしいと思つておられるわけでありまして、これはもう見解の相違と言わざるを得ない、こういうふうに思ひます。

○鎌田要人君 私がおかしいと思つたように、参議院の制度と衆議院の制度とは違つた制度をつくられるべきだと、簡単に明瞭なことを言っているんです。それをあなたの方はわざわざ参議院の制度と同じものを衆議院にもつくろうとしている。そこを私はついているんです。それをお答えください。

○鎌田要人君 重複立候補の問題を私はここで議論しているんじゃないんです。あなたは問題をすりかえようとしておられる。重複立候補がある

○国務大臣(山花貞夫君) わざわざ参議院の制度と同じものをつくらうとした、こういう気持ちは

毛頭ございませぬ。先生のそうした御指摘をもし受けるとするならば、説明が不足なのかもしれませぬ。

かねてから申し上げましたとおり、これまでの長い与野党の議論あるいは八次審の議論、そして与野党の交渉の経過等を踏まえながら、衆議院において実現可能な選挙制度ということを考える中、さきに経過報告した新案、さきかげの具体的な提案ということに合意をしてスタートしたわけでありまして、小選挙区比例並立制、このことにつきましてはそうした経過の上に選択したものでございませぬ。わざわざ参議院と同じようなものをつくるという気持ちは毛頭ございませぬことにつきましては、重ねて申し上げておく次第でございます。

○鎌田要人君 この議論を何日やつても、この答弁じや同じことですか。

でありますから、私は一応この答弁を整理する意味で、それじや委員長にお願いいたします。私の意見と大臣の御意見とどっちが正しいか、委員長の直屬でひとつまとめてください。

○委員長(本岡昭次君) 私がここで見解を申し上げてもよろしいですか。

私は、今の鎌田委員と山花大臣の議論を興味深く聞かせていただきました。これは参議院の問題でありますから。

そこで、比例制というものが双方にあつて、参議院に先にあるものを衆議院が後から同じものを持つてくるなど、こうおっしゃっている。それで、同じか違ふのかという議論を今繰り返されているわけですね。

それで、同じというのはいくつかあるのか、何をもつて違ふとするのかという問題の中で、比例という制度の中で、参議院の場合、私は選挙区を戦いますが、私が選挙に破れて惜敗率で比例の方で当選するという選択肢は一切ないわけなんです。私は、選挙区で敗北すればそれで終わります。

ところが、衆議院の比例は、小選挙区で戦つた

人が、ある一つの層が十人なり二十人なり、場合によっては百人もそこに重層的にランクをされまして、同位順位に一番とか二番とか五番とか、そしてそれは惜敗率によって順次当選が決まってくる。中には、惜敗率が悪くて当選できない人もそこに生まれてくるということは、違ひの中身が大きい小さいか知りませんが、少なくとも衆議院の今採用されるものと参議院の比例とは違ひうらうと私は判断をいたします。

正しいかと正しくないかと、違ひがあるのかないのかという、私はそういう点で明らかに違ひと思ひます。

以上です。(「委員長」と呼ぶ者あり)

○鎌田要人君 今こちらから委員長というやじもありましたが、申しわけありませんが私は委員長と思ひません。

というのは、あなたのおっしゃる惜敗率の問題なんというのは、その属性の一つです。本質的に比例代表制というのは、衆参両院にほぼ同じようなものとしてあることがいいのかどうかということをお私に問題にしているんです。あなた、そこを間違ひちゃ困りますよ。

○委員長(本岡昭次君) いや、間違ひではないですよ。これはもう仕方がないでしょう。どちらが正しいかじやなくて、違ひがあるかないかといひますと、私は違ひがあるでしょうということをお申し上げたわけですよ。わかつています。(「議事整理がなっていない」と呼ぶ者あり)

鎌田委員、あなたの要望にこたえて私は議事整理をさせていただいたつもりであります。違ひがあるのかないのかという質問が来ましたが、私は違ひがあるでしょうと。それで、あなたは違ひがないとおっしゃるが、ひとつそういう議事整理でもつて次の質問をやってください。

○鎌田要人君 今、私が委員長に発言を求めましたので、それでは私の責任でこれはおさめます。

そこで、衆議院と参議院の二院制をとっております以上、本来その選挙制度は全く異なるものとする必要があるということを私は強調して申し

上げたわけでは、それに対する二院制のもとの比例代表制の、私の意見をもつてすれば、空たる属性をもつてこれが違うあそこが違う、これは理屈になりませんということだけ申し上げまして、私は次の質問に移ります。

自民党は、今般の衆議院選挙制度の改革に当たりましては、まず議員定数を四百七十一名ということでこの数を減らしました。これは議員の職責にかんがみまして、いたずらに数をふやすことが議院制度の本旨ではないということで議員の定数を減らすと同時に、文字どおり選挙制度の中で比例代表選挙は補完的なものという意味でその選挙の定数を少なくしました。それから、選挙の単位を都道府県単位とすることによりまして一つの特色を出した。それと、一票制によることとしたわけでありまして、このように自民党では、衆議院の小選挙区制並びに比例代表制の並立制を導入した場合でも、参議院の選挙制度との特異性を意識して強調しております。

これに對しまして、政府・与党案はこの点の配慮が皆無であると思ひますが、いかがでございますか。総理にお伺ひいたします。

○国務大臣(山花貞夫君) 今御指摘の総定数四百七十一、一票制、そして比例区選挙の単位の問題は、衆議院の段階におきましても自民党の提案の御主張として十分承り、議論をしたところでございます。

政府案につきましても、今御指摘の総定数の問題につきましてもは五百十一から五百人ということではやはり減になっております。諸外国の例を見ましても、あるいはこれまでの日本の選挙の定数の歴史ということ振り返りましても、穏当な数字ではなからうかと思ひますし、これはこれまでの幾度かの最近の提案におきましても五百という数字があったわけでありまして、決して減を無視しているということではなかつたかと思ひます。

また、その点におきまして、衆議院段階における自民党の提案は単純小選挙区ではなかつたけれども、

ども、三百、百七十一、あくまでも民意集約の三百の小選挙区に重点を置き、比例部分についてはその補完という位置づけではなかつたかと思ひているところでございまして、その根本の立論のスタートが違つておつたのではなからうかと思ひます。それが一票制、二票制ということにも違いが出てきたのではなからうかと思ひているところでございます。

そうした中では、一票制、二票制の問題につきましても、衆議院段階で十分議論いたしました。二つの選挙制度というものを並立させている、こうした形からするならば、これまでの国会における議論からいたしましてやはり二票制というものが妥当ではなからうかと思ひて、政府案をベストと考えて提案した次第でございまして、最後の比例の単位の取り方につきましても、先ほど申し上げました、この単純小選挙区制ではないけれども、やっぱり民意集約の小選挙区部分に重点を置くという考え方がないかと思ひますと、比例部分についてはその補完として考えるならば地域における単位のほうがよろしいのではなからうか、これが自民党の主張ではなかつたかと、こういうふうに理解をしております。

しかし、この点につきましても、先ほど来申し上げました小選挙区部分と比例部分のそれぞれの特徴を生かして相補完する選挙の体制として、スタート二百五十、二百五十、今日は二百二十六として二百七十四と修正されましたけれども、そうした制度として今回全体をとらえて提案させていただいた次第でございまして、先生御指摘の点について配慮しなかつたということではなく、十分議論をした中で提案をさせていただき、なお衆議院でも自民党案につきましても並行させて議論させていただいた中で今日参議院で議論していただいている、こういうことでございまして。

御主張としては、その御主張の立論の姿勢、その前提からするならば先生の御主張については十分わかりますけれども、政府案としては以上申し上げた経過でこれを提案している次第でございまして、

すので、その点につきましては、先ほどの議論と重なりますが、若干意見の基本的な部分の対立というものを引きずつておられると申しましようか、そこから見解の違いというものが出てきているのではなからうか、こういうふうに受けとめております。

ただ、先生御指摘の点については、考えなかつたということではなく、十分検討した上で今回提案をさせていただいているということにつきましてもぜひ御理解をいただきたい、こういうふうに思ひます。

○国務大臣(細川護国君) 山花大臣から丁寧な御答弁がありましたので、もうそれに尽きております。

今お話がございましたように、今までの自民党の考え方というものが十分踏まえながら念頭に置きながら政府案というものをまとめさせていただいた、今までの長い間の御議論というものが取れんして今日の政府案になつておられるということでございますから、ぜひひとつその点につきましても御理解をいただきたい、こう思ひます。

○鎌田要人君 御丁寧な御答弁であります、ただだけません。

といひますのは、衆議院も参議院も二票制なんです。衆議院も参議院も二票制なんです。これをどういふように説明されますか。選挙担当大臣、お願いします。

○国務大臣(山花貞夫君) 二票制にしたということとは、小選挙区並立制を採用したことからは二票制にしたということではございまして、全体の選挙制度の仕組みとすることを考えれば、今回は一方において比例、一方において小選挙区、こうした形のいわばその意味におきましては異なつた代表選出のシステムでありますから当然二票制がよろしい、こういう結論になつた次第でございまして、

こうした考え方にございまして、かねてからの並立制の主張の場合にはそういう提案だったのでなかつたかと、こういうふうに理解していただいております。

今回の自民党の御主張が一票制、こういうふうな踏み切られたと思ひておりますけれども、従来は二票制ということがいろいろな考え方の上で正しいと、こういうことで今日に至つておられると思ひます。

○鎌田要人君 自民党がどうだつたことだつたという御意見の前に、私はこの制度がで上がった姿を見て判断すべきだと思ひます。

衆議院の方は二票制で二百七十四と二百二十六ですが、参議院の方は二百二十五のうちの百が比例代表、しかも同じように二票制ですね。この二票制が一国の選挙制度として妥当かどうかというところに、私はどうしてもその点に疑問がいつてしまふんです。そのところはあなたの方は、衆議院はこれでいきますよ、参議院はどういうことをお考えなのか、参議院は参議院でみんな議論していい案を持つてこい、こういうことなんです。そのところをちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 先生の御質問、前段と後段あつたと思ひますけれども、前段の一票制、二票制の問題につきましても、全体の選挙制度についての御質問の中でその部分だけを取り出すのはどうかと思ひますけれども、一票制、二票制ということについてのいろいろな法律的問題点につきましても、衆議院段階でかなり議論された中で二票制と、こうした経過もございまして、その部分につきましてもその部分として、全体の選挙のシステムとは別に一票制の長所欠陥、二票制の長所欠陥と申しますか、そうしたことについてそれぞれ議論があつたことについてちよつと冒頭触れておきたいと思ひます。

後段の問題につきましても、幾度か御指摘をいただいているわけでありまして、これからは参議院の制度については一体どうするのかということにつきましても、これまた衆議院の制度だけではなく参議院の制度改革についても長年の議論があつたことについては承知をしております。自民党が与党の時代に幾度かの小委員会が持たれ、

あるいは専門的な意見がたくさん出されまして、そのことについて提案などがあつたという経過についても勉強させていただいていこうとございます。また、昨年一年間、与野党の議論、そして自民党におきましては大変御苦労されて提案をまとめられたということについても承知をしていこうとございます。

そうした提案、立法府の問題、そして参議院の選挙制度の問題ですから、参議院の側での皆様の御議論というものがこれから十分拝聴させていただいて、そして政府としても態度を決めるというのが従来の答弁でございます。

確かに流れとするならば衆議院を先やって参議院、こういうことでございますけれども、これはこれまでの長い議論の経過がございまして、そういう長い議論の経過を十分踏まえた中で抜本的な政治改革を何としても実現するまず第一歩ということで、選挙制度の問題について衆議院から四法という格好でまとめて出させていたいた次第でございまして、もちろんこれで政治改革は終わりのことではございません。第二弾、第三弾、これからさまざまな論点を含めてまた御議論いただく部分が残っていると思います。その最大のテーマが参議院制度の問題であると私たちも承知をしていこうとございます。

○鎌田要人君 参議院制度が私は非常に軽く扱われておるといふ感じを持っています。それは皆さんの提案の態度がそうですね。それから、皆さんの提案の根源になった選挙制度審議会の参議院の選挙制度の部分がまことに簡単なんですよ。それを私は実は総理にお伺いしたいと思うんです。

あの選挙制度審議会の第八次の答申をお読みになられたと思うんです。第八次の中で衆議院の方は懇切丁寧にこんなに厚く言っていますが、参議院の方はべらっと、それでしかも結論は出していないんですよ。参議院の制度については、私どもがあれを見まして受ける感じは、ああ、これは参議院については、まずあの副会長さんははっきり

私の前で、私は一院制論者ですからねということをおっしゃったんです。でありますから、私はずっとあなたにもまた選挙担当の大臣にも一院制論者じゃないかということをお伺いしましたのは、それがやはり気持ちにあるからなんです。あの答申をお読みになられたと思いますが、その点をどういふふうにお考えになっておられますか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(細川護国) 山花大臣からお答えがあったとおりだと私は思っております。今までの長い間の御議論の取れんしたもの、その形として出てきたのがまず衆議院から手をつけるということであつたというふうには理解をしております。ございまして、選挙制度審議会における御議論も、私はその議論の過程は承知しております。今、私がお話に出たその最終的なペーパーを見ただけでございまして、その御議論の過程でも、恐らくまず衆議院からやるべしという御議論がその中であつたのではないかなということをお伺いします。あのペーパーを見て感じているわけではござい

参議院の改革というものが、選挙制度のあり方というものが大きなテーマであるということでは、これはもう申し上げるまでもないことではございまして、私も、さつきから申し上げますように一院制論者ではございませんから、そういう意味で、引き続き参議院の選挙制度のあり方につきましても十分御議論を煮詰めていただいて、早く参議院の選挙制度の問題につきましても法案が提出され審議が始められるような状況になればいいなと願っているわけではござい

○鎌田要人君 私に与えられました時間はあと五分になりました。参議院は良識の府といまして衆議院に対する抑制、均衡、補充の役割を果たし、その独自性を発揮し得るよう、その議員の選出に当たりましても、都道府県単位の選挙区と全国比例代表制との二者をもって構成してあることとしております。このことをぜひ念頭に置かれまして、制度改

正を衆議院の方からやられるときも参議院のことを常に念頭に置いてやっていただきたい。これで一応この問題については終わります。

そこで、次に選挙制度。本来、衆参両院と地方議会の選挙、これを一体一連のものとして、それぞれの特性を生かし、かつそれぞれの整合性をもつて組み立てられなければならないと思っております。そういう意味で、この衆議院の選挙制度を考へる場合に、参議院の選挙制度はもちろ

○国務大臣(佐藤栄蔵) 鎌田委員言われますように、地方の選挙制度のあり方と国の選挙制度のあり方の整合性というそのちの整合性も大事かと思つてござい

○国務大臣(細川護国) 今の佐藤大臣の御答弁に大体尽きてい

先ほども閣下委員のお尋ねにもお答えをしたこととでござい

方、政党とかかわり方、そういう点についても、まさに今のお話のように総合的な観点からよく詰めていかなければならない点がたくさんあるのではないかと

○鎌田要人君 あと二分であります。最後に一問だけお伺いをいた

新たに制定されようとしております政党への公費助成の問題で

これにつきましては、一部の既成政党に従来の実績を超えた巨額の資金を提供する結果になることを恐

○国務大臣(山花貞夫) 政党助成の問題につきましては、提案理由あるいは法文上も明確に打ち出しているところ

そうした観点では、先生御指摘の問題も確かに重く受けとめて

また、後段御指摘の問題につきましても、企業・団体献金禁止に大きく踏み出したい。最近の

政治状況、新聞でも連日セネコンの問題が報道されている今日の事態の中で、そうした意味では選挙制度も変える。選挙だけではなく、日常の政治活動に使用される政治資金のお金を集めるシステムを新しくしていこう、そうしてきれいな政治を実現していこう、こういうことに対しての提案でございまして、ぜひ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○鎌田要人君 終わります。(拍手)

○吉川春子君 ます、総理にきのうの答弁との関係でお伺いいたします。

総理は、昨日、我が党の有働議員の質問に対して、政治的、社会的状況が異なる、小選挙区制導入時の過去のことは検証していない、過去は過去、今は今という御答弁でした。私は、これはもう大変何という態度だという感じを受けました。民主主義の根幹にかかわるこれほど重要な選挙制度の問題について、過去のことは検証していない、こういう発言はまじめな態度とは言えない。無責任な態度だと私は思います。

日本では、歴史上、二回小選挙区制が導入されました。そして、その弊害が多くて、二回ともとの大選挙区制、中選挙区制に戻されています。今回、三回目の小選挙区制の導入をもうこんでおられるわけですが、その法案の提案者がこういう態度でいることはまことに無責任な態度だと思えます。

総理は、国会で選挙区と金の問題について戦前からの論議がいろいろ行われていたということをお伺いしないでしょうか。

これは具体的事実でお伺いした方がいいと思うんですが、大正十四年二月、二回目の小選挙区制を廃止して中選挙区制に移行する際に加藤高明首相は次のように述べています。

今日ノ小選挙区制ヲ採用スル当時ニ於テ、時ノ内務大臣、今日ノ政友本党ノ總裁タル床次君ガ小選挙区制ヲ維持セラレ理由ト云フモノガ、爾来二回ノ総選挙ニ依ッテ悉ク裏切ラレテ居ルト云フ事ヲ指摘スレバ宜イノデアリマス。床

次君ハ当時ノ速記録ヲ見マスト云フト、第一ニハ小選挙区制ハ費用ガ掛カラナイ、大選挙区制ハ費用ガ余計掛カルト云フトヲ言ッテ居ル。是ハ全く嘘デアリマス。今日ノ小選挙区制ノ下ニ於テ如何ニ多額ノ選挙費用ヲ要スルカ、如何ニ選挙界ニ於テ忌ムベキ不正行為ガ現レルカト云フトハ諸君御承知ノ通りデアリマスと述べていますが、こういうやりとりについては御存じありませんか。

○国務大臣(細川護国) 昨日の御答弁で検証という言葉を使いました。これは確かに御指摘のようには不適切であつたかと思ひます。その点は改めさせていただきます。

ただ、私が昨日申し上げました趣旨は、その当時とは社会経済情勢が違ふ、あるいは政治状況というものが違ふ、そういう中での制度というものと一概に比較をすることはいかなるものであろうか、こういう趣旨で申し上げたわけでございます。

現在の中選挙区制度というものは、昨今さまざまな政治腐敗の問題を起しているわけでございますが、それは繰り返して申し上げておりますように、同士打ちであるとか、あるいはどうしても個人後援会中心の選挙になるとか、そういうことがさまざま政治と金にまつわる問題を生み出している大きな原因になっている、それがやはり今日の政治の基本的な問題ではないかというふうにかえていくわけでございます。

○吉川春子君 政治的、社会的状況が違ふというふうにおっしゃられましたけれども、今私が引用しました床次議員の大選挙区は金がかかり小選挙区制は金がかからないというこの論、この論はまさに総理が繰り返して委員会でもおっしゃっておられる、選挙運動費が多くなる、同士打ちの弊害、そのために政治道徳上の及ぼす影響ははかり知れない、こういうことを言っているわけなんです。こういうことは戦前と同じ論を展開しながら、小選挙区制の弊害についてだけは社会的、政治的状況が違ふんだということでは否定する、これ

はちよつと説得力がないと思うわけです。

自治大臣、伺いますけれども、私は自治省から内務省編の大正十四年の選挙費用に関する資料をいただいておりますが、大選挙区制のときと小選挙区制になったときとの選挙にかつた費用、どういう数字になっていきますか、御報告いただきますか。

○国務大臣(佐藤謙吉) 大正四年のときが七千四百十円、これは一人当たりでございますけれども、大選挙区制でございます。大正六年のときは大選挙区制で八千七百十三円、それから大正九年のときは小選挙区で二万六千四百七十三円、それから大正十三年が小選挙区制で二万六千四百七十三円ということになっております。これを明治三十三年を基準とする物価指数による換算額にしますと、大正四年が五千七百八十九円、大正六年が四千六百一十一円、大正九年が七千三百三十五円、大正十三年、これが七千八百五十円ということになっております。

今、吉川委員がお読みになりましたものは、今申しましたように、大選挙区制と小選挙区制との比較において答弁をされていることとございまして、現在問題になっております中選挙区制と小選挙区制との比較で大正十四年の話はしているわけではないわけでありまして。

しかも、大正十四年以前は、御承知のように、制限選挙でございますから、男性しか投票権を与えない、あるいは被選挙権を与えない、あるいは国税によるところの差別があるというようなことで、それをそのまま今の議論に当てはめるのは、総理からお話がありましたように、大きく社会情勢も変わっておりますし、それから七十年もたつておるわけでございますし、今度我々が提案をしておりますものは政党本位、政策本位ということ、罰則等も非常に厳しくしたりあるいは政党助成をしたりということで、これは中身と状況が全然違つて私はいいのではないかと感じております。

○吉川春子君 私は数字だけ言っていただけば

よかつたんです。

つまり、大選挙区の中に中選挙区も概念として含まれますけれども、大臣が今言われました数字を見ても、小選挙区制になったときと大選挙区、選挙区が大きいときとは三倍から四倍近い選挙費用の差があつて、小選挙区制の方がそれだけたくさん費用がかかっているということは内務省の資料でも明らかです。

続いて伺いますけれども、昭和二十二年中選挙区制に変更する際に、衆議院では小沢重喜議員がいかに小選挙区制の弊害が多い選挙であつたかという論を展開しております。この小沢重喜議員というのは小沢一郎氏のお父上であるそうでありまして、さすがに立派な論を展開しておられるわけです。

まず、小選挙区制の欠陥の第一は、選挙区域が非常に狭小であつて、その区域内の地方の人物の数が多く選出されて、中央政治界に活動する大人物が当選困難であつたということ。

欠陥の第二は、選挙抗争が非常に激烈になつて、その結果は当然の事実であるところの情実と投票買収という点が横行することに相なつた。

第三は、今後はこの弊害はないかもしれないけれども、政府の官権乱用による干渉が非常に行われやすい。したがって常に政府党が大勝しておつた、われわれの苦い経験の一つでありますと言つておられます。

そして欠陥の第四は、議員の行動が常に地方的問題にのみ傾いて、ややとしますと中央の問題にはきわめて冷淡であるというふうな欠点を有しておつた。

以上の欠点というものはごく重立つたものだけを申し上げたのでありますけれども、そういう趣旨におきまして、私どもはこの小選挙区を再び繰り返すことのできないことは言うまでもないであります。

こういう論を展開していることを、総理、いかがお考えでしょうか。総理にお願いいたします。

○国務大臣(細川護国) それは一つのそのとき

の時代認識というものを踏まえたお考えであつたと思ひます。しかし、今の状況下でどういふ制度がいいかということにつきましては、今までの御議論というものを踏まえて今回提案をしているような法案を出させていただいてゐるわけでござい

ます。
○国務大臣(佐藤栄樹君) 今、吉川委員が読み上げられましたように、小沢重喜議員がそのように申していることは私たちも十分存じておるわけであり

ます。
ただ、我々がこれから目指しております選挙制度というのは、単に小選挙区制ということだけではなくて、小選挙区比例代表並立制ということで、政党を中心としていこう、政策本位ということとでございまして、戦前と比べてまず基盤が違つと私たちは思つております。

それから、地方の人物の多くが選出されるということとでございすけれども、ある政党がそういう候補者ばかり立てて本当に政党あるいは議員個人、候補者に票が集まるだろうか。もつと識見の高い、幅広い人物を選定するであらうでしょう。

それから二番目に言われました、選挙抗争が激烈になり情実と投票買収が横行するということについては、これが今こままで問題になつてしまつたわけでございすから、私たちは先ほど申しましたように、小選挙区比例代表並立制ということで、個人同士の争いではなくて政党による政策の争いに変えていこうということに変えてゐるわけであり

ます。
三番目の政府の官権乱用による干渉、これは今問題にならないと思ひます。

四番目の、地方的問題にややもすると傾きがちではないかということでありすが、これはある意味では一番目の問題と同じように、政党は国会議員の候補者を出すときにはやはりそれだけの全国的な視野、識見を持った人を政党として出すわけとでございすから、これも現時点では当たらないのではないかと、こういうふうに考へております。

○吉川春子君 小選挙区制の弊害の問題について、お金の問題についてだけきょう伺ひますけれども、佐藤大臣、選挙抗争が非常に激烈になるとその結果買収等が行われる、こういうことについて、だから小選挙区制を導入するというのは変じやないですか、小選挙区制はもうとれないということを私は指摘したので、同じ理由で、だから小選挙区制を導入するということは答えになつておりません。この点についてはどうなんですか。

○国務大臣(佐藤栄樹君) そこは、私が申し上げた表現の部分をとつたわけでございまして、現行中選挙区制でも問題になつておりますように、選挙抗争が激烈になつてお金がかかる。その際に、これは今日までの中選挙区制の中で政党によって実態はいろいろ違ふと思ふんです。

羽田外務大臣、副総理からもたびたびかつての自民党の状況について、中選挙区制の場合には同士打ちが非常に多いということをおっしゃつたわけでございす。社会党という立場で言わせていただくなれば、地域割りをしたり組織割りをしてお金がかからないようにして今日まで頑張つてきたというふうなことがあるわけでございまして、そういう意味では、小選挙区におきましては、候補者は、与党なら与党として原則的に恐らく一名と

いうことになりまして、同士打ち、同じ党内の中で争つてお金をかける、そういうことは非常に少なくなつてくるし、政策本位ということになればそれは余り意味がなくなつてくることになるわけでありまして、私たちは今度のことでは十分解消でき、腐敗を防止できる、こういうふうに考へております。

○吉川春子君 同士打ちの問題は通告してありますので、この後聞きます。

それで、要するに、今、佐藤大臣小選挙区制になればお金がかからなくなるであらうと期待を述べられたんですけれども、じゃ、小選挙区制になればお金がかからないんだという具体的な数字のデータはありますか。私は、さつきは、小選挙区

制になるとこれだけ戦前でもお金がかかりましたよというデータを佐藤大臣から示していただきまして、じゃ、かからなくなるんだという数字のデータを総理からぜひお示しいただきたいと思ひます。——佐藤さんでいいです。短くお願いいたします。

○国務大臣(佐藤栄樹君) データはございせんけれども、選挙区の面積も小さくなることでありますし、同士打ちというのがなくなるわけとでございすから……

○吉川春子君 同士打ちは後で聞きます。
○国務大臣(佐藤栄樹君) いや、それが大きな理由でございすので、私たちは、推測として考える得る制度としてはお金がかからなくなつてくる、ただし政党の活動の中には、当然のものは、政策の宣伝その他はさらにかかる政党もあるかと思ひますが、個人の負担という意味においてはお金がかからなくなつてくる、こういうふうな考へております。

○吉川春子君 数字はお示しにならない、小選挙区制になればお金がかからなくなるであらうという推測だけで、かからなくなる、かからなくなるという宣伝は私は無責任だと思ひます。

それで、続いて伺ひますけれども、奄美群島出身の徳田虎雄議員が十二月一日に都内で行つた講演の中で、いかにお金がかつたかということをお話しになつておりますね。

前回の総選挙までは、鹿児島一区に合区するまでは一区区の奄美群島区で、事実上の小選挙区制で毎回さまじい金権選挙が繰り広げられてきたことは特別委員会でも何回も議論になりました。

徳田氏は、今回は奄美で使つた十分の一で済んだ、そして、小選挙区制になったら暴力団でも盗人にでもだれにでも頭を下げる必要はないところの問題がある、小選挙区制になるとみんなに手当てをしなればならない、大変な選挙になる。ある社会党議員が小選挙区制のもとでは今の三倍から五倍の選挙費用がかかるのではと心配していることを取り上げて、五倍で済みますかね、

私は十倍かかると思ひますよと忠告したエピソードも紹介しておられるわけなんです。

総理、これだけお金がかかるということを否定する何かデータはありますか。

○国務大臣(細川護国君) 今度は、四法案一括出させていただいでゐるわけでございすが、その四法案すべてを通じまして、政治と金にかかわる問題につきましても相当に改善をされるであらう、罰則の強化とかあるいは透明度とかそういうことも盛り込まれてゐるわけでございすから。

そしてまた、今議論になつております選挙制度につきましても、それは今お話がありました具体的な例は、地域の特別な事情というものも恐らくおありになるであらう、同じ党同士でやつておられたわけですから。

そういう事情もあるであらうというふうには私は思つておりますが、とにかく具体的なデータと云われるとちよつとそれはなかなか難しいわけですが、先ほど佐藤大臣からお答えを申し上げたように、全般的に私は必ずこれは今の同士打ちというふうな形のものは少なくなるであらう、大幅にその点は改善をされるであらうというふうな思つております。

○吉川春子君 この一括処理の理論自体が、選挙制度だけでは腐敗防止はできないんですよ、政治資金規正法、公選法、連座制規定、そういうものにかかわりますよということの告白であつて、小選挙区制になれば金がかからなくなる、きれいな選挙になるといふことの論議はそれだけでは言えないということの告白であるということだけ指摘して、きょうはその議論には入りません。

それで、もう一つ伺ひますが、世界では並立制を導入している国が山花大臣の答弁でも四つあるんですけれども、この中で韓国、八〇年代後半から並立制を導入した韓国で、これは東亜日報の東京支社長の鄭求宗氏のインタビューあるいは本の記事ですけれども、韓国でも大変お金がかかるようになった、十倍以上のお金がかかるようになった、そういうことを言つておられるわけですね。

こういう外国の例について調査をされたのかどうか、並立制を導入している国で本場に韓国以外はお金がかからないというそういうデータを外国の調査によって得ておられるのかどうか、その点をよく簡単に答弁してください。山花先生、簡単にお願います。

○国務大臣(山花貞夫君) 簡単にのつもりで一言だけ申し上げますと、小選挙区制ということで御質問いただいておりますけれども、小選挙区比例並立制、そして四法を一緒に出して全体として金のかからない選挙制度にしようとしたが、先ほど先生数字とおっしゃいましたけれども、法定選挙費用一つ見てもかなり縮まってくるというところがございます、このことを私先に一言申し上げておきます。

外国の例で申し上げますと、韓国の例は、韓国の政治家の皆さんと随分選挙制度について直接お話しする機会がございましたが、やっぱり考え方は同じで、制度の問題だけではなく倫理の問題とかさまざまな仕組みがなければ選挙にお金がかかるということをやることはできないんだとおっしゃっている点は、私は同じ観点ではないかと思っております。

そこで、今回、腐敗防止を含めてということでありまして、そうした意味におきましては効果を期することができると思っております。

具体的にはこの国でどういう選挙制度でどのくらいお金がかかっているかということにつきましましては、公的助成等の比較は十分に調べましたけれども、今御質問のような趣旨では私は調べておりません。いろいろと聞いただけでございます。

○吉川春子君 企業献金の問題とか公的助成の問題では外国の例を豊富に引用しながら、アメリカではこうだ、ドイツではこうだと盛んにお話しになる中で、この並立制でお金がかからない問題については外国の例は調べておられないし、お金がかかる制度だということを否定する論拠も何も持ち合わせておられません。

それで、質問をかえします。

総理、日本新党は政策要綱で、平成五年二月ですが、政治資金規正法、公選法などの重大な違反者に対しては、議員の配偶者、親族、選挙責任者の公的秘書の違反についての連座制を強化して議員資格を喪失させるとしています。日本新党は、さきの総選挙で買収で逮捕された関係議員、候補者を四人出していますけれども、こういう人々についてどういう処分をされたのでしょうか、措置をとられたのでしょうか、伺います。

○国務大臣(細川護国君) さきの地方選挙においても若干違反があったかと思いますが、詳細はちょっと承知しておりません。

今お話しがあった国政選挙におきまして、おっしゃったように四件ほどの違反が出ておりますが、これらの人々に対しては、党の規約によりまして党紀委員会を開いて事情を聴取し、二名に対しては厳重に注意をし、また一人からは本人の方から離党の申し出がございましたので、厳重注意の上、離党を承認したところでございます。

○吉川春子君 福岡一区選出の山崎太郎議員の選挙にかかわって、前県議、福岡市議、太宰府市議、甘木市議、志免町議、宇美町議、古賀町議がそれぞれ買収、被買収で逮捕されました。みずから選挙でこれだけの逮捕者を出した山崎議員は、何事もなかったかのごとく改革法案の衆議院通過に当たって本会議でこういうふうな演説しているんです。「連座制の強化等腐敗防止のための措置により対応できる」云々などと政治改革四法案に対して賛成討論を行っています。

総理、これは余りにも国民をばかにした態度じゃないでしょうか。いかがですか。

○国務大臣(細川護国君) 先ほども申し上げましたように、党の党紀委員会におきましてそれなりのしるべき処分をしたということでございますから、それによって本人の今日というものも、またその釈明の上に立ってそのようなことを発言したというふうには私は受けとめております。

○吉川春子君 いやしくも金権腐敗根絶を標榜する政治改革四法案の賛成討論の討論者として、私

はこの方がふさわしいとは到底思えません。

畑農水大臣、さきの総選挙であなたの運動員二名が買収行為で、そして玖珠町議一名、一般四名が被買収行為で逮捕されておりますね。

○国務大臣(畑次郎君) まことに申しわけないことでございますが、我が後援会同志にそういうケースがあったことは事実でございます。

○吉川春子君 熊谷通産大臣、運動員一名が買収行為で逮捕されましたか。

○国務大臣(熊谷弘君) そのとおりでございます。

私も、前回の選挙は政治改革が非常に重要視された選挙でございまして、選挙のやり方その他を含めて非常にドラスチックにみずからの内なる古きを克服しようということをやって、結果としてこのようなことが起こったのですから、びっくりもし愕然ともいたしました。

その後のいろいろな事情を聞きますと、従来型の選挙と余りにも変わったために、逮捕された方は私と同じふるさとの腕一本で事業家として成功した方で、それでそういうことになってしまったというところだそうでございます。私も、あつてはならないことでありますし、せっかくなから選挙のやり方を含めて改革しようと思つていたや

さきでございまして、非常に反省もいたしておるところでございます。

○吉川春子君 神崎郵政大臣、支持者一名が買収行為、知人八名が被買収行為で逮捕されたそうです。

西日本新聞九三年八月十八日付の報道によりまして、「複数の有権者に菓子折りを贈り、神崎氏ら公明党候補への投票を依頼していた疑いが強まり」云々、そして送検された男性は西日本新聞社の取材に対して「創価学会の会員として神崎先生の選挙を応援した。菓子折りは、お中元のようなつもりだった」と話しております。

この件について、事実ですか。

○国務大臣(神崎武法君) ただいま逮捕されたというふうにおっしゃられましたけれども、そういう

う事実は全くございません。

私を支持してくださった八十三歳の御老人が公選法違反の事実で事情聴取を受け書類送検されましたけれども、検察庁で不起訴処分になっているわけでございます。事実関係を後ほど私も伺いましていただいても、この御老人が、例年お中元に物を贈っている知人のところにそのときも菓子折りを例年どおり贈った。その後で何か手紙で選挙の依頼をしたということで公選法違反の疑いで事情聴取を受けた、最終的には不起訴処分になっているということでございます。

いずれにせよ、公選法違反の疑いを持たれたことにつきましては極めて残念なことであるというふうには考えておりますし、私も選挙違反を起こさないようお互いに選挙関係者には十分戒めていこうとございまして、今後ともそういうことのないように努めてまいりたいと考えております。

○吉川春子君 書類送検ということで、私はこれは調査局行政法務室からいただいた資料に基づいて言いましたが、逮捕されたのではないというのであればその点は取り消します。とにかく、送検されたということは事実です。

そこで総理にお伺いいたします。

今いずれも私が指摘しました事例は、同士打ちがない選挙区で起こった事例でございます。こういう選挙区で運動員が逮捕されている候補者、議員数は、与党で新生党十一名、日本新党四名、社会党一名、公明党一名、新聞報道その他の資料で少なくともこれだけになっておりますが、これらはすべて政党同士の同士打ちのないところで起きたわけですから、買収選挙は同士打ちのところで発生する、こういう論拠は崩れるんじゃないんですか。その点、総理に伺います。

○国務大臣(細川護国君) それはおっしゃるとおり、同士打ちのところでなくても激しい選挙戦が展開されるところにおきましてはそれは往々にしてあり得るのだらうというように思いますが、いずれにしても大変遺憾なことだと思いますし、こ

うしたことがなくなるように最善を尽くしていかなければならないし、また、制度面でも充実を図っていかなければならないということで今度の法案を提出させていただいているということでございます。

○吉川春子君 そうしますと、総理、確認いたしますが、中選挙区は複数立候補して同じ政党同士で同士打ちをやるんだ、だからこれで金権選挙、お金のかかる選挙になるんだ、だから選挙制度は小選挙区制に変えなければならぬ、こういう三段論法か何段論法か私はわかりませんが、繰り返し聞かされてきたんですけれども、こういう前提は崩れるわけですね。

要するに、複数立候補で同士打ちしないところでもこういう買収行為がまかり通るといふことであれば、これは選挙制度の問題ではないということになるんじゃないやありませんか。

○国務大臣(細川護国) 小選挙区制度と比例制度というのが世界でも最も普及した制度であるといふことは改めて申し上げるまでもないところなのでございまして、今度の並立制度は両方ともその構成をなしている制度でございまして、けれども、しかし、そういう観点からいふならば、中選挙区制度というのが世界の中でも特殊な、むしろ問題を多く抱えた制度であるといふのがそもそもこの政治改革の論議、選挙制度改革論議の出発点であったといふふうに私は理解をいたしております。そこから今日延々と論議が続いてきて今回このような法案を出すといふことに至っているわけでございますから、ぜひその点について多くの国民の方々の御理解をいただきたい、こう思っているわけですね。

○吉川春子君 もう時間が来たので私はこれで終わりますが、ともかく同士打ちだ、金がかかる、だから中選挙区は制度疲労だといふことは、事実上今の私の質問で否定されたのではないかと、また総理のその点についての反論は、私には明確にはわかりませんでした。

いう理屈で理由をすりかえてやってきたといふことは、私は非常に遺憾であるといふふうに思います。

私も日本共産党は、この国会に三法案を提出しておりますけれども、やはりこういう道こそが真の政治改革の道である、金権腐敗の根絶の道であるといふことを最後に主張いたしまして、質問を終わりたいと思います。(拍手)

○藤澤弘君 私は、引き続き企業・団体献金問題について質問をいたします。

企業・団体献金が金権腐敗政治の大本とあり政治を汚す根源であることは、ゼネコン疑惑等々が余すところなく示していると思っております。そのため我が党は、企業・団体献金の全面禁止、このための法案を提出していることは御承知のとおりであります。

ところが総理は、企業献金は必ずしも悪とは言えない、その根拠として企業も社会的存在だといふことを国会でもこの間再三答弁しておられます。しかし、学校も病院も養護施設等々同じように社会的存在であり、社会的存在だといふだけで何かすべてが同列に論じられるというわけではないと思っております。同じ企業という範疇でもやはりそうだと思うんです。

例えば、NTTとかJRとかJALとか、これは立派な社会的存在としての企業でありますけれども、これは政治献金は禁止されているはずであります。それはそのとおりだと思っておりますが、なぜなのでしょう。

○国務大臣(細川護国) それは、公益的な企業といふものについては当然ある程度のそのような抑制といふものが求められているということに尽きるところでございまして。

○藤澤弘君 今、公益的なといふふうにおっしゃられました、もう一つ質問させていただきます。国の公共事業を請け負っている会社、法人、これも選挙に関しては寄附はできない、献金してはならない、こういうふうな定められているはずで

ありますけれども、これはどういう理由なのでしょう。

○国務大臣(山花貞夫君) 今御指摘の点は現行法に規定されているところでございまして、国との関係がある企業については質的な制限としてこれを禁止しているところでございまして。

○藤澤弘君 今お二人とも、公益の関係がある、国との関係があるといふふうにおっしゃいましたけれども、私はそれは理由にならないと思っております。国と関係しているのは献金を禁止しますと確かに法律に書いてあります。しかし、なぜなのか。そのなぜなのかというところの説明はお二人から受けておりません。

その点いかがですか。この禁止している動機について、なぜなのか。そこをお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(佐野徹治君) 若干法律に沿いまして御説明をさせていただきますと、政治資金規正法の二十二条の三で、いわゆる寄附の質的制限という規定がございまして、これは、国から補助金とか負担金とか利子補給金とか、こういったものを受けている企業、団体等についての政治活動に関する寄附を禁止しておるものでございまして、けれども、これは、国から特別のお金なりなんなりそういうものを受けておる会社につきましては、やはり癒着と申しますか、そういった関係も生ずるおそれがある、こういった観点から質的制限の規定があるものでございまして。

○藤澤弘君 今説明がありましたけれども、癒着といふような関係があるといふことでありまして、これは自治省から出されている本でありますけれども、「選挙資金規正法詳解」、自治省の選挙管理課長が書かれた解説書でありますけれども、国の公共事業を請け負っている、そういうところで選挙の際に献金をするのがなぜいけないかといえ、やはり不公正な選挙が行われる、そういう危険性があるからだといふことが書いてあります、また不明朗な関係を生み出すからだ、そういう

説明が自治省自体で行われております。

したがって、この間ずっと説明されておられる社会的存在だから企業献金は必ずしも悪ではない、要するに企業献金をしてもいい、それは企業も社会的存在だからという理由は私は成立しないと思っております。同じ社会的存在でも禁止されている企業がある。しかも、なぜかというところ、やはり不明朗な関係が生まれるからだといふことでありますから、社会的存在だから企業献金はいいんだという論は成り立たないと思っておりますが、総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川護国) しかし、それは先ほどからも申し上げておりますように、一定の制約のもとにそのような企業は除外されている、制約を受けているといふことでございまして、それはそれなりに理屈として成り立つのではないかとはいふに考えます。

○藤澤弘君 いまいちよく私には納得できないんですが、その部分が除外されている、それはやはり不明朗な関係を生むから除外しているといふんですから、したがって社会的存在だから企業献金をやってもいいんだという論理は成り立たないわけですね。別個に、別のある基準があつて初めて企業献金は容認できるとかできないとかということになるはずであつて、社会的存在といふ基準だけであつていいとか悪いとかは言えないと思っております。

くどいようですが、もう一度私質問します。○国務大臣(佐藤観樹君) 社会的存在でも、先ほど選挙部長から申し上げましたように、一定の要件を備え、あるいは国が株式を持っていたりとか補助金を出しているとか、あるいは国と請負契約をしているとか、一定の期間、選挙に關してですけれども、いふようなものについては社会的存在の中の一定の部分といふことで禁止をされているといふことでございまして。

八幡判決も、そういう意味でそれを下敷きにするならば、私はそういう解釈でいいのではないかと思っております。

○藤澤弘君 今の、佐藤大臣にもう一度お聞きいたしますけれども、その除外されている部分はない除外したかということ。先ほどの答弁もありましたけれども、不明朗な関係を生み出すから、特に国と関係のある場合には不明朗な関係が生まれ、たから大変だからということだと思ふんですね。だから、そのことはやはり腐敗とか不明朗とか不正とか不正とか、そういうことにこそ基準があるんじゃないんですか、献金をしていい悪いという問題は。

○国務大臣(佐藤樹君) 御承知のように、昭和四十五年のいわゆる八幡判決では、企業の社会的存在というものを認めて、したがって政治活動の自由という観点から企業献金はいいというふうな判決が下っておるわけですね。そういう意味におきまして、だからといってそれじゃ社会的存在だからすべての企業がはいかということにつきましては、それは政策的な観点から、例えば補助金をもらっている企業が補助金をもらって事業をやっているのに政治活動に参与する、献金を出すというふうなことは、補助金が国民の税金である限り好ましいことではないから禁止をしているのでありまして、そのような理解でいいのではないかと考えております。

○藤澤弘君 私の指摘していることについて、八幡裁判の方へお話を持っていかれて、私の質問との関係で大臣からの明確な答弁は私は得られなかったと思います。

ところで、その八幡裁判のことでありますけれども、衆議院の調査特別委員会や最高裁長官の岡原参考人が出席をされてあの八幡裁判について、あれはよく読んでいただきたい、あの裁判でもって企業献金ができるんだというふうな読んでもらおうと、理解されると、大変これは違うんだと。

国会で参考人として証言しているんですね。あれはいわば、我々の言葉で言えば助けた判決だったと。その助けた判決というのは、無理やりにいろいろ理屈をつけて有罪の判決にするんじゃないかと、まあこの辺でいいやということも助けた、俗に言う助けた判決だ、こういうふうな岡原参考人は言っておられるんです。

だから、大臣、八幡裁判がこうだったからと言わなくてもそれは論議になりません。どうですか。

○国務大臣(佐藤樹君) 岡原氏の御意見は参考人としての御意見でありますから、それはそれといたしますが、私も十分そのことは存じておりまして、まず八幡判決の要旨の中では、企業といえども社会的な存在であるからやることはできるんだという一般論を御承知のように言っております。

しかし、憲法は基本的人権として、これは内国法人にもそれは及ぶことなのでやるんだと言っています。しかし野方園にやるのかということ、社会にいろいろ影響があるときには、弊害があるときの対処は立法政策にまづべきであるということもあの判決で言っております。

それから最後に、金額等につきましても、例えば経営実績とか資本金とか、あるいは社会的な地位とか、こういったものを十分考慮して、この範囲を超え不相当な寄附をなす場合は取締役の忠実義務に違反するが、八幡の場合には資本金とか純利益とか株主配当金等の額を考慮に入れても本件の寄附が合理的な範囲を超えたものとは言えないということになっておりまして、社会的に影響がいろいろ出てくる場合には立法政策にもよるべきであるということも書いてあることも私も承知をしております。

○藤澤弘君 今始めた議論というのは、社会的存在だということが理由になって、それが唯一の理由になって企業献金が容認できるということはない得ないということをおっしゃいました。

今のお答えによりまして、そのことについて私の主張に納得あるお答えは得られなかった。私

は今、企業献金が、先ほどの議論もあるように、なぜ悪いのかといえ、不明朗な関係を生み出す、不正、腐敗を生み出す、なぜならばそこにいろいろの問題があるから、これが一番大きな理由だと思ふ。この点については衆議院で十分な議論、質疑が我が党の議員によっても行われ、もちろんさらに突っ込む必要がありまされども、その部分が衆議院でやられましたので、私はここでおきます。

もう一つの問題として、これは八幡裁判とも大いに関係する問題であります、民主主義の問題があります。

私は法務大臣にお聞きしたいと思ふんですけれども、ある会社で、株主総会で多数決で特定の政党の支持を決めたり、あるいは株主に特定政党の支持、投票を強制することができまされうやうか。

○国務大臣(三ヶ月章君) 株式会社の法人論に連なる問題でございます。

御承知のように、株式会社と申しますものは、株主の出資に基づいて構成されたものでございまして、株主の会社と言われるものでございまして、同時に会社自体は一個の独立した法人として社会活動を行うものである。したがって、その社会活動を行うに当たりましては、その出資者である株主から授権を受けた取締役が職務執行に当たる、こういうふうな体制に会社組織としてはなっておるわけでございまして。

でありますから、取締役が法令及び定款の範囲内におきまして行う個々の行為、これは非常に株主というのはいろんな人間がおります。こつちを向いている人もあればあつちを向いている人もあります。しかしながら、それは企業の目的に照らして、株主から委任されました取締役が法令及び定款という枠の中で個々の行為が任されておる。もしそれを逸脱した場合には、また会社法の備えておりますいろいろな監査制度であるとか代表訴訟であるとか、あるいは株主総会によるチェックというふうなものもございまして。

したがって、個々の行為、例えば今委員御指摘の寄附というふうなものがある人間にとりまして非常に不利であると申しまして、それは取締役が株主、会社全体にとりましてむしろ定款及び目的の範囲内の事業であるというふうな形でした場合には、やはりその一部の意向に沿わない者があるからといって直ちに違法とは断じ切れな、こういうのが会社法の建前ではないかと存じます。

○藤澤弘君 いずれにいたしましても、株主総会で特定の政党の支持を決定する、それを株主に押しつけるというふうなことはあり得ないということとは当然だと私は思ふんです。それはまことに当然なんです、第一は会社は営利を目的としたもので、政党活動をやるといふものじゃないわけですね。

それからもう一つ、私は、いろいろの問題と別に民主主義の問題として非常に重要な点なんです。この点が肝心の点ですが、株主個人個人というのはいろんな政党の支持を持っていますので、それから投票権を持っており、それをみずから行使するわけで、これはいかなる形態であれ、いかなる動機であれ、それを制限することはできないと思ふんです。ここに企業献金のもう一つの側面の民主主義の問題があると思ふんです。

私は総理に質問したいんですが、企業は社会的存在であるとしていろんな寄附を行います。例えばその地域のお祭りに寄附をする、慈善事業に寄附をする、あるいはまた社会事業に寄附をする、そういう寄附と政党に対する政治資金、寄附、これが同列のものだと、社会的存在だから同列だということに総理はお考えでしょうか。

○国務大臣(細川護国) 同列というのはどういう意味がよくわかりませんが、それぞれ今のお話のように、定款の趣旨のつとめて株主に御理解が得られるものであれば、それはそれぞれに適切に処理をされるべきものであらうというふうな思ふいます。

○藤澤弘君 そこが問題なんです。お祭りの寄附だとか、それから地域での災害が起こったか

らというので寄附を出すとか、これは株主だつて大体全部が賛成し得るんですね。万人が賛成し得るんです、そういうことに対して。ところが、ある特定の政党に対してお金を出そうということは、万人が支持をする、賛成をするということとは、これは理論的にはあり得ないんです。なぜならば、議会制民主主義のもとで政党というのは反対党が当然存在するということを前提にして一つの政党が存在しているわけですから。

したがって、この普通のお祭りの寄附だ、社会事業への寄附だ、万人がそれはそれとおりだと思ふ会社に期待されているものは全然質的に違ふんです。すべての株主が特定の党を支持するということは理論的にあり得ない。ですから、ここには同じ寄附行為であっても完全に性格が違ふものなんです。

この前者の場合には、憲法十九条に抵触はしてこないと思いますが、後者の場合、政治資金の場合、この場合には憲法十九条の思想及び良心の自由という問題とかかわってくる、そこに違いがあるということとは、総理、お認めになりませんか。

○国務大臣(細川護熙君) これはもう先ほど法務大臣から御答弁申し上げたとおりだと、私もそう思っております。

○藤澤弘君 それじゃ、法務大臣に今の具体的なことでお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(三ヶ月章君) 企業も先ほどから出ております社会的実在というふうな形で、どうも必ずしも委員御賛成でないかも知れませんが、これも、権利能力あるものには自然人と法人とごさいまして、法人はやはり権利能力を持つ社会的存在であり、社会的存在であります以上、これは社会生活におきます通常の交際というふうなことがで

きる。これはまさに委員おっしゃるとおりお祭りの寄附であるとか、近隣の災害のお見舞いであるとか、これは全くあれでございます。

しかしながら、企業は同時に、先ほど委員自身お認めになりましたように営利を目的とする企業でありまして、営利というふうなものの目的を追

求するために何が合目的であるか、こういう問題につきましましては、これは個々の株主の判断ではなくして、株主の代表によって選出された取締役役会がそういうふうな判断を任されておるといふところで、取締役役がこれはこういう企業献金をした方が会社のためになる、こういうふうな考えで行動するといふふうな場合も、法令に違反しない場合、先ほど法令の幾つかの例がございました、それから定款の目的、これはかなり広く解されておりますが、それに反しない場合には認められるといふことでございまして、そこには多少の差異はありまして、社会的活動としての質的な差異があるとは会社法は考えていないのではないかと私は考えております。

○委員長(本岡昭次君) ちょっと藤澤君、時間が来ましたのでとめてください。

○藤澤弘君 はい、わかりました。今の答弁に対して一言だけ。

○委員長(本岡昭次君) また次の機会があるでしょうから、そこでやってください。交代してくだされ。時間は厳格に守ってください。

○藤澤弘君 三十秒でやめますよ、本当に。

○委員長(本岡昭次君) いや、みんなその範囲内でやっているんじゃないですか。約束を守って。どうぞ次の質問者出てきてください。

○藤澤弘君 それじゃ終わりますが、執行部の判断だけでそういうことが行われるということを経営者がお認めになったということは非常に重大だと私は思います。そのことを一言だけ述べて私の質問を終わります。(拍手)

○青島幸男君 ただいまのお話でございすけれども、私がこういふ場で細川総理にその問題についてお尋ねするといふふうなことになると思ひます。総理は当初、私の考え方はやっぱり企業献金といふのは廃止の方向に向けて考えた方がいいんじゃないかといふふうなお考えをお述べになられた記憶が私はあるんですけれども、もしそうなら、それは私はすばらしいことだと思つてい

ら、それは私はすばらしいことだと思つてい

こういふお話し合いをするのは、私はこの参議院に座を占めましておよそ二十五年ぐらいいなりになりますけれども、最初に出ましたときは佐藤総理でございまして、佐藤総理にこの問題を追及といひますがお伺いしまして、企業献金といふのはやっぱりこれは非常にいろいろ性の強いものだからやめた方がいいんじゃないでしょうかといふようなことを質問したことがあります。

あの当時、佐藤さんは、政治資金規正法をきちんとするんだ、小骨一本抜かないなんという有名な発言がありますけれども、やがてはうやむやになりまして、小骨一本どころか、ミンチにしてたたいて、つみれにしてしまったじゃないかといふようなことまで出たわけでございます。以後ずっと、その当時五年後に見直すからというふうなお約束で言い逃れられて、そのまま来ているわけですね。

今のお話のように、企業は営利目的ですから、金がかかればいいということ、この政党に寄附をしていけばやがてうまい話が回ってくるだろうという考え方で献金をすれば、それは非常にやっぱりわるい性の高いものです。もう一つ、もし全くそういう期待をせずに政党に寄附をしたということになれば、それはやっぱり株主に對する責任とか横領とか、そういうことになるでしょう。

つまり、その企業全体がある政党に献金をすべきたといふふうな思つたということがあつたとすればそれはそれなりの考え方はあるでしょうけれども、企業が持つていられるお金、それは社長なり役員なりがあの政治家は私は信頼できるからあの人の信頼を寄せたい、あの政党の後押しをしたいとポケットマネーで金を出すんじゃないんです。ところが会社の金ですからね。営利を目的とする会社が将来会社に至福をもたらしてくれるであろうという目的である政党に金を出せば、これはいろいろ性が強いと言えますし、もしそれが全くな

かつたらそれは背任横領ですよ。

企業全体が一つに結束するといふことはあり得ないでしょう。その金を稼いだのは多くの従業員たちの血と汗の結晶でしょう。その方たちがそう思つてやりましようといふのなら話は別ですけども、そういうケースはめつたにないですよ。やっぱり一握りの役員なり代表権を持った方々が、勝手にと申してはなんですけども、将来営利をもたらさうからという目的でなさるんだつたら、これはやっぱりわるいと言わざるを得ません。

そういうものを野放しにしてきた積み重ねが今日のゼネコン問題になつていゝるわけで、その辺のところには思いをいたしたら、企業献金といふのは廃止の方向にすべきだといふ結論になるのが当然だと私は思ひますが、大変残念なことに、委員会での御答弁を伺つていゝると、今の話のように社会的な組織であるから容認されるべきだといふふうなお答えを交えられないといふのは私は大変残念ですが、今もそのお気持ちには変わりません。

○国務大臣(細川護熙君) 企業の中にも大きな企業もありまして、また小さな豆腐屋さんだとか八百屋さんだとかといった本当に個人でやつておられる企業もあるわけで、そうした小さな経営者の方々のところではどちらのポケットから出したかといふことはなかなかわかりにくい話なのか、区別しにくいところもあるのかというものが現実の姿なんじゃないかという氣もいたします。

ですから、社会的な存在といつても、本当に何か大企業のことばかりをすぐ念頭に置いてしまいがちでございますが、そういうところもやはり念頭に置きながら考えていかなきゃならないのか。そういうことを考えましても、だからといふわけではございせんが、私もできる限り企業献金といふものはなくしていくことが好ましい、望ましいと思つております。

今度の法案におきまして、とりあえず個人に對するものは御承知のとおりやめる、そして政党

○青島幸男君 五年後に見直しをする、しかもなくしていく方向で検討することが望ましい、こうおっしゃられて、五年後に企業献金の廃止も含めたと、こういうお答えを今いただきましたけれども、五年後に見直しをするというのは佐藤さん以來なんですよ。あれから二十年もたっているわけですけどもね。ですから、一般の国民は五年後に見直しをすると、どっちの方向に見直しをするのか非常に不安がついているわけです。認める方向に見直されたんじゃないかと、こういう認識で。

ですから、五年後に廃止も含めてということ
を、明確にやめる方向で検討するよというふう
に御発言はいただけませんか。

○国務大臣(細川護国卿) これはまだやはり少し御議論をいただかなきゃならないところでございましょうが、私自身の気持ちとしてはそのくらい踏み込んで考えていかなければならないんじゃないかというふうにもっと積極的に考えておりますが、しかし、いろいろな政治的な状況もございまして、その辺も踏まえて対応していかなければなら

○青島幸男君　大變私も心丈夫に思ひまして、そういうお覚悟できつちりと決めていただく方向にお働きいただきたい、我々も及ばずながら応援をしたい、こういうふうに思っております。

それから、小選挙区制というのは、先ほどからの議論でも伺ったように突如出てきたわけですね。ですから私も戸惑いましたけれども、多くの国民の方も戸惑つていらつしやると思うんですよ。

というのは、大政党が有利なように恣意的に誘導していこうとなさっていらっしやる。ほかの市民団体やなんかの意見なんかは聞く耳持たぬという格好で済ませられているんじゃないかというふうには私は感じるわけです。というのは、比例区に出そうとすれば三十人以上の候補者をそろえなきゃならない。あるいは三％条項でこれから新しく芽生えてきようとするような政党の芽を摘んでしまふ。つまりは、我々政治家、プロに任せろ、

○國務大臣(細川護熙君) さつきからの御議論の中でも申し上げてまいりましたが、選挙制度というものが小選挙区制度と比例制度、大まかに言えればその二つしかない。それをどういうふうに組み合わせるかということなんでしょうと思いますが、そのどちらかの制度あるいはその組み合わせをとっているというのが世界の選挙制度の大勢であつて、むしろ中選挙区制度というものが、またそちよつと変わった制度であるというのが、またそこにさまざまな問題が起つてきているというのが、先ほどから申し上げておりましたように、この五年間ですか、あるいはもっと前からと申し上げてもいいのかもしれませんが、ずっと続けられてきたこの選挙制度の議論の一つの収れんしたものではなかつたかというふうに私は理解をしております。

その中で、今度の選挙制度というものは、衆議院の選挙制度については政党本位ということ、政権の意思の選択ということが明確に示されるような形にしていけることがやはり政治の安定とかりーダーシップとかというようなことを考えたときに適當なのではないか。ですから私は参議院はまた違った姿が望ましいのではないかと思っておりますが、そうした観点から今度の選挙制度というものの、並立制というものを提案させていただいているわけでございまして、そうした観点から考えますと、ある程度やはりこの政党本位になるような、したがってそれなりの政党要件というようなものをはやはり備えた条件というものが必要になってくるのではないかと。

その辺についてはもちろんまた参議院でこれから御議論をいただくかなければならない点でございしますが、その阻止条項とか三割とかなんとかといったような話は今後いろいろまた御議論もござい

○青島幸男君 国民、有権者の方々に政党を選択していただくということが政局の安定にもつながるし民意の反映にも一番適当なものではないかというお考えのようですが、だったら、やっぱりいっそう比例制をもっとうんと拡大してしまつた方

がいいんじゃないかと私は思いますけれどもね。でき得れば比例一本にしたっていいというぐらいの考え方を持っています。しかも、選挙のやり方方々としては、個人に一切選挙運動を認めない、公営の選挙で政党が責任を持って選挙を行う、その政党は、全部全国一本の選挙区にして政党を選んでください、こういうことになれば明確に民意は政党の議席数に反映すると思います。それで、一人一人が金を使わなくても済むわけです。政党が責任を持って政策を述べ、国の指針はこうあるべきだということを訴えて、それで各政党がどういう支持を得られるかということで、多くの方々の支持を集めた政党がたっくさんの議席を持って、その中から首班も選ばれて、そのように国が運営されるとすればもっと民主的になると思います。

あわせて申し上げるならば、参議院も今の状態では、それこそ衆参が車の両輪のようにそれぞれが使命を達成しないと成り立たない組織になっていますし、二院制は私はルールとしてはとてもよくできているルールだと思っています。ですから、あわせて参議院も地方区と全国区の個人記名式に、もとに戻して、それで違った選挙のあり方で選ばれた違った院がそれぞれ補充しチェックしていくということが多くの国民の認識にこたえることじゃないか、そう思いますけれどもね。

もつと大幅に比例区を広げてしまおうというようになお考えはありませんか。

○国務大臣（細川護熙君） 私も以前、全部比例に
というきつきお話がございましたが、同じような

度の助成もお考えになっているわけでしょう。その助成の算定基準になる根拠すらおかしいと私は思ふんですね。

それは現実の問題として、自分の政治的な見解を多くの方々に知らしめるための手だてとして使ったのか、あるいは地盤培養のために祝儀不祝儀に出ていった、あるいは入学進学のお手伝いをしたとか交通違反のみ消しをしたとか、そういうことで培養されているんだったら、そういう地域の利益代表みたいな方よりはむしろ比例代表制で、ずっと民意を反映する格好で出てきた方々が公営に徹した選挙のやり方で党の責任において出てくるということが衆議院に一方であれば、参議院がそれを補充するに足る制度の改革もできるでしょうし、そこで両々相まって民主主義が成り立つんだ、そういうふうに考えますけれどもね。

もう時間がなくなりましたから、私は最後に希望だけ申しましたけれども、細川総理の先ほどの、私はもっとドラスチックな考え方を持っているんだけれども、いよいよ話がまとまってこまで来たんだから、もとへ戻して壊すようなことはしないでくれというなお言葉のように拝聴しましたけれども、そういう決意をずっとお持ちになつて奮闘していただきたい、そう思います。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(本岡昭次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

平成六年一月十一日印刷

平成六年一月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局